

## 平成22年知立市議会 9月定例会市民福祉委員会

1. 招集年月日 平成22年9月21日（火） 午前10時00分

2. 招集の場所 第1委員会室

3. 出席委員（7名）

杉山 千春	杉原 透恭	水野 浩	高木千恵子
川合 正彦	石川 信生	中島 牧子	三浦 康司

4. 欠席委員

なし

5. 会議事件説明のため出席した者の職氏名

市 長	林 郁夫	副 市 長	清水 雅美
福祉子ども部長	毛受 秀之	福祉課長	成瀬 達美
子ども課長	島津 博史	保険健康部長	伊豫田 豊
長寿介護課長	山口 義勝	国保医療課長	加藤 初
健康増進課長	清水 辰夫	市民部長	蟹江 芳和
市民課長	神谷 雅俊	経済課長	水嶋 広
環境課長	平野 康夫		

6. 職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	成田 春夫	副 主 幹	池田 立志
議 事 係	加藤 智也		

7. 会議に付した事件（又は協議事項）及び審査結果

	事 件 名	審査結果
議案第47号	平成22年度知立市一般会計補正予算（第1号）	原案可決
議案第48号	平成22年度知立市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）	〃
議案第49号	平成22年度知立市老人保健特別会計補正予算（第1号）	〃
議案第50号	平成22年度知立市介護保険特別会計補正予算（第1号）	〃
認定第1号	平成21年度知立市歩一般会計歳入歳出決算認定について	原案認定
認定第2号	平成21年度知立市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について	〃
認定第5号	平成21年度知立市老人保健特別会計歳入歳出決算認定について	〃
認定第6号	平成21年度知立市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について	〃
認定第7号	平成21年度知立市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	〃
陳情第10号	「子ども手当」見直しを要望する陳情書	採 扱

午前10時00分開会

○水野委員長

定足数に達していますので、ただいまから市民福祉委員会を開会します。

本委員会に付託されました案件は10件、すなわち議案第47号、議案第48号、議案第49号、議案第50号、認定第1号、認定第2号、認定第5号、認定第6号、認定第7号、陳情第10号です。これらの案件を逐次議題とします。

議案第47号 平成22年度知立市一般会計補正予算（第1号）の件を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

○中島委員

補正予算について伺います。幾つか伺いたいと思うんですが、最初に本会議でも伺いましたが、小規模特養の建設について、一度頓挫してしまうという形に今回の補正はなるわけですけども、これについて補助金の関係で23年度単年度でやってもらいたいという改めてのお願いをするという話を本会議で聞きました。ほかの道というのは一切ないのか。

要するに、第4次の計画の中で、これらの種類のを建設するというのを掲げて、それが達成できないということは大問題になるわけで、例えばほかの業者、公募のときには全くなかったのかどうかわかりませんが、ほかの業者で市内の業者で、そういった可能性のあるところはないのか、そういうことも含めての検討がされているのかということについて伺います。

○長寿介護課長

今の質問でございますが、地域密着型小規模特養です。公募させていただきましたところ、本会議でも答えさせていただいておるように、一つの事業者さんが手を挙げていただきまして、申し込みがありました。

その事業者さんの都合により、当初予定をしていた土地を利用することができなくなってしまったということで、応募されたものに対して取り下げということで、取り下げ書が出てきました。

よくよくやはり話を聞いてみますと、その事業者さんのほうにおきまして、当初予定をしていた土地、そこに執着心がありまして、と申しますのは、ほかのいわゆる特別養護老人ホームだとかケアハウスだとか、それから有料マンション、そういったものがありまして、その土地につくって、そういった形で計画をして、その土地を利用して小規模特養をつくって運営をしていきたいというような強い思いがありまして、今回は断念をせざるを得ないような状況となってしまったものでございます。

○中島委員

ほかには公募の際に一切応募がなかったということですか。その点を聞いたんですけど、なかったと。ほかにも再度公募するということも今では考えてはいないと、こういうことですね。そういうことですか。

○長寿介護課長

今のところそういうところでございます。

○中島委員

そうすると、必ず第4次の計画の中の範囲、要するにあと1年ですけども、必ずそこで実現をさせることができるという、それを見込んで今、当局の皆さんはそこに座っていらっしゃるということですか。はっきり見込めるかどうかということが一番大事な問題なんです。

○長寿介護課長

先ほど申しましたように、現時点でその土地が利用できなくなってしまっているということなんですが、先ほども申しましたように、事業者さんのサイドとしましては、その土地を利用して、行く行くはそこで小規模特養をつくっていきたいという強い思いもあるようです。そんな中で、その土地が利用できる状況になったときには、知立市としても一生懸命バックアップして、応援をしていきたいと思っております。

以上です。

○中島委員

だから、23年度に建設の見込みに自信を持っていらっしゃるかと聞いているんです。

○長寿介護課長

ですので、その土地が利用できる状況になればそれは可能だと思うんですけども、現時点では、今、土地が利用できないということですので、23年度中にその施設が確実にそこにできるということは申し上げることはできないんですが、期を熟してといいますか、そのときになったらその事業者さんのほうは、当初予定していた土地を利用してその施設をつくりたいということを言っていますので、そのときにはそういう形で施設ができると思います。

○中島委員

23年度にはできないかもしれないと。だけど、その場所でやっていただけるのを気長に待つと、こういう今の答弁ですか。

○長寿介護課長

気長にといいましょうか、事業者さんのほうがやはり今、いろいろ土地が使えなくなったことによって検討していただいたことも事実なんですけれども、先ほど申しましたように、その土地を利用してという執着心がある中で、その土地が利用できない状況である今は、いつにその施設ができるかということが今の時点ではわからない状況でございます。

○中島委員

計画との関係でいうと、全面的に相手任せということになっては責任が市としては果たせないと、ここを私は心配しているんですよ。

第4次の介護計画の中では、来年末までにはつくるということに進んでいるわけですから、計画は。その方向でよかったよかったと。小規模特養が間もなく誕生すると言って、スタートしたら取り下げられてしまったということで、今、介護保険がすべて民間の事業者任せになっているところに、今の問題が浮かび上がってきているわけです。

全部、事業者任せ、民間任せ。知立市がやると言って保育園を建てると、こういうのは違って、お願いして立ててもらっているという、そういう関係にすべてであるという、ここが私は今、介護保険の中では問題だなというふうに思っていますけ

どね。

23年度については、なるべくやってもらいたいという意向はきちっと伝えてあると。それまでに何とかしてほしいということを伝えてあるというふうに受けとめてよろしいですか。その先はわからないけどということですが、伝えたと、ちゃんと。補助金もどうなるかわかりませんよということじゃないですか。

○長寿介護課長

全く私どもとしましては、業者さん任せというわけじゃないんですが、御案内のように、小規模特養、地域密着型の施設は、知立市に在住の方しか入所できないということもありまして、市としましては、待機者の方が緩和できるとか、そういったこともありまして、ぜひ施設を建設していただきたいという意向はお話をさせていただいておりますし、先ほど言ったように、23年度になるかいつになるかわからないんですけども、その土地が利用できる状況になれば、市としても全面的に。いわゆる補助金の関係ですけれども、ちょっと調べさせてもらったところ、今回、県のほうに申請をした補助金としましては、介護基盤緊急整備等臨時特例交付金ということで、整備床数、床数1床につき350万円ということですが、それから今、ほかの制度もありまして、これも全く金額が、1床350万円で交付金が交付されるものがありましたので、これを23年度以降にはどういう形になるかということもありますけれども、今回、この補助金が使えなくなってしまっても、ほかの制度、名前を言いますと、地域介護福祉空間整備等施設整備交付金、これも同じく地域密着型の小規模特養におきましては、1床350万円の交付が受けられるというものでございますので、こういったものを使ってこういう建設ができるようになりましたら、市としましては、県のほうにこういった交付金を満額いただけるような、そういった交渉はしていきたいと思っております。

○中島委員

補助金はほかにもあるということで、今、名称を教えていただいたわけですが、問題は、計画ど

おりいくかどうかが一番なめですので、その最大限の努力をまだ残された時間やっていたいで、23年度単年度で建設ができればお願いすると。

設計とかは全部できているわけですよ。業者のほうでは設計もできていると。もう着工に入るかどうかという、こういう環境にあるんじゃないかと思うんですが、そういうことでいいですか。着工がすぐできると、土地利用がはっきりしたら。

○長寿介護課長

はい、そのとおりでございます。

○中島委員

それはそのように何度も日参してお願いして、土地利用可能、土地についても身内の問題のようですので、ですから日参してお願いして、何とか間に合うように計画どおりいくようにお願いをしていただきたいと。

前後するわけですが、施設介護を望んでいらっしゃる待機者が、現在のところでは何人みえるのかということをお知らせください。

○長寿介護課長

平成22年8月末日現在で、いわゆる特別養護老人ホーム、ヴィラトピア知立、ほほえみの里、市内の待機者が190名、それから知立老人保健施設、市内の方が3名ということでございます。

○中島委員

大変たくさんの方が規模してみえる。ダブルもあるよということはいつも言われますよね。でも、市内の特養に待っていらっしゃる方だけでも190人ということは、両方に申し込んでいるとしても、95人の方が100%両方申し込んでいるとして、95人みえると。そして、老健には3人みえるということで、市外を利用したいと言って申し込んでいらっしゃる方がほかにあるのかどうなのかわかるんですか。

○長寿介護課長

市外のそういった施設に申し込んでいる待機者数ですが、特別養護老人ホームのほうで29人、それから老人保健施設が61名ということでございます。

○中島委員

これを全部足すということになるのか、ダブルがどれだけあるのかわかりませんが、その必死さというものはこの数字にあらわれているわけです。

介護計画の施設入所の目標は既に突破しているんじゃないかと思うんですが、これは決算ですと聞いたほうがいいわけですが、この件だけ、施設を急いでいただきたいということで伺っているわけですが、入所目標と現在の入所数、計画の数字と照らし合わせるとどんな状況ですか。

○水野委員長

ここでしばらく休憩します。

休憩 午前10時15分

再開 午前10時17分

○水野委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

○長寿介護課長

知立市のつくりました第4期介護保険事業計画の77ページに記載してありますのがいわゆる計画の数字でありますので、この介護老人福祉施設、介護老人保健施設を足して、これは延べ人数が書いてありますので、12カ月で割りますと、1カ月当たり220人となるかと思えます。

そして、22年8月末日現在の先ほど申しました知立市内にあります特別養護老人ホーム、知立老人保健施設に入所してみえる方が129名ということでございます。

○中島委員

大分、計画よりも実施されている数も少ないし、また待機者が一口に言って100名は確実にいるということですね。実人員で100人いるんですよ、今ね。実人員で100名の方が施設にと望まれていらっしゃるというね。

やっぱりひとり暮らしの方とか高齢者世帯という方がふえているという中では、在宅介護で頑張れと言っても限界があるということだと思えますね。ですから、この辺では施設の計画どおりにつくっていったとしても、まだ受け皿が足りないと。29床ですからね、小規模特養は、29床ですか

ら、100名の待機者がいても、あと70名も入れない方が残るというわけですよ。それでも29人は早くということになるわけですね。

ですから、そういう思いでしっかりとこれは実現できる方向で頑張ってもらわなければ、補助金削減だけで終わったようでは困るもんですから、この先がしっかり見えるような取り組みをきちんとしていっていただきたいというふうに思います。

次の問題ですが、日中一時支援事業扶助費、これが何回も補正でふえるというのを目にしてはいるわけですが、今回、2,051万7,000円、これについて御説明ください。

○福祉課長

それでは、日中一時支援事業で今回補正をかせせていただきました。2,000万円という形で、かなり大きな金額ということなのですが、結果から申しますと、実際、市内の事業所が昨年21年7月にてるテル、前回の議会のほうでも話が出たように事業所ができました。それによってことしの4月に、けやきの会のほうで八ツ田のところのみどりという日中一時支援等できました。それと新林のほうにてるテルさん2号店という言い方ちょっとわからないんですが、あすテルという事業所が7月にオープンしました。

そういった関係もありまして、当初には一応、てるテルさんの増加分、それとみどりの部分もある程度見込みを見て、当初のほうは上げさせていただいたわけなんですけど、実際の数字を見させていただいて、4月から9月まで、8月分までの利用月なんですけど、実績を見ますと、どうしても平均が1カ月当たり270万円ぐらいの給付費になってしまうと。それだけ利用人数がかなりふえてきているという形ですね。やはり今まで市外の方が市内に移ってきた。それと、そういった施設があるということがかなり広まってきたということで、皆さんが多く利用されているということで、かなり数字もふえてきたということで、今回、その実績を踏まえて計算させていただきましたら、今のこの2,000万円余をちょっと補正しないと、今年度ちょっと給付のほうが難しくなってしまうとい

うことで上げさせていただきました。

○中島委員

3カ所に現在なったということですね。利用実態という意味では、どういう目的でどういう方が利用できるのかなど、障がい者といっても。それと、人数的なこともわかれば教えていただきたいんですが。

○福祉課長

本来、日中一時支援というのは、利用については、障がいの方が利用できるということで、特に垣根みたいなものはありません。

実際これはどういうものかということ、本来、親御さんですね、保護者の方が、やはりどうしても障がい者の方に常につき添っていかないといけないということもあって、とても毎日それで続けられると大変ということで、一時的に預かれる、そういった施設でございます。

ただ、通常ですと、養護学校や何かへ行ってみえるお子さんですと、養護学校から帰ってくると一時の方に預けていただいているということで、やはりそれでお母様方は一時的に休んでいただくなり休息していただくという、そういったことで利用していただく施設であります。

人数のほうなんですけど、実際は定員は10名。ですから、一時的に10名預かれるという形ですね、そういう形をとっています。

ただ、長時間ずっといるわけじゃないもんですから、2時間、3時間の話で、お母様の都合のいいときに預けられるということで、やはり施設的に大体、今、てるテルさんで登録が45名ですね。あと、まだみどりさんとあすテルさんにつきましては、登録というのはそんなあれじゃないんですが、ただ実績でいうと、8月利用分の実績でいうと、けやきのほうで今、21の方が利用しています。それと、あすテルさんでいうと、あすテルさんはまだ始まったところですので、12名の方が利用されているということで、今のところこの人数なんですけど、やはりこれも、これからまだ拡大していくという形で、市内の方でそういった障がいをお持ちの方については、どうしてもロコミなり

等で広がっていくというもありますし、お母さん同士のつながりもありますので、そういった中で、市内だと近くで使えると。それと今、ほとんどの事業所は送迎もやっています。例えば、養護学校のほうへ迎えにいった施設へ連れてきて、施設へお母さんが迎えにくると、そういう形をとっていますので、お母さんのにも、そういったのも利用しやすいということで、かなり多くの方が利用していただいて、養護学校さん等の話し合いの中でも、やはりそれはありがたいということで、市内にできたおかげでそういったこともできるということで、そういった声も聞いておりますので、それについては、施設がふえることは嬉しいことでもあるし、給付のほうはこういった形で金額的には上がっていくわけなんですけど、利用者の声を聞くと、ありがたいということで聞いております。

以上です。

○中島委員

障がい者に壁はありませんよということ、垣根はありませんよということで、重度障がいの方でも大丈夫ということですか。

○福祉課長

申しわけございません。今、垣根はないと言いましたが、やはり重度の方は制限がございまして、そういった重度の方については、お母さんたちと相談しながらという形でやらせていただいておりますが、やはり市内には入所施設というか、本来、泊まりの施設みたいなのはありませんので、ここでという形をとっているんですが、お断りしている部分も、やり切れない、とても見れないということで断られている部分もあるかと思えます。ちょっとその辺の実態が調べてありませんので、申しわけありません。

○中島委員

ここはショートステイみたいにお泊まりができるという施設ですから、ですから、何か親御さんが冠婚葬祭でどうしても行かなきゃならないということで、ショートステイのように泊まりで預かってもらいたいという、こういうときにも利用で

きるんだと思いますけれども、だからそういうときには重度の障がいのある方も、そういう預かっていただけるところがあったらというふうな思いで見えるわけですね。それは絶対だめということではなくて、ケース・バイ・ケースでという、こういうことでしょうか。

○福祉課長

一応、事業所さんと親御さんというか保護者の方と、その辺についてはやはり事前に話し合っ、条件がという形になります。

それで、今回、新林のほうにできましたあすテルさんなんですが、今、募集中でもありますが、その中でも、一応、事業所さんと面接。それで、それをやらせていただいてということですので、先ほど言われた重度の方がどの程度までがオーケーで、どの程度がだめだというのが明確なところがわかっていけませんので、それは申しわけありません。

○中島委員

このような施設ができて、多くの方が利用され始めているという、このこと自体は大事なことなわけですけども、スタートというところですから仕方がないわけですが、重度の障がいの方は本当に八方ふさがりということがいろんな面でございますので、せめてこういうところで、日中一時支援というところでそういう対応も今後できるように、施設のほうには、もしあった場合には、なるべく門戸を開いていただきたいというようにお願いしたいと思います。

これについては、補助制度というものは全く市単独でやっているのかどうかですね。

○福祉課長

これは一応、地域生活支援事業ということで補助金がつきます。ふつうの福祉サービスの給付の補助金と同じで、国が2分の1、県が4分の1ということで、市のほうが4分の1の、その分が市の負担になってきます。

一応、この部分の日中一時の支援については、通常、丸々という形なんですけど、ただ、これは一応、特例の形の補助金ということで、それを受け

てやっております。ただ、今のところは、制度上は、今言った、国が2分の、県が4分の1という形でいただいておりますので、それで以上です。

○中島委員

当然、自立支援法で、本人の負担ということは、そこによるものということですか。

○福祉課長

そうです。

○中島委員

さらなる今後の充実をお願いして、期待をしておきます。市にお願ひするというよりも、業者のほうに、ぜひ先ほどの充実についても伝えていただきたいと思ひます。

次に、23ページの老人憩の家の施設管理運営費で各種修繕工事費が42万1,000円あります。この内容をお示してください。

○長寿介護課長

これは昭和老人憩の家の雨水板の工事をするものでございます。

当初、平成22年度の当初予算には、污水管の工事のほう、污水管が詰まってしまつてということを知りましたので、平成22年度当初予算に上げさせていただきます。そして、その中で工事をやめていくにつましまして、污水と雨水が同じ管を使って布設されておつたということが判明しまして、業者の方と相談したところ、雨水管と污水管、当然、そんなに一緒になってはいけなかつたということがありまして、工事を一緒にやつたほうが有効にできるということで、今回、この雨水管の布設工事の分を補正に上げさせていただきます。

以上でございます。

○中島委員

接続ミスが発見されたということですね。一時期大問題になって、この昭和地域の接続ミスがないか調査したんですが、公共施設の中に接続ミスがあつたと。あのときはわからなかつたということですね。わかつたときに修正してもらつたという、こういうことですが、そういうことで、あとは憩の家については、建てかえ等も含めて、その他の大がかりな修繕については、今後の検討課題

ということですね。

これはいつの段階で方針を明らかにしようとしていらつしやいますか。

○長寿介護課長

今、委員がおつしやいましたように、全体的なものをとらえたときに、全面、建てかえたほうがいいのか、大がかりな修繕をしたほうがいいのか、部分的な修繕をしたほうがいいのか、そんなことを検討しながら、業者さんのほうに見積もりを出してもらつた中で、耐用年数等々も含めまして、今、本体が鉄骨でつくられていますので、この鉄骨は耐用年数があるということでございます。今、いろいろ悪い箇所が出てきているものを逐次、修繕をしながら利用していただくような形でということで考えております。

以上でございます。

○中島委員

修繕方式に決定したということですね、今の話ですと。鉄骨で、まだ耐用年数は残つている。これは残つているといつても、あとどのぐらい残つているんですか、耐用年数は、20年ありますか。10ある。どうですか。

○長寿介護課長

20年まではないと思ひますけれども、10年近くあると思ひます。

○中島委員

全面的な大がかりな修繕をするということで、予算化はいつごろに見込んでいらつしやいますか。

○長寿介護課長

床をフラット化ということの御要望もございました。床だけを直すのは、そんなに大がかりなことではないんですけれども、老人憩の家を利用するに当たつてバリアフリー、入り口からスムーズに車いす等でも入れるような形にすると、そこでちょっと費用がかかつてしまいますので、そういったものが、ことし検討をさせていただいて、来年にできるような形では考えております。

○中島委員

来年度の予算でのせていきたいという内容ですね。バリアフリーをしっかりとやっていただく。床

も、たたみに座って、憩の家で皆さんが敬老会をするというのも大変つらいというお話がありますよね。ですから、バリアフリー化をやっていくと。詳細について、また現地の皆さんの声をしっかりと聞いてやっていただきたいというふうに思います。

それから、南保育園の用地購入がこれでめどがつくということになって建設に向かっていくわけですが、造成は来年度予算ということにするんですか。造成、実施設計等の順番なんですけども、造成については来年度と。

○子ども課長

南保育園の今、御質問のありました造成につきましては、23年度で計画しております。

○中島委員

子育て支援センターも含めて、今までよりも広い面積で行っていくということですので、それこそ実施がおくれなようにこの点ではやっていただきたい。この件はこれでよろしいです。

それから、生活保護費について25ページ、伺いたいと思います。

65万4,000円という補正予算ではありますが、この中身、臨時職員を雇うということになっておりますが、どのような内容でしょうか。

○福祉課長

今回、生活保護の関係のほうで65万4,000円をあげさせていただきました。実はこれは、今年度4月からケースワーカーが2人ふえて、今、5名でやっております。以前は3名、その前は2名という時代があったわけなんですけど、やはりその自体に比べて、今回ふやしていただいたということもありまして、かなりスムーズというんですかね、ある程度、しっかりやっていけるなという感じがあります。

ただ、相変わらずまだ不況が続いておりますので、少なからずも、少しずつふえていく状態です。その中で、生活保護の中で一番大事なところというのは、申請を受けて、その後の扶養調査。親とか兄弟の方等、扶養できる方がみえないかという調査をするわけなんですけど、そこがやはり一番、

戸籍等から見て、住民票も調べてそういった調査を行うわけなんですけど、やはりケースワーカーが一人ひとり自分の担当のものをやるということだと、かなり労力が要るということで、時間もとられてしまう。それよりもなるべく訪問のほうですね、生活保護者の方の訪問のほうに力を入れていきたいということで、それを今、やらせていただいているということで、その部分の事務をやっていただくということで、臨時の職員さんを入れてやらせていただくということで、今回、その部分の人件費分ですね、賃金分を上げさせていただきました。

○中島委員

10月から配置をされる。1日何時間の配置ということになるんですか。

○福祉課長

一応、1日5時間ということでやっていただく。フルというわけじゃないですが、臨時のふつうの5時間という形をとらせていただいてやっていただくということです。

先ほど言いましたように、やはりこういった事務について、今でもアルバイトの方、今、バイトが、通常のバイト1人とそれと通訳のバイト、それとあと就労支援のバイトさんという形でやっていただいているわけなんですけど、それとは別に、扶養調査というのがやはり大事ということもありまして、それに力を入れていくということで、当然、これは補助金の対象にもなってくるもんですから、そういったこともありまして、それだったらということで上げさせていただいております。

○中島委員

ケースワーカーについては、今、5人ということになります。現在、受給者数が、5名の基準は400名までということになって、さらにまたこれが伸びてしまって、1人オーバーしてしまっているというような状況ではないかと思いますが、その点は、また対応をどのように考えていらっしゃいますか。

○福祉課長

そうですね、今、中島委員が言われるように、

8月末現在で世帯数でいうと421世帯、これが今、生活保護の世帯数です。これを5人で割りますと1世帯80世帯、標準ですね、80世帯を超えていくということで、今のところ5人ということなんです。若干、来年度、一応、要望的なものはさせていただくわけなんです。ただそれについては、まだはっきりしていませんのであれですが、今現在、どうしても今のところきちきちですが、若干、ケースワーカーによっても偏りが出てしまいます。どうしても兼務しているケースワーカーも若干いますので、そういったこともあって、できたらもう1人余分に入れていただければということで、今回、そういったこともありまして、臨時職員のほうで事務をやっていただくということで、ケースワーカーの軽減ということでやらさせていただいております。

○中島委員

途中で正規採用できないということから、仕事の多い部分については、このような臨時職員の配置ということがされるわけですね。

今、言われた趣旨はよくわかるんですが、こんなお手紙を見せていただいたんですね。名前のところは伏せます。〇〇へと、「元気で暮らしていますか、送金は少しでごめんね。1カ月3,000円ずつ援助することにいたしました。今回は2カ月分6,000円の送金です。生活は何とか暮らしているけど、余裕なんてありません。でも頑張って生きていこう。お互いに体に気をつけて年を重ねていきたいですね。届いたら電話ください」と。

これは78歳のお姉さんが72歳の弟さんに出した手紙です。大変厳しい中でこれだけ応援するということを書いてきました。その方は何でこんな手紙が来たんだろうということで、これを持って私のところに参りました。

向こうのお姉さんも年金暮らしで大変ということなんですけれども、今、言われたように、家族の調査を行って、応援してもらえ方がいたらやっていただきたいということを熱心に仕事をされるという結果がこれなんです。気持ちがあれば、どんなに苦しくてもこうやって出そうというふう

になると思うんですけども、本当にその方の状況がわからない中で、ただ送り続ければ、こういう方があるで、その本人さんもうれしいけど、本当に悲しいと言ってみえました。

こういうことについては私は、今、このパート職員で扶養調査を専門で行ってもらうんだということでは、言っているんですが、こういう手紙をどんどん毎年毎年これはやっていくのかどうか、その辺、どういう方針なのか伺いたいと思います。

○福祉課長

今のお手紙の関係ですと、かなりお苦しいという話で大変だと思われまして。

ただ、うちのほうの生活保護のほうの担当につきましては、一応、基本的には、なるべく扶養の方がみえれば、そういう方がということで調査をさせていただいております。

ただ、それで調査はさせていただいているわけなんです。やはりその方の状況で、とても無理だということであれば、そういった返事をいただければという形で、当然、そういう形の方で援助を受けられないということであれば、それでうちのほうは当然、保護はやっていくという形でやらさせていただきます。

ただ、文面でいくと、かなりそういったことが若干、本人さんなり御家族の方に厳しい状況というか、言い方が厳しかったのかもしれないものですから、文章については若干検討させていただくことがあるんですが、基本的には、やはり調査をさせていただいて、なるべく御家族等、扶養できる方がみえれば、そちらのほうで少しでも援助していただくような形をさせていただくことになると思います。

○中島委員

基本はわかります。この方は長く、その方自身が72歳ですから、失業されてから体も余りよくないという方ですが、もう実は6年になるんですね。6年になるんです、この方自身が。てんかんを起こされてアパートでひっくり返ってしまったりとかいろいろあっても、病院なんて行かなくなるとか、大丈夫だと言って、いつも病院にもなかなか行か

れない方なんです。もらっているお金でもう十分だと言って、本当に「ありがたい」「ありがたい」と言って過ごしていらっしゃる、そんな方です。

その方が言うには、こういう手紙を向こうに出すなら、私にも一言言っておいてほしかったと。突然こういうことがあって、私は気が動転したというふうにおっしゃって、頼んでもらうのはいいんだけど、私にも一言言っておいてほしかったと。黙ってやらないでほしいということを特に言われました。

どういう形で今の扶養調査をやってみえるのかということを変更して聞かせてください。

○福祉課長

扶養調査につきましては、当初、申請が出ている。申請受理については、本人さんの意向があれば申請を受理させていただきます。その後ですね、受理させていただいた後、うちのほうから、その方の家族なり親族ですね、住民票、それと戸籍のほうを調査させていただきまして、関係の方にすべてまずお手紙を送らせていただくということになります。

その中で、ほとんどの方は援助できないよというのが、大半の方がそういう形で戻ってくるわけなんです。それを受けて、保護もその形でやらせていただくということなんです。それ以降は毎年、一応、調査という形をとって、お手紙を出させていただいております。

今、言われたように、御本人さんに言っていないということで、当初については当然、御説明させていただいているわけなんです。毎年という形で、どうもその辺が行き届かないところもあったかと思えます。それについては、今後、すべての方にこういったものということで、事前にお知らせするような形でやらさせていただくつもりです。

それと、今の調査もなんです。そういうところで先ほど言った訪問調査というのが大事だと思います。対面でその方とお話ししてということで、そのときにそういった事情等をお伺いできれば、

ケースワーカーのほうも、そういうことも頭に入れてやらさせていただけるということなものですから、そういうこともありまして、今ですと5人いるわけなんです。週に一度、1回ですね、毎日だれかが訪問に回るような形で、そうすると月に大体4回ですかね、回らせていただいて、お留守の方がみえるんですが、そういった方を除いて、会える方はすべて会って、訪問させていただくということで、やっぱりそちらのほうも少しずつ力を入れてさせていただくということでやらせていただいております。

○中島委員

訪問でどうですかねという話があったのであれば、突然、手紙が行くということもなかったんじゃないかというふうに思いますので、今、言われたように、やはり訪問というものを大事にしてやっていただきたい。

訪問をしていく。5人の方が週に一度出かけていって行くということであっても、20回訪問ですよ。会える方が何人おるかわかりませんが、全体で400人の方を順番に回っていかなくはいけないと。やっぱり回っていくことがとても大事だというふうに思いますので、その点では、40人に1人という基準が最低基準でありまして、最低なんです。これ以上は無理という、こういうことでありますので、状況を見ながら、やはり来年度の正規職員の増員ということは必要になるかというふうに思いますので、ぜひ部長さんも心して、その辺は来年度予算に向かっていただきたいというふうに思いますが、いかがですか。

○福祉子ども部長

生活保護の増加に伴うケースワーカーの増ですが、この件につきましても、秘書課のほうにもお話を検討していただいておりますので、そのように期待はしております。

以上です。

○中島委員

それから、ことし国のほうでも相当検討が進み始める、スタートするという事かな。夏季手当というものはございません、生活保護のね。冬季

手当はございますが、夏季手当はございません。この暑い暑い夏の中で、この手当がないことによってクーラー等、扇風機等、そういったものの使用について大変苦勞をされているという実態がありますけれども、その辺はどのようにお感じでしょうか。

○福祉課長

今、中島委員が言われるように、今まで夏季手当というものはありませんでした。逆に冬季手当ということで、当然、ストーブを使われるということで、燃料費代が要するというのでそういった手当がついておりました。

今回、夏季手当につきましても、ことしは特に暑かったものですから、保護者の方から言われているのは、クーラーをつけたいというのが一番大きなものでした。電気代もさることながら、まずは扇風機じゃなくてクーラーが欲しいと。ただ、クーラーが今、保護の中で認められておりません。ですから、それを買うには、毎月の保護費を少しずつためていただいて買っていただくということになってしまいます。

今回の夏季手当につきましても、今、国のほうが言われているのは電気代ですね。扇風機等の電気代ということで、クーラーを購入するとか、こういったもののお金ではないものですから、まだそこまでは認められてないということで、当然、国が認められれば、国がそういう形で出してくれば、当然、うちのほうも同じような形で、加算手当ということで出ささせていただきたいと思えます。

ただ、今はまだ国のほうがそういった形で新聞等で出ているだけです。まだうちのほうが率先してという形は、今のところは考えておりません。

○中島委員

17日にも、知立団地の派遣村相談会が行われまして、新たな相談者もみえまして、今まで相談にきて生活保護を受けられるというふうになって、しかし、ボランティアでいろいろ活動していただくという人たちも集まってきます。

17日はスタッフ以外の方で集まったのは13人で

したけれども、13人の方の中で、クーラーがもともとアパートに設置されているという、レオパレスなんかだと単身者用で、最初からついているんですね。そのかわり家賃が高いと。しかし、生活保護以下の家賃で入れますから、そういうところに入っていると。こういう設置されている方が13人中8人みえました。そのうち使っているのは6人でした。6人のうち1人は、暑いときはいつも、つけざるを得ないからいつもつけているよと。半分の方が、3人の方は、自分の使いたいときには100%使っている。それから、電気料のことを考えながら使えない。ちょっと使ってはとめてというふうにやっている方が3人と。3人3人で6人の方が使っている。であるけれども、全く使っていないのが2人みえました。

扇風機は全員の方がございました。扇風機を利用していらっしゃる方は12人、13人中ね。ですから、クーラーと扇風機を使い分けて利用していたと。ただ1人の方は、扇風機もクーラーも全く使わなかったという人が1人おみえになりました。ですから、7人以外の方、6人が扇風機だけということになります。

ある方は、夜も寝れなくて寝れなくて、友達に頼んで、クーラーのある友達のお部屋に泊めてもらって避難したという方が1人おみえになりました。もう1人の人は、夜、暑くてどうしても眠れないから、夜中に水風呂に入って体を冷やしたと。13回、水風呂に入って寝たと。しばらく水風呂の中で寝とったというような、危ないねという話もあったんですが、そうやって体を冷やさなければ眠れなかったと、こういう実態が明らかになったんですね。

これは13人のその日集まってくださった方たちだけですので、しかし、おおむねそういう傾向ではないのだろうかというふうに思います。

そこで出ていたのは、やはりレオパレスの人はクーラーが最初からついていると。家賃がその分、高い。それは保護費で出してもらっている。家賃の3万円というふうにあい方は、クーラーがない。クーラーを買おうにも、保護費からはなかなか買

えないと。1年以上、貯金しないといかんかなと。5,000円ずつ貯金して行って、安いクーラー、設置費、最低でも6万円、7万円、8万円はかかっちゃうんじゃないかと、こんな話し合いをしておりますけどね、1年以上、こつこつ5,000円ずつを貯金しないとクーラーも買えないと。でも、これは不公平だと。レオパレスなら最初からクーラーが設置されとるじゃないか。だったら、クーラー設置に対して補助をちゃんとほしいということですね。

その上でも、電気代がどうだったということについてみると、クーラーを使った方は6月までの2倍の電気料になったということで、大変、電気料も、2人世帯、御夫婦の方は、4,000円ぐらいが8,000円を超えたと。1人で、1部屋で節約、節約、節約というふうにやっていた人は3,000円ぐらいでおさまったけどということですけども、やはり夏季の手当がないとこの暑さを乗り越えられない。本当に文化的な健康な最低生活を保障するという、その最低保障もやはりできていないのかなということを感じます。

早く脱却して堂々とクーラーを買ってなりたいたけど、仕事がないと。いつまでこうやって我慢するのかと。もっといっぱい課題があるんですけども、この夏季手当についてはそんな話し合いで、クーラーの補助も欲しいということ強く言っておられました。

レオパレスにみんなかわろうかという話もありましたけど、途中でかわるといってもできないということで、この実態ですね、担当として、生活保護の皆さんの実態を訪問活動する中で、もっとたくさんの方に接するわけですから、実態をしっかり把握していただきたい。この点についてアンケートをとってください。

国に対して、今、議論が始まっているわけですから、熱中症で死んでしまうということがあってはならないということで議論が始まっている、そのための資料を知立市として作成して、それで県を通じて国に出すと、こういう取り組みをぜひやっていただきたいと思いますが、いかがでしょ

う。

○福祉課長

ことしの夏は異常気象と言うまでもないんですが、かなり暑い日が続いたということで、9月に入ってからかなり暑いということで、数多くのそういった意見を聞きました。

やはり担当者等、話の中でも、今、委員が言われるように、最初からクーラーがついている部屋はいいんだけど、今、ついてないところで新たに付けようすると、それについての助成は出ないよという形で、やはり不公平感が出てくるのかなという気はしています。

ただ、今、クーラーが認められてないというのは、一般の方の生活の中でも、まだクーラーがつけてない方もみえるということで、そういったこともあって、クーラーをつけるのに助成というのがついてないという話を聞いております。

今後、今、言われるように、アンケート等を実施させていただいて、国にも要望ですね、県のほうにも要望をさせていただくということは、当然やぶさかじゃないということで、それについては当然やらせていただけたらと思いますので、やっていくということも大丈夫だと思います。

ただ、ことしはこれで今は随分涼しくなったものですから、来年に向けてということで、国のほうも、かなり大臣等が発言していることですので、そういったことで通常ですと決まってくるのかなという気がしていますので、そうした場合には、当然、うちのほうもそれに沿った形でやらせていただくつもりでおります。

○水野委員長

ここで10分間休憩します。

休憩 午前11時00分

再開 午前11時10分

○水野委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

○中島委員

生活保護については、21年度決算のときよりもまたさらに伸びてということで、どこまで行くん

だろうということですが、就労支援の方も頑張っていると思うんですが、就労になかなか結びつくのは難しいかなというのはありますが、成果はありますか。

○福祉課長

今、就労支援の臨時の方で来ていただいて、毎週相談に来る方もみえます。それで、やはりいろんな就労先を探させていただいて、何とか正規職員なりでやっていただくということで、実は先日の都市計画課の公園の関係にも1人応募させていただいたのが、結果は、きょう朝、聞いたら残念だったということだったんですが、そういったこともありまして、就労の成果につきましては、大きく成果が伸びるということはありません。

ただ、今、聞いているところによると、割と外人さんのほうが就労しやすいというんですか、雇ってもらえるところがあるということでやっているし、あといろんなお寿司屋さんですね、回転寿司みたいところで雇っていただいているような方もありますので、そういった方なるべくいろんなところを紹介して、特にリフトだとか、そういった資格のある方については、そういうところを選んでなるべく紹介するというのでやらせていただいております。

○中島委員

リフトの資格から、たくさん七つか八つ持っている人がちっとも仕事がないというね、50歳を超えているんですね。だから、そうなる大変だということで、一生懸命アルバイトをしてみえたり頑張ってみるんだけど、本当に難しいという状況があると思います。

それで現在、知立市でいいますと、保護率パーミル、100%の次、1,000人単位というのかな、パーミルという言い方をしていますけど、何パーミルに知立市はなったのか、県下ではどんな水準なのか、どうですか。

○福祉課長

まず、知立市におきましては、8月末現在で8.63パーミルですね、1,000人の世帯なんですけど、これは基準の世帯は21年10月1日が基準になって

おります。分母がそこになっているということでですね。

県下におきましては6月の資料しかありませんが、今、6月の段階で、知立はこのときが8.95という数字になっています。それでいま、県下一番ということで。

○中島委員

名古屋は。名古屋を入れて。

○福祉課長

名古屋は18.17ですから、政令都市は除いてということになります。それで一番ということですね。

ちなみに、ここの近隣市でいいますと、碧南市さんが3.17、同月6月現在ですね。刈谷市さんが4.66、安城市さんが4.66、高浜市さんが4.59。通常は大体、1,000人に当たり5人ぐらいのという形が通常なんですけど、やはり知立はちょっと多くなっているということで、ここ1年ということで、景気が悪くなったということで、リーマンショックのころから一気にふえ出したということで、そこまで上がってしまったということになります。

○中島委員

支援の強いところに人が寄ってくるのか、それから、そういう貧困の方の住環境を受け入れやすい地域に寄ってくるのか、地域の格差が随分出てしまっているというのが生活保護の実態だというふうに思います。

名古屋は、年末の派遣村をやったときにどっと集まってきてしまって、そこで全員、名古屋の受給者になるというようなことで、名古屋が一気にふえたり、大阪もすごくふえているということになっているわけです。

私たちが以前、市長にもお願いしましたが、知立市だけで支えるんじゃなくて、もっと国が支えるところを太くして欲しいという話を一般質問でも私、去年やりました。市のほうから国にそういう声を上げてくれというふうに申しましたけれども、その点では、市長、どうですか。過去、そういう声を上げていただいたんでしょうか。

○林市長

この生活保護に対することでありますけれども、認識でありますけれども、そして今、国のほうに上げたかということでもありますけれども、今、知立市にとって生活保護費というのは8億円近くの決算であります。これは非常に大きなお金でありまして、今、子育て支援に力を入れているんですけども、小学校費で3億円ちょっと、中学校費で2億数千円の中で、生活保護は私どもの行政経費の中で突出している額であります。

今、課長が御披露させていただいたように、他市よりも異常な突出の仕方でありまして、リーマンショックで影響を受けたのは知立市だけじゃないわけでありまして、やはりこうしたことは他市にも均等に分担していただきたいということとあわせて、もともになる国のほうにしっかりと財政支援をしていただくということは本当に強い思いを持っておりまして、市長会議にも当然上げさせていただいて、ブロック長会議、そして県市町会議にも上がりました。全国にも行っておりますし、あわせて、そのほかにも代議士等々をお願いをさせていただいておりますし、いろんな機会を通じて、私はこの生活保護費の知立市分の軽減になるように、いろんな方面で、視点で働きかけをさせていただいております。

#### ○中島委員

市が25%、4分の1持つ、国が4分の3持つというルールです。国は4分の3、市が4分の1ということになっております。大変大きいですね、割合として。やはり今、国に声を上げていくように努力してみえたという話があるわけですけども、これが実現しないと本当に大変だと思うんですね。ほかのさまざまな行政施策に影響が出てくるということにもなりかねないわけでありまして、ぜひ私はこれをやってもらいたいなと思っているわけですけども、多分、全国的にも、この偏りについての不満が自治体から上がっているというふうに思っていますけども、担当課長のほうとしては、その辺の状況とか、それから県にどのような働きかけをしていくのかとか、その辺お考えがあれば伺いたいと思います。

#### ○福祉課長

担当の課としましては、今、市長のほうからありましたように、当然、今の国のほうの支給の部分について、市のほうから当然、県に上げさせていただいて、県のほうから市長会、についてはブロック会議、当然、国のほうにもそこから上がっていったという状況であります。そういったこともありまして、やはり全国的にも、市によってはかなり差が出てきている。特に関西のほうなんかですと、やはり大阪の西成とか、そういった地区ではかなりの人数がふえていて、給付費だけでもかなり財政を圧迫してしまうという形で、そういった記事も載っております。

やはりそういったので全国的にもそういった声が上がってきていると思いますので、当然、そういったことを引き続き、県を通じて国のほうへ上げていくという形をとりたいと思います。

#### ○中島委員

ぜひ、これは強くやっていただかなければならないと思います。すぐ解決できるかどうかわからない課題ですので、生活保護から脱却できるかどうかということなので、それと国へということと、もう一つ、私どもも同行支援させていただいて、生活保護の窓口へよく行くんですが、安城で受けるべく人が知立へ来るわけですね。私たちは、同行支援するから安城へ行こうという話もしたけども、緊急なので知立で救いましょうと担当者が言ってくれて、それはそれですごくありがたかったですね。女性だったし、野宿してみえたし、安城に野宿していたと。安城で野宿している場合には、安城市役所が本来なら相談に行き受けてくれるという、これはルールなんですけども、安城がけってしまうと。冷たくられちゃったと言って、知立へ来たという経過がその方が言うにはありました。

やっぱりその辺のルールを、お互い紳士協定じゃないですけども、知立へ行けば受けてもらえるよというね、「知立へ行きなさい」「知立へ行きなさい」と、これが行政の間であっては絶対ならないと思うんですね。ここで冷たくやっても、き

っと知立は救ってくれるだろうみたいなことがあっては困るんですよ。知立市の税金が4分の1入りますからね、だからそれぞれの市がきちんとそのルールを守って、生活保護の相談をしっかりと受けるという、このことをやってもらいたい。関係者、担当課長会議なのか何かで私は言っていたきたいなど、そんなふうに思います。

何ならいついつまでならどっちだよと、もう少し明確にしてもいいと思うんですけど、少なくとも野宿者の場合は、前の晩に泊まった場所が行政に責任になるというルールになっています。

安城の公園で泊まった人、ずっと泊まっていたんですけど、その方は、だけど安城のほうに相談にいったも、遠い実家へ帰ればいいじゃないかということで追い払われて、帰るお金もないし、まだそこにずっといたというね。見るに見かねて日系の方が救って知立へ連れてみえたんですね。もう安城へ行ってもだめだったと。

だからこういうことはあってはならない。だから行政がちゃんとルールを守って、法律に沿ってしっかりと生活保護をね、大変だけでも、やはり今、側面開いて受けていくという、お互いの話し合いをきちんとしてもらいたい。課長会議などあった際には、ぜひそんな点、お願いできますか。

#### ○福祉課長

今、委員が言われるように、各市の窓口で多分、追い払われるようなことはしてないかと思っております。というのは、当然、最初に申請のあった窓口で受けていくという形でとっておりますので、そういったことはないかと思うんですが、相談というか本人さんの意向ですね。本人さんが生活保護を申請するという意向を確認してからになります。

ですから例えば、相談を受けても、かなりこの人は逼迫しているから、相談どうですかといったときに、私はまだ受けないという方もみえます。そういった方は、やはり受けないと言われると、生活保護の要は申請を出してもらわないことになってしまって、逆に受けたいんだという方は、当然、うちのほうは申請書を渡して申請をしていた

だくということでやっております。

今、言われるような形の話は、やはりいろんな担当の課長会議でも出ております。例えば、刈谷市さんや何かでいきますと、今、ワンストップサービス等でハローワークのほうでやっているわけなんですけど、ハローワークで出た方というのは、刈谷市役所に行ってしまうと。刈谷のほうは、どうしても何でうちへというそういった意見もあります。やはりそれは保護者さんというか、その方の最初に、どこのほうへ相談に行ったかということで決めさせていただいて、若干、そういう課長会議等で、そういったルールみたいなのは、一言言うのは全然問題ないんですが、特に各市でそういったことはないかと信じております。

#### ○中島委員

信じておられるということですので、表立ってそういうことがあるなんていうことは言えないと思いますけれども、そのような事例が実際にあったということで、市のほうは親切に対応してくれたわけですね。そんな担当者会議の折にはさまざまな話し合いが出るでしょうから、そういった折に機会があれば言ってください。

それから、環境問題で一つ聞いておきます。

COP10の関連事業の委託料というのが49万4,000円出ております。名古屋で間もなく開会されるCOP10の国際会議があるわけです。生物多様性、これをどうやってしっかり守っていくのかということテーマにするわけですけども、これは知立市としては、委託事業ということはどういうことでしょうか。

#### ○環境課長

今回の補正分は、愛地球博記念公園で実施するブースの展示の委託料ということで、文楽・からくり人形の展示を10月10日に実施します。これは当初予算で100万円、また別に委託料を組んであるんですけども、この当初予算の100万円につきましては、パティオで実施する知立山車文楽、からくりと和太鼓の委託料で、開催は同じく10月10日に、これはパティオのほうで実施します。芸術創造協会のほうに委託する形で事業を実施して

おります。

以上です。

○中島委員

文楽・からくり、これを生物多様性のこの会議で位置づけるということですね。ちょっと位置づけについて御説明くださいますか。

○環境課長

生物多様性の位置づけとしましては、例えば、文楽・からくりですと、今度は講演の内容ですけども、文楽人形の魅力という形で、頭の生物素材という形で、その生物素材からこの頭ができていくという形で挙げさせていただいています。

それから、もう一つ講演のほうで、和太鼓と樹木とありますけれども、これも成り立ちから考える生物多様性という形で、太鼓の原材料がこの生物多様性に関連しますよという形でやっております。

以上です。

○中島委員

そういうことですね。昔のそういったからくりの頭とか和太鼓、木をくり抜いてとか、樹木から恩恵を人々が授かっているんだと、こういうことですね。そのとおりだと思うんですけどね。

今、森林を守るということもあれですし、木をもっといっぱい使おうというようなことで、木を使った家をつくろうとか、身近な知立の自然を見直す。知立の中にある生物をしっかりと見直す。外来種については拒んでいくと、こういった問題もあろうかというふうに思いますけれども、こういった取り組みというものもあれば御紹介ください。

○環境課長

知立の中で、例えば環境課のほうでは水生生物調査だとか、そういう事業をやっております。

知立の中の自然というのは、非常に川の水に関しましてはそれほどきれいではありません、正直言って。ですから、生物多様性という観点からいくと、知立でなかなかいい素材がないのが現状でございます。

今、西中のところでホテルの関係でビオトープ

をやっておられる方がいらっしゃいますけども、ああいう事業もやられておる。

それから、環境教育のほう、学校のほうでは一生懸命、環境教育で今、頑張っておられます。環境課としましては一生懸命応援して事業を進めておりますけども、このCOP10ということに関しての生物多様性という観点からいくと、なかなか知立市にはそれに合ったものがないというのが正直言っての感想でございます。

以上です。

○中島委員

自然が少ない、動植物も大変種類が少ないという知立市かもしれませんが、その中でも猿渡川の生物を調べるだとか、いろんなこともやっております。方たちもいますし、そういった少しでも目を向けられる自然というものがあるところについては、環境教育、子供たちを特に中心にしてやっていかなきゃいけない。これからもそういう視点で、知立市の少しでも残せる環境について大事にする施策をとっていくということが必要かなというふうに思います。

これからの課題ということになるかと思いますが、知立市には関係ないんじゃないかと、ことしの暑さというものも、異常気象というものも大きく環境問題、生物多様性イコールじゃないですけども、環境の恵みを私たちは受けて生活しているんだという、暑さも、環境をいじめてきたせいなんだというようなことになるかと思っておりますので、やはりそういう意味では、環境基本計画もありますけども、しっかりと環境の取り組みも行政として行っていただきたいというふうに思います。

以上です。

○水野委員長

ほかに質疑はありませんか。

○石川委員

それでは関連みたいになります。今、中島委員から、介護基盤緊急整備事業ということで、小規模特養ホームについてやりとりがありましたので、それを繰り返すわけではないんですが、今の答弁を聞いておると、利用状況になったらと

ということですね。土地の利用ができるようになったら進めるんだというようなことでは、これは緊急整備事業だということで、国のほうもそういう形でとろうという形になっているのは、緊急を今、要するところでありますので、積極的に働きかけなければならぬと思うんですが、いま一度答弁願いたいと思います。

○長寿介護課長

先ほど来から答えさせていただいております事業者サイドのほうの場所を使ってということがありまして、そのところは使えなくなりました。その相談をしている中で、事業者の方々も、その近辺で土地を使えるようなところはないとか、いろいろ検討していただいたことがありまして、29床の小規模特養をつくるには、おおむね1,000平米ほど土地が要するというようなことがありまして、そういった適当事業者の利用できる土地が、当初予定していたところしかないということになってしまいました、決論的には、知立市としまして、そういった形で公募した業者において、一つの業者が手を挙げていただいたということで、当初やっていただけと思っておったんですけども、そういったような形で断念をせざるようになってしまったことについては、本当に残念な思いがあるんですけども、先ほどから申しましたように、その土地が使えるようになったらといいますのも、その事業者のほうの御家族の関係のことですので、市としても、なかなかそこまで立ち入ってお話ができないというのが現状ですので、今、こういった形になってしまったわけでございます。

以上でございます。

○石川委員

そういう事情はわかりますけども、じゃあそれをいつまでも待っておるのかというのは、なかなかことでありまして、その中まで立ち入るんじゃないんですけど、市としてはどうしてもお願いしたいということを切実に訴えなければ、身内の問題でいつまで待たされるのかということとは、これは大変な問題だと思います。

今、待機者が190人ぐらいあるというお話でした。それで今の小規模の特養ができれば、市内の人を入れるということで、29ですよ。昨日も敬老の日でありまして、これからどんどん高齢化が進むといたら、待機者が今、190人おるなんて、この数字をまともに見ておりますと、どんどんこれはふえる可能性のほうが大きいわけでありまして、それをいつまでも相手次第だからということとで待っておるわけにはいかないのではないかと思うんですよ。

それで、次の補助金のあれもあるということなんで、これを公募されたときには一つしかなかったですね、手を挙げた方が。ということですけども、これも何とかほかの方々もというような方でやる人もということで、一つだけでなく、これはどんどんつくる必要がある施設だと思うんですよ。

待機者のことを見ていると、本当にきのうの新聞のニュースじゃないですけども、1年で大きく高齢者がふえるんですから、当然まだ入りたい方がどんどんふえていく。この190がマックスじゃないわけですから、そのことを思えば積極的に市のほうからも働きかけていかなければいけないと思うんですよ。

民間だから民間任せというわけにはいかん時代じゃないですかね。やはりそこに緊急ということが言われておるんだと思います。これにしっかり取り組んでほしいと思うんですが、部長、いかがですか。

○保険健康部長

今回のこの小規模特養の建設でございますけども、途中でそういった事情でできなくなってしまったということにつきましては、私ども、大変残念な思いしております。

それで、引き続きまして、この事業者にも何とか早く問題を解決していただいて、早く建設の道筋ができるようお願いをしておるわけですけども、引き続き、そのお願いもしていきたいというふうに思っております。

それから、ほかの事業所も、もしこういった御

意向がある方がおられるようでしたら、4期は23年度で終了するわけですが、次の5期計画の中で、小規模の特養に限らず、ほかの施設もそういう規模、あるいは意欲がある方がおられるかもわかりませんので、幅広く皆さん方をお願いをしていきたいというふうに思っております。

○石川委員

積極的にお願いしたいと思います。

それと、もう一つ心配なのは、こういう補助金を県のほうへ返上しちゃうというような形をとったときに、次の補助金があるからそれを目指せばいいよといったときに、県のほうは、今、どれぐらの補助金の余裕といいますかね、ほかのまちがどれだけ手を上げるかわかりませんが、そういうような状況というのは、やはり市のほうとしてもつかんでみえるんですか。

この補助金があるから、次、それでいきますよといったって、そんなことは県のほうが許可してもらえないかわからない。もういっぱいだから、知立市はこの間、断ったやないかと。もうちょっと後でいいじゃないですかと、そういうような状況にはないんですか。ちょっとその辺、どうですか。どんなことをつかんでみえますか。

○長寿介護課長

先ほどお話をさせていただいたところでありますけれども、各年度におきまして、そういった補助金の制度があるわけですが、先ほどもお話をさせていただいたように、そういう制度を利用できる段階になったら、市としまして、県のほうに補助金を満額交付していただけるような形で働きかけていきたいと思っております。

○石川委員

これはまた次の年次の計画を立てるわけですが、その中でおさめようとする、本当に相当前からアクションをとってないと、はい、すぐ建ちますよというものじゃないですから、そういう点での行動を起こしてもらわないと、予定しておいた計画どおりには全然進まないことになってしまうと、そういう危惧を持っております。

この辺のところはどうですかね、市長さん、ど

ういう思いですか、補助金を返金するという事について。

○林市長

今回、非常に私どもも残念でありました。今回辞退される方は、本当にやりたい思いで、苦渋の決断で今回だめになったということでありまして、市としては、これからこの事業所にかかわらず、やってくれるところを積極的に探していくという姿勢は持っております。

そして、その中で補助金の関係であります、やはり県としても非常に残念だということであろうかと思いますが、ただこの介護基盤の整備については、知立市もそうでありまして、愛知県のほうも、やっていきたいという思いを強く持っておりますので、この補助金については、これからはこちらから要望すれば、県のほうもそれにこたえていただけるのではないかなと私は思っております。これからは一生懸命、事業所に働きかけ、そして県のほうにもお願いをさせていただきたいと思っております。

○石川委員

ぜひ、しっかりとこれは、どんどん待機者がふえるという可能性が大きいわけですから、積極的に進めていってほしいと思います。

よろしく申し上げます。

それから、また同じように、保育園の問題があるんですよね。23ページに私立保育園運営費のところ、せっかく乳児保育をしようというときに、建物が建たないという形になってしまったわけですが、結果的には、民間のことだから民間に任せておけばという思いはあるかと思いますが、相当前から建てたい意向を持っておたわけでありまして、この間にいろいろと建築ができるかできるかということをはかの建築課ですか、そちらのほうとの話し合いとかいろいろ進めている中で、結局は建てられないから、それじゃやめようという形になってしまったわけですが、この間に乳児保育というのが、今、私を感じるころによりますと、0歳児をすぐ預かってほしいなというものに対しての受け入れというのがやはり少ない

のではないかと思うところでありまして、それをやろうというところで、これが頓挫しちゃったわけでありまして。

これも同じく補助金が出てるやつを、また県のほうへ返納すると。もうやめますよと。これはこういう状況になると、県のほうも知立市なんて当てにならないと。私がもし担当者でもそう思います。また知立市は出してきたか。よく見ておらんと、まただめになっちゃうかもわからんぞと、そういう印象は否めないんじゃないかなと思うんですよ。

これは確かに民間のほうのやるということなんですけど、市の保育事業の計画があるわけですから、収容人員が減ってしまうということは大きな狂いじゃないかと思うんですが、この辺のところを担当者はどのように思われますか。

○子ども課長

徳風保育園の分園ですね。乳児棟の建てかえ事業について、経過としては今、委員から紹介がありましたように、中止ということになりました。中止に至った経過はいろいろあるわけなんですけど、中止になった結果、今の質問ですと、乳児の受け入れをどうするかという話だと思います。

今、南保育園を計画しておりまして、その中で乳児の受け入れを拡大していくと。あわせて今、猿渡保育園も工事に入っておりますが、そちらでも乳児の拡大をしていくというようなことで、徳風保育園については、今、聞いている範囲では、今年度中には一応耐震をしたいという話を聞いていますので、現状の乳児の保育については影響がないかというふうに思っております。

以上です。

○石川委員

乳児保育については、そういう受け入れ先といますか、確かに猿渡も非常に、90人の定員から200人になるということですから、ちょっと中身を聞かせてもらいます、猿渡保育園の。

○子ども課長

済みません、今、猿渡の資料を持ち合わせておりませんが、確かに今、委員の御説明が

あったように、90人から200人に上げて、乳児もあわせてやっていくということで、猿渡においては、建てかえと同時に保育の方法は、お話を園長から聞いている範囲では、異年齢時保育をやっていきたいなという話を聞いておりまして、今、その準備を進めるということで、突貫工事で3月に間に合うように進めているというのが現状であります。

○石川委員

乳児保育については心配するなということだと思いますけども、そのように受けとっておきますけども、これは、要するに土地の問題ですけども、昔で言う赤道の話なんです。これは昔は国が管理していたのが市のほうへ移管されておるわけですけども、この問題で頓挫してしまうというのは、幾ら民間だから民間に任せておけというものではあるけども、何か縦割りのような感じで、本当に福祉課のほうから、子ども課のほうから一生懸命、建築課のほうへ何とかならんかとか、あるいはその周辺の方々に、市のほうからでもある程度説得といたしますか、お話をしていただいたような経過はあるんですかね。ちょっとそこら辺をお聞かせください。

○子ども課長

今、経過というお話がありましたけど、経過といいますと、分園の建てかえについて補助金を使うということについては、21年6月に愛知県から、たしか監査のときだと思うんですけども、使えるよという話の中でこの計画が始まったということです。

補助金をいただいて事業を進めるということで、事業主体である徳風保育園がずっと事業の準備を始めておりました。私のほうに赤道があるという状況がわかったのは、年明けで、22年2月1日です。それまでに当然、徳風保育園のほうは設計業者が入っておりまして、設計業者でありますので、赤道をどう処理するかということは当然周知してみえるということで、徳風保育園のほうとしては、私のほうが処置する2月1日までにもう既に承知して、建設部のほうへ赤道の払い下げ等について

協議をしていたという状況です。

私のほうが承知した2月1日、設計業者からいただいた図面を見させていただいて、私が見たのは、その中に赤道があるということを確認しましたので、大至急これを処理しないと建物が建たないよという話をさせていただいて、その後徳風保育園も、その赤道の処理で土木のほうに顔を出して、処理について一緒に相談していたようです。

でもその後、らちが明かないということで、5月に入ってから、土木課、子ども課で、赤道の関係について徳風保育園と協議をさせていただいて、その5月18日以降、地元の方とも話したいということで、市役所のほうの会議室を用意しまして、近隣住民の方とここで打ち合わせをしたいということで、徳風保育園のほうから声をかけていただいて、場所を提供するような形で、市役所の中で何回か協議をさせていただきました。

その中で土木の立場として、赤道の廃止についての説明をしておりますし、子ども課としても、今の保育園の状況ですね、あそこをどうしても建て直さなければ、乳児棟である、非常に耐震について問題があるというようなことで協力していただきたいという話もさせていただいたんですが、結果的に、地元の方の赤道の廃道に払い下げについては不同意というようなことになりまして、結果的にどうにも話がまとまらないということで、徳風保育園のほうから事業を中断したいということでお話がありまして、県のほうにすぐお話をし、この補助金については、補助事業をしていかないというような形で報告をさせていただいたというのが現状であります。

#### ○石川委員

私が言いますのは、2月1日から実際に動いたのかもわかりませんが、これは相当長い前から、その問題でずっと土木課のほうと打ち合わせをしておいて、ああでもない、こうでもないとやっておったわけでありまして、それは土木の問題だろうと言ってそのままにしておけばそのままだったわけですが、実際に。したがって、いよいよ期間がなくなったということで、2月1日から

動き出したというのが実態で、そこら辺のところは、かなり前からの計画だったと思います。

確かに、民間側のほうの徳風さんの動きが鈍かったことは確かだと思いますけども、それに対して、それぞればらばらのような印象を受けたのは確かです。やはり保育のこういう計画がある中で、どうしてもこれをやらないかんとするときには、やはりもう少し民間のことではあると言いながら、もうちょっと親身になってというか、任せとけや、何とかなるだろうというようなことではなくて、進めてもらいたかったなと、そんなふうにも思います。

既に次のところで、猿渡保育園あるいは南保育園でそういうところのニーズをちゃんとカバーできるということなら、それはそれでいいわけでありまして、やはり今後も、よく言われることに、保育園は、公立も私立もほとんど一緒だろうというのに、どうもいろんなところで差があるなという大変苦情を聞いたりいたします。ほとんど授業なり、その間の待遇の規定というのは公立と一緒にわけでありますから、この一翼を担っているというときに関して、それは民間だからそちらのほうでやりなさいよと言ってほうっておくと、こういう事態になってしまうのではないかなと、そんなふうにも思います。

ぜひ今後、またそういうことがあるかと思えますので、その折には、やはり庁内でしっかりとそこら辺の相談も、関係の他の部があるわけでありまして、そういうところとしっかりと話し合っておけば、こんな事態は避けられたかもわかりません。

補助金を返納するなんてことは、これはもう本当に市にとっても大変不名誉なことだと思います。せっかく計画を立てているのに、県のほうにしてみたら、これはどういうことだという思いは必ずあると思いますので、そこら辺、市長、いかがですか。

#### ○林市長

先ほどの件とあわせて、今回、補助金を返還するという事態ということで、本当に申しわけなく

思っております。今までも慎重にはこうやって予算を計上させていただいているんですけども、こうして予算を計上させていただくときには、さらに慎重を期して計上させていただきたいと思っております。

○石川委員

ぜひこれは慎重にやってもらいたいと思います。大型事業の連立の件で、県・市の負担の割合を2対1にしてくれと言っているときに、知立市の計画でどんどんいろんなことが変わるぞという話になったんじゃ、これはとてもじゃないけど成就できることじゃないと思います。

そういう点で、もうちょっと計画を立てるときでもしっかりと見て、知立市だけの問題じゃなくて、県とか国のほうにも影響するということに関しては、もっと慎重にやってもらいたいと思います。

以上でございます。

○三浦委員

済みません、中島さんの質問に関係しますが、COP10についてももう少し教えてください。

先ほどの答弁で、10月10日にCOP10が開催する。開催といっても、文楽・からくりの展示と上演という形で、それのみですよという回答がありました。

このCOP10、世界的な呼びかけといいますか、生物多様性、また生態系の保全ということで取り組んでおります。ことしは万博の関係、それから名古屋で開催ということで、県下も力を入れている。こういう関係の中で、知立市の事業として、いわゆる展示・上演、この関係も先ほど聞いたんですけど、余り的確ではないとは言いませんが、なかなか結びつかないような感じでございます。

そんなことで、先ほどの答弁の中で、猿渡川とか逢妻川、知立市の場合は森林がありませんので、環境を汚染するということ、大体、川になるかなと思うんですけど、知立の川は汚いから、これには適用しないといいますか、対応しないというような回答があったんですけど、全然無関心といいますか、考えてないような答弁だなと思うんですけ

ど、そういった猿渡川、逢妻川、これは民間の団体でも一生懸命きれいにしようと、生態系を守ろうということでも一生懸命やっているわけですね。それを知立市は、汚いから何もしないよという、そんな返事だったと思うんですけど、その辺、もう一度お願いします。

○環境課長

民間の方が清掃活動をやって、一生懸命きれいにしていることは私どもも知っております。水生生物調査をやった関係で、猿渡川、逢妻川で生きて要る昆虫や何かを見ますと、やっぱり汚い水に住んでいる虫などが実際にいる状況でして、この水生生物調査をやった結果を例えば展示するというと、余りいい結果というのか、いい公表ができないということを配慮しまして、川を皆さんが一生懸命きれいにしておることは私どももよく知っております。ですけれども、その結果を例えば展示するということは、余り好ましくないかなと思ひまして、今回は山車文楽等のほうで展示させていただきたい。それから、上演していきたいということでやっております。申しわけありませんけど、こういう対応でいきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○三浦委員

今、そういった生物を調べて展示すると。それもそうだと思うんですけども、そうじゃなくて、こういった世界的に生態系を保存する森林なり動物、川の体系、そういったのを保全するという意味合いにおいて、知立市のほうがどういった対応といいますか、方向性を持っているのか。川をきれいにするというのにどういう方向性を持っているかというのが余り見えてこない。きれいにして、今、散歩道もありますけれども、あの川を生かしたて生活すべてがございしますが、そういったことに関して知立市がどういう方向性を持っているのか、それが見えないものですから、今、質問をしたんですけど、その辺はどういうふう。

○環境課長

環境基本計画の中で、散歩道だとか河川の活用、いろいろ計画のなかにうたっております。川に関

しましても、例えば側溝等から下水等が入っていかなくなって、家庭の雑排水が入っていかなくてはきれいになっていくと思いますし、いろんな形で生物多様性に関しまして、要は環境保全の観点から事業ができると思っております。

環境課だけではできない事業が多くありまして、例えば環境保全に関しましては、市役所でいいますと、各課共通の認識になりますので、それぞれの課に依頼しまして、一つずつの問題点を解決してやっていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○水野委員長

ここで午後1時まで休憩します。

休憩 午後12時00分

---

再開 午後1時00分

○水野委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

○三浦委員

先ほどのCOP10の環境の続きですけど、先ほどの話で、展示するものがないという話でありました。その前提には、知立の場合は川が汚いから、調査して出してもどうのこうのという話がありましたが、その実態を出すというのが大切であって、別にいいものを出しても、きれいならいいですけど、知立の川が実際に汚ければ、汚い実態を出すというのも、それによってまた環境のほうを整備していこうという形になるものですから、そんな意味においても、汚いから出しても何のあれもないよという話ではいけないと思うんですけど、その点、もう一回お願いします。

○環境課長

今、委員が言われるとおり、実態を出すというのも一つの効果がある手法だと私も思います。

川自体は、私が小さいときはと思えば、きれいだったんですけども、一度は公害に汚染されたというような形で、相当汚くなって、今またどんどんよくなっている方向に向かっています。今の現状では、ですけども、今、知立の現状を例えば出していったら、こういうものがありますよというの

も一つの方法だと、今、改めて考えればいい方法じゃないのかなという気もします。ですけども、今回に限りましては、展示をこういう形でやらさせていただきますので、次回もしこういう機会があれば、こういう今の実態を市民の皆さんに公表していくのもいい方法なのかなと思います。

以上です。

○三浦委員

ありがとうございました。考えが変わったというか、今回の展示では間に合わないということがありますが、こういったのを知らせるということは大変ですので、その努力を必ずして、やはり生態系の真実を皆さんに出して、こうじゃいけないよと。だから川をきれいにしていこうという形になるものですから、COP10は、今回の大会は済みますけど、環境問題は続くんですから、ぜひ生態系の実際のものを出す機会というのをつくっていただきたいと思っております。また一回考えてください。

○環境課長

わかりました。市のいろいろな行事の中でやる範囲で出していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○水野委員長

ほかに質疑はありませんか。

○中島委員

女性特有のがん検診推進事業費、過年度分の返還、628万円を返還するという事になって、実績等も出ているわけですけども、これについてちょっと説明を願います、今後のことも含めて。

○健康増進課長

女性特有のがん検診推進事業費の返還ということで、国が昨年度、女性特有のがんというところで、検診の受診率が非常に悪いというところで国が進めてきました。知立市もそれにのりまして、昨年度こういうふうを実施してきたところがありますけども、当初、県のほうも、国が目標に定めております受診率が50%という設定を出してきて、知立市もそれに習って、最初から低い受診率で予算計上しないようにというところもあつ

て、50%の目標ということで昨年度、補正をあげさせていただき、進めてきたわけでありませうけれども、実際、ふたをあけて見ますと、なかなか思ったように受診率が上がらず、いろんな方法をとってきたわけでありませうけれども、一つには、国が進めております5歳刻みの方の対象者に対して無料のクーポン券を送って受診をしていただくようお願いをし、広報にも載せました。なおかつ受診率が低かったものですから、途中から個々に対象者の該当者に受診していただくように電話での勧奨もやってきたところであります。

しかし、結果的には50%いかず、20%前後の結果になってしまい、補助金に対しても、このように国に返還するというようになってしまったわけでありませう。市としましても、受診率向上に向けて今後も図っていくべきところであります。

その一つには、受け皿、今、個別と集団という形で受診をしていただいておりますけれども、集団に関しては、かかれる回数を徐々にはふやしてきております。あと個別でかかっていた期間についても、今まで6月と10月のそれぞれ半月ごとという期間でしたけれども、それを1カ月ずつに延ばし、なおかつ、すこやか健診の中でも幅広く、すこやか健診というのは、特定健診プラス胃がん、大腸がん、肺がん、これらを組み合わせたミニドックになるわけですが、そういうミニドックでかかれる機会もふやしながら、徐々に受診率向上に向けて取り組んでおるところであります。

市としても、このような返還がないように受診率を上げていくよう、今後とも頑張っていきたいというように思っております。

○中島委員

子宮頸がんのワクチンと子宮のがん検診と設置でやるのが非常に望ましいということが、そうすれば90から本当に100に近いところまで女性の子宮頸がんを防ぐことができるということが特に今、言われており、ワクチンについても前向きに取り組んでいただいていると。こういう中で、検診だけが伸びなかったらだめだなという感じがするん

ですが、国の5歳刻みのこの事業については、今後の予定はどういうふうになりますか。

○健康増進課長

女性特有のがんの国の補助事業につきましては、当初、22年度までというふうな状況でありましたが、今、国の状況を見ますと、23年度も、一応、厚生労働省は、概算要求の中で女性特有のがんの補助についても挙げておりますので、市としては何とかそれが通っていただいて、引き続き国から補助が出るようお願いしたいなというふうに思っております。

○中島委員

5歳刻みで行われる事業ですから、最低でも5年間やってもらわないと受けられない方が残されちゃいますよね。そういう考えということにはなっていないということですか。

○健康増進課長

そこまで国が5年間続けるのかどうかについては、そういう考えを持っているかどうかについては、ちょっと私のほうではまだわかっておりません。

○中島委員

1年間は延ばして23年度、来年度もという方向が出ていると。これがもっと勢いよく5年、最低でもという流れをつくってもらいたいなというふうに思います。

一般的な常時やっていたがん検診と、これは補助の体系が違うんですね。ちょっとその辺を比較して教えてください。

○健康増進課長

今、この女性特有のがんの検診につきましては、国からも補助があつてということで、5歳刻みの対象者の方に関しては無料で、負担金なしで検診をしていただいております。この補助がなくなれば負担金はどうなるかということに関しては、まだ今後、検討していかなければいけないところにあるというふうに思っております。

○中島委員

通常行われているがん検診についての補助との比較ということで聞いたんですけれども、女性特有

の特別の事業じゃなくて通常からやっていたらしゃるがん検診、本人が負担しますよね。全額ではなくて少し安くしていただきますよね。その補助の財源はということです。

#### ○健康増進課長

通常のがん検診の財源と申しますと、市が全部持つ形になるわけですけども、その一部を受診された御本人の方に負担をしていただいております。

その中でも市民税非課税世帯の方や70歳以上の高齢者の方については、そういう負担も免除という制度の中でただいま行っております。

#### ○中島委員

ですから、今度の国のこの事業を大いに活用するということは、本人にとってもとてもありがたいし、市のほうにとっても補助はちゃんと来るので、ありがたいということですよね。改めて国のほうの補助というのは全額補助なのか、2分の1補助なのか、その辺をはっきりさせてください。

#### ○健康増進課長

国の補助率につきましては、当初これが発足した時点では、昨年の21年度でありますけども、10分の10という補助率で、かかった費用全額を国が持つ形で進められてきておりました。今年度は、その補助率ではなくなりまして、2分の1という補助率に変わりました。来年度も概算要求の中では、2分の1という補助率で来年度も継続するのではないかなというふうに思っております。

#### ○中島委員

スタート時点では、全額、国が持つという形でこれがやり始められて、2年目からは2分の1の補助に下がったということですね。来年も2分の1。しかし、一般的ながん検診は、国の補助はゼロということですので、この検診を大いにPRして、返還というような形にならないように、どういう形でPRしても、頑張ったけども、到達線がこれまでだったということでありましたけれども、これは過年度分ですよね。今回の出ているのは過年度分の返還、21年度の分の返還。現状、今年度の取り組みというのはどんな感じになっているんでしょうか。

#### ○健康増進課長

今年度につきましては、予算的には、申しわけありません、50%という予算ではなくて、実現可能な35%という前提でもって予算を組んでおります。これも35という率でも、なかなか大変なことではないかなというふうに思っております。そのために集団での受け皿もふやしてきております。

今のところはまだ定員に満たないような状況にもなっておらず、今年度につきましては、応募方法を少し変えまして、毎年、2カ月後の受診に対して応募をとっておったわけですけども、今年度から1年間こういう日程で行いますというふうに広報でお知らせし、その中でどの1年間の検診も受けていいような形で、応募できるような形をとりまして、できるだけ今回、応募したけども、いっぱいだめだったというふうな感じではなく、この日もあいておりますというふうな形で、できるだけ受けやすいようにとりまして、受診率を上げるように心がけております。

#### ○中島委員

実施時期については1カ月延ばしたということではないんですね。去年が6月から10月と、ことしは11月までということですか。1カ月延ばしたと。

それと、子宮がんとそれから乳がんの場合は年齢が違いますけど、5歳刻みといってもね。20歳からの頸がんのほうのね。これは現に職場で働いていたり、いろんな企業とのかかわりの中で生活していらっしゃる方が相当みえるかもしれない。そういう意味では、企業なんかにもPRのほうのお願い。

企業で検診をしていけばいいわけですけども、そういうところでなかなか手の届かないところ、もう済んだよという人もいるかもしれない。そういうことを把握するためにも、企業に御協力をいただくということも考えたいいんではないかなというふうに思うんですけども、その点、今後、大いにふやしていくためにお考えがあったら、お知恵を絞っていく。

また、来年度もやれるということになれば、さらにそういった経験を生かした形で受診率を上げ

ると。50%の目標だけど、35%の目標の予算をこ  
としは組んだということですよ。だから、本当  
に50%までは補助が2分の1つくんだから、それ  
を大いに利用できる、活用できるような取組み  
を、一生懸命、笛吹けど踊らずじゃないけども、  
そうでは困るわけですけども、どういう形でPR  
を強めるのかということが非常に大事かと思いま  
す。その点をお聞きして終わります。

#### ○健康増進課長

失礼しました。1カ月ふやしたという話であり  
ますけども、一昨年前までが6月と11月に市内の  
医療機関でがん検診が受けられるようにお願いし  
ておったわけです。これは胃と大腸と肺がんもあ  
りますけども、あと子宮と乳がんに関しては4月  
から翌年の2月まで、ほぼ1年間通して検診はお  
願いしておるところですけども、胃と大腸と肺が  
んにつきましては6月と11月、一昨年まではそれ  
ぞれ半月ずつ、6月に半月、11月に半月というふ  
うに行ってきたんですけども、昨年から6月を1  
カ月間、医療機関も11月はいろいろインフルエン  
ザ等、混み合うという点から、10月に月は変えま  
したけども、10月の半月間を1カ月間、丸々1カ  
月間実施するというふうにふやしてきたという話  
でありまして、月をふやしたということでありま  
せんでした。申しわけありません。

それと、企業で国民健康保険以外の社会保険等  
に加入されている方、企業のほうで受けられてお  
る方も相当おみえになるというふうには思ってお  
ります。国が示す受診率の計算方法の中には、そ  
ういう方々の人数は含まれておりませんので、実  
際、その方の人数も入れれば、各市低い率になっ  
てしまうというふうな状況になるわけですけども、  
確かに市全体のことを考えますと、そういう社会  
保険で、そちらのほうで受けられる方はいいです  
よというふうなことではいけないと私自身も思っ  
ております。そこで受けられない状況にある方につ  
いては、がん検診については、市の検診を御利  
用いただきたいというふうに思っておりますし、  
企業のほうで受けられる機会、そういう事業があ  
るところについては、ぜひそちらのほうで受けて

いただき、受けられる機会のない方については、  
ぜひこちらのほうで受けていただきたいというふ  
うに思いますので、そういう点を踏まえながら、  
企業のほうにも周知をしていきたいと思ってお  
ります。

それと、受診率を今後上げる手だてについまし  
ては、今、市内の医療機関でかかっていただけ  
の期間は2カ月というふうな状況にあるものでは  
から、この辺、1年間を通してできないものかと  
か、特定健診と合わせた形で、個別というふう  
になる費用のほうもかさんできますので、できま  
したら集団という形で、保健センターや、今やっ  
ています中央公民館等のバスを借り切ってやる形  
が集団というふうになるわけですけども、そうい  
う形で、特定健診とあわせた形も考えつつ、受診  
率の向上に向けて検討していきたいというふう  
に思っております。

#### ○中島委員

特に私は、女性特有のがんのことで伺っている  
わけなんですけども、特定健診となると、20歳  
からの方たちは関係ないわけですよ、40歳から  
ですからね。乳がんのほうについては40歳以上  
なので、いいわけですけど、そういう機会にもや  
れるようにということで、いろんな案を出して  
いただくのはいいと思うんですが、もう一つ特  
定健診についてですが、集団検診を保健セン  
ターで実施することによってもっと受診率を  
上げられないかということも課題になって、  
検討させていただくという宿題になっている。  
これはどんなふうな検討が行われているのか。  
見込みはあるのか。あそこで特定健診をやっ  
ていくという見込みがあるのかどうか。

そうすると、いろんな折り合いのいろんな健診  
のセットもしやすいわけですよ。昔は基本健診  
等、そういうところでの受け付けもみんなその  
場でやっていくという、こういう便利さがとも  
あったのが、今は特定健診はお医者さんでど  
うぞになったので、そこところが今、いろん  
なさまざまなもの受診率を下げることにな  
ったんじゃないかなと思うので、その検討を  
ぜひやってもらいたい

たいと思うんですが、今、どんな検討ですか。

○健康増進課長

確かに、特定健診につきましては、この事業が発足当初から、それまでの基本検診で個別と集団という形ではなく、個別のみという形に20年度から行ってきておりました。全体を見ますと、それほど集団をやめたからといって、受診率に相当影響があったかというところ、そうでもないようなふうには思っております。しかし、この議会でも御要望がありますし、アンケートをとった中でも、多少そういう御意見もありましたので、特定健診の受診率も上げていくというふうを考えますと、集団も今後必要ではないかというところで、今年度、集団検診につきましては、個別で受診を忘れられた方について、個別は11月で終わってしまうという状況がありますので、そこで受診できなかったという方を何とか拾えないかというところで、1月に2回、ふつうの日と日曜日に試験的に集団を行う予定をしております。

場所的には、ふつうの日は保健センターで行いますけれども、日曜日に関しては、人がそんなに、職員は来れないものですから、中央公民館を予定して、今、その実施に向けて手だてを組んでおります。

この個別に切りかえたという根本的な理由としましては、保健師は、基本的には保健指導を実際行っていかなければいけない。特定健診でメタボという判定が出た御方を何とか保健指導をして、それを解消していくというところに力を重く置くという点から、集団の部分、それほど保健師さんのほうに負担がかからないようにというところで、すべて個別のほうに回させていただいたわけですが、今後は集団を委託する中で、この集団も検討していきたいというふうに思っております。

○中島委員

そうすると、ことし1月に平日1回、日曜日1回と、検診忘れの方たちに呼びかけて実施すると、初めてこれをやっていただけるわけですね。私も去年やらなかったんですけど、ことしもまだやってないんですけど。というのは、いつも切羽詰まっ

てやる感じですが、去年などは新型インフルエンザがすごくはやって、病院のほうで、もうこの時期はだめですと。混み合っちゃってるし、新型インフルエンザの菌を持った方が来るし、危ないし、早くやってくださいと言われてましたが、早く行かれませんでした。結局、10月いっぱいに行かれませんでした。そういうこともあって、できなかった方がこういった集団検診をやることのできるというのは、すごく有効的ではないかなというふうに思います。

毎年、インフルエンザがね、秋口からみんなインフルエンザの注射で忙しくなると、お医者さんが。だからという話があるので、そういった点では、委託事業としてやるという、やり方としては変わるわけですけど、お医者さんに対してはもちろん委託ですけれども、保健師の部分についても委託ということでやる。やること自体はとていい。

どういう委託になるんですか。その点だけちょっと教えておいてください。

○健康増進課長

委託の中身につきましては、医師会の先生方にもお話をさせていただいて、できるだけ医師会の方と話がつくような形でということで、刈谷医師会がやっております刈谷臨床検査センターのほうに委託をしていきたいというふうに思っております。

○水野委員長

ほかに質疑はありませんか。

○高木委員

質問させていただきます。

25ページの生活保護のお話を聞いておりました、ケースワーカー5名ということで、それと臨時職員賃金、これだけのお金で足りるのかなということで思っておりました。生活保護に関しましては、知立市はとて多いということで今、お話を聞いて驚きました。

現実、私は、今までに生活保護を受けてみえる方のお宅へお邪魔しております。そこでいつも思うことは、余りにも格差があるということを思い

ます。その方たちの生活の持っていく方というか、切り詰めて切り詰めて生活保護のお金を使われる方、と思うと、本当に、あれ買ってこい、これ買ってこいということで、ふつうの家庭でもそんなには使わないようにお金を使われる方があるんですけれども、市当局としては、そういうことをどのように把握してみえるのか、お聞かせください。

○福祉課長

生活保護に関しましては、今、高木委員が言われたように、大半はやはり切り詰めた生活。1カ月の間の生活費、毎月5日支給ということが決まっていますが、その日に支給したものを翌月の5日まで切り詰めて使っていただくという形になっています。

ただ、一部の方で、本来の使い方ではなくて一度にお酒を飲んでしまったりとか、そういったものに使っていつてなくなってしまうという方も中にはいると聞いております。

それで、実際に言うと、うちのほうでは、そういう方については何度か訪問なり、通常、そういう方はほとんど口座ではなくて、窓口へ来ていただいて、指導しながらやらせていただいております。

ただ、渡さないわけにはいかないものですから、渡させていただくんですが、やはりできれば本来は、例えば10日単位だとか、そういったのでお渡しできると、ある程度、計画的に使えるのかなというのもあるんですが、やはり一度にお渡しすると気が大きくなってしまふのか、一度に使ってしまうという方で、中には落としてしまったとか、だれかにとられてしまったとか、そういったので来られる方もいるんですが、そういうのも本来出せるものじゃありませんものですから、本当にきちきちのときは、一応、緊急ということで出させていただきます部分もあります。

確かに、やはり使ってしまったって生活が成り立たないという方については、そういったものもありますが、それについても余分に渡すわけではありませぬので、翌月からまた回収させていただくことになってまいりますので、そういったことも含

めてやらさせていただきます。

ただ、生活の持っていく方というのは個々にいろいろあって、友達関係とかもいろいろあって、なかなか難しいところがあって、すべてに対してやれてないというのが現状だと思います。

ただ、そういった方に関しては、うちのほうでもケースワーカーが一人ずつつかんでおりますので、逐次そういう形で、きつい言い方で指導させていただく場合もありますし、なるべく了解していただくような形で指導はさせていただいております。

○高木委員

よくわかりましたけれども、やはり私たちの市民のお金を使っているということで、詳細までとはいかないですけれども、例えば買い物したらレシートを提出するとか、そういうことは市のほうとしては考えてはみえませんか。

○福祉課長

やはり今、言われたように、極端に使い方の激しい方については、領収書なりを提出させる場合もあります。当然、何に使ったかというのがわからないと次からの指導もできないということで、そういった場合もありますが、今回、400何件という世帯がありますけど、そんなに数多くという方じゃありません。ほとんどの方は毎月生活費をもって生活している方ですので、やっぱり一部の方はそういう形で、高木委員が言われるように、領収書も確認させていただきながらやらさせていただきます場合もあります。

○水野委員長

ほかに質疑はありませんか。

○杉山委員

同じ25ページになりますが、自殺対策推進事業費とあります。それで今回の一般質問のときにもお話をさせていただきましたけれども、自殺の原因で最も多いうつ病対策として、今回も計上されていらっしゃる自殺対策の事業費の70万円の内訳がわかれば教えていただきたいんですが。

○健康増進課長

失礼しました。今年度、自殺対策推進事業で予

算を上げさせていただいております70万円につきましては、一つには報償費。講座等、心の教育研修ということで、講師の謝礼の分が12万円、パンフレット等消耗品が50万円、教育研修の中で学んでいただく方々に教材の資料として5万円、あと郵送料が3万円。これにつきましては、いろんな通知等を差し上げるというところで、郵送料を3万円あげさせていただいて、これで郵送料を入れて70万円というふうになっております。

○杉山委員

前回少しお話したかもわからないんですけども、うつ病の特に自殺の原因として挙げられている中で、今、認知行動療法という療法がイギリスでも大変、国を挙げてやっているということで、これは特に研修して、それに担った方がまた勉強していただかなくちゃいけないということで、国でも始めていらっしゃると思います。

そういった中で、やはり本当に、ただ自殺でこういった形での事業の推進もあるわけですが、具体的に訪問しながら、特に4月からうつ病は保険適用にもなりましたので、そういったことでの人材確保といいますか、そういったことへの事業の推進を図っている部分はどのようにでしょうか。

○健康増進課長

うつ病対策で人材育成という件につきましては、今、ここに予算を上げさせていただいた中身は、健康ボランティアの方や健康推進員、食生活改善協議会の方々等々の方々に対して、まずはうつ病、引きこもりの状況はどういうふうな状況で、そういう方々に対してどういうふうな対応をしていくべきかというところを、地域のところで活躍していただけるボランティアの方々にまず学んでいただくというところで、今年度、そういう事業を始めさせていただいております。

先ほど杉山委員がおっしゃいましたように、認知行動療法につきましては、まだまだ国のほうでは医師でなければいけないというふうに言っておりますし、臨床心理士にもおろしてはどうかという段階のところ、その辺の点につきましては、市で何とかできるものかどうかというふうになり

ますと、なかなか難しい面になるかというふうに思っております。

そこまでは行きませんが、地域の身近な方々にうつ病の症状やそれに対処できるような考え、行動はどういうふうにとったらいいかというところを今年度は学んでいただいているという状況で、来年度につきましても、そういう形を広げていきたいなというふうに思っております。

○杉山委員

ありがとうございます。決して目に見える病気という部分では、本当に水面下でふえている部分で、なかなかすぐ予算がつきにくい部分もあるかと思えますけれども、ぜひこういった地域ぐるみでの推進も含めて、市としても積極的に取り組んでいただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

○水野委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○水野委員長

これで質疑を終わります。

次に、討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○水野委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第47号について、挙手により採決します。

議案第47号は、原案のとおり可決すること賛成の委員は挙手願ひます。

(賛成者挙手)

○水野委員長

挙手全員です。したがって、議案第47号 平成22年度知立市一般会計補正予算(第1号)の件は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第48号 平成22年度知立市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)の件を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

○中島委員

47ページ、その他一般会計繰入金1,109万7,000円について御説明ください。

○国保医療課長

お答えさせていただきます。

この分につきましては、次のページ49ページにあります国保システム改修委託料の分ということで、事務費として繰入金を入れさせていただいております。

以上でございます。

○中島委員

一般会計からの繰入金というものについては、ルールをきちんと持って入れるんだということが一つはずっと言われておまして、このような必要経費事務という、事務の必要経費というものも繰り入れの対象にしていると。

全般的なその他財政がだんだん弱くなっていくものに対して援助する繰り入れというものについては、なかなか厳しいという話がずっとあるわけなんです。そういった検討、市長については、「今は厳しいんだから、財政がまあまあ見通しがあるときは、私自身も繰り入れは必要だと思ったが、今はとてもじゃない」と、こんなようなことが本会議のやりとりの中であったわけですが、繰り入れについての実態の検討とかそういうものについてはやっていたらいいのか、その点はどうか。

○国保医療課長

基準以外の繰り入れはどうかという御質問でございますが、今年度、税を賦課させていただいたところ、かなりの額の不足が見込まれました。それにつきましては、この前の質疑の中でも部長が答弁させていただきましたように、基金等に対応していくということで御説明させていただきましたが、もしそれ以外の不足ということでありましたときには、一度、一般会計のほうからの繰り入れにつきましても御相談させていただきたいというふうに考えております。

○中島委員

これは決算のほうにかかわるので、また別のところであれですけども、決算のほうでは、近隣県下の繰り入れの状況についても伺いたいと思いますので、御準備しておいていただきたいと思いま

す。

今ありました国保システム改修委託、これについてもちょっと聞いておきたいと思うんですが。

○国保医療課長

これにつきましては、平成23年5月の診療報酬明細書の電子化に伴いまして、国民健康保険の団体連合会が今現在つくってありますシステムが23年5月の請求分から変更になるものですから、それに対応するために、被保険者情報ですとかそういうもののレイアウトが変わるものですから、それに対応するためにシステムの改修を行うものでございます。

以上です。

○中島委員

診療報酬が変わるのを見込んだ改修だということですか。

○国保医療課長

そのとおりでございます。

○中島委員

国民健康保険の被保険者の電算化とか、全体的な電算化という意味では、正確さをきちっと担保するという上で、この診療報酬のシステム、それからどんなシステムですかね。ちょっとこの間、トラブルがあったもんですから、正確な情報をどういう形で担保しているのかということを知りたいと思います。

○国保医療課長

今回のシステムの改修につきましては、診療報酬明細書が電子化されることに伴うものでございます。

それと、国保システム全体の正確性の担保ということでございますが、制度改正に伴いまして、それぞれ必要なシステムの改修はその都度行っておりますので、システムにつきましては、遺漏がないというふうに考えております。

○中島委員

システムそのものは異常がないということであり、先般は保険料の関係で差し押さえをされた方のあて先が間違っていたために、本人さんのところにずっと届いていなくて、それで滞納が積

み重なって差し押さえになってしまったという、この件、課長さんともいろいろとデスクで話し合いをしましたのであれですけども、結果として、滞納、そして差し押さえというのは行われたわけで、しかも滞納については14%ちよつとの利子がね、延滞料がついてと。その方は仕方がないと言って払われたわけですけども、そういったコンピュータでいろいろなデータはしっかりやっているんだけど、ちよつとした行き違いで多大な御迷惑をかけてしまうというようなことも、現実の事務の中では起きてしまったと。

そういうこともあるので、いろいろな問題がこの間ありましたけども、あれっと思ったときには、個人で対応しないでダブルチェックするとか、そういうような体制もとらないと、こういうコンピュータはしっかり入っているんですけども、そこに人が心を持って仕事をしなければミスが発生するということでは、余りにもこれだけに頼ってはいけな。正確なシステムがちゃんとありますというだけではだめだという、こういうことですよね。その件について一言、今後の対応についてのお話を伺っておきたいと思います。

○国保医療課長

今、お話のありました件につきましては、内部での連絡が不徹底であったということで反省しております。

今後につきましては、そういう届け出等のチェックを含めまして、二重、三重のチェックを行いたいというふうに考えております。実際に届け出等のチェックは既に始めておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○水野委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○水野委員長

これで質疑を終わります。

次に、討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○水野委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第48号について、挙手により採決します。

議案第48号は、原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願ひます。

(賛成者挙手)

○水野委員長

挙手全員です。したがって、議案第48号、平成22年度知立市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)の件は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第49号 平成22年度知立市老人保健特別会計補正予算(第1号)の件を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○水野委員長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。次に、討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○水野委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。議案第49号について、挙手により採決します。

議案第49号は、原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願ひます。

(賛成者挙手)

○水野委員長

挙手全員です。したがって、議案第49号、平成22年度知立市老人保健特別会計補正予算(第1号)の件は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第50号 平成22年度知立市介護保険特別会計補正予算(第1号)の件を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○水野委員長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。次に、討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○水野委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。  
議案第50号について、挙手により採決します。  
議案第50号は、原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○水野委員長

挙手全員です。

したがって、議案第50号 平成22年度知立市介護保険特別会計補正予算（第1号）の件は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

ここで10分間休憩します。

休憩 午後1時57分

---

再開 午後2時07分

○水野委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

認定第1号 平成21年度知立市一般会計歳入歳出決算認定についての件を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

○杉原委員

それでは、主要成果報告書の60ページをお開きください。

老人福祉費、敬老金等支給事業331万7,581円というところに関してお聞かせいただきたいと思えます。

21年度の決算報告の中に、昨年から数えの80歳、342名の約200万円増額ということで、2.7倍というようになりましたけれども、実質、市民の方から、数えの80歳の方でお祝い金をいただいてないという方がございまして、どのような形で市のほうはチェックをされているのか、まず御披瀝をいただきたいと思うんですが。

○長寿介護課長

まず、主要成果60ページの敬老金等支給事業でございまして、数え80歳、数え88歳、数え100歳ということで、平成21年度におきましては、昭和5年生まれの方、それから大正11年生まれの方、それから明治43年生まれの方が対象になってございます。この方々に、数え80歳の方につきましては5,000円、数え88歳の方につきましては1万円、

それから数え100歳の方につきましては3万円、それから最高齢者の方につきましては、3万円の記念品ということでお渡しをしております。

以上でございます。

○杉原委員

私がお尋ねしたかったのは、済みません、質問の内容がよくなかったと思うんですが、どのような形でお渡しをされているかということをお聞きしましたんで、その点に関してお答えをください。

○長寿介護課長

これは地元の民生委員にお宅に訪問していただきまして、直接渡していただいております。

○杉原委員

今、民生委員の方にお配りをいただいているということで、これは敬老に一昨日をもって皆さんに一斉に配付をお願いしているわけですか。どういった形をとられているか。

○長寿介護課長

9月の民生委員会のときをお願いをさせていただきまして、敬老の日までにお宅に届けていただいております。

○杉原委員

そうしましたら、昨日が9月20日、敬老の日ということで、お祝いが私の地元もあったわけですが、私の町内のほうはなかったんですけども、ほかの町内のほうから、31町内会の中の30町内の中でそういったお話がございましたので、もらえてないよと、どうなってるのという話がございましたんで、今、お尋ねしたわけであって、民生委員の方が何人か、今回、ことしふえたわけですよ、お配りをしていただいている。実際に本当に配っているのかどうかというチェック機能に関してはどうなっていますか。

○長寿介護課長

民生委員さんにお配りいただきまして、それで領収書ももらってきていただいて、お配りした後長寿介護課のほうに報告をいただいております。

○杉原委員

ぜひですね、領収書をいただいただけだと、多分、渡したかどうかまではわからないと思うんで

すよね。ですので、もらってないという方からお電話を直接、私もいただいて、名前は出しませんが、公表しませんが、お二人ぐらいあったんで、ほかの町内の方でしたけれども、ぜひですね、これはせっかくなにか事業をやられているわけなんで、民生委員の方をお願いをするということに関してはよろしいわけですが、せつかく80歳の方、88歳とか100歳を迎えておられる方におかれては、楽しみに待っておられる方もあると思うんですよね。実際、9月20日まで、きのうまでの段階でもらえなかったら、あれっ、知立市は今いい事業しているのに、私もらえないんだけど、どうなっているのかなということのお尋ねがありましたんで、ちょっとお聞かせいただきました。

ぜひ、今後の対策として、せつかくこういった形でいい事業を進めておみえになられるわけですから、そのチェック機能、本当に渡っているのかなというところまで把握をしていただければ幸いですと思うんですけれども、いかがですか、課長。

○長寿介護課長

わかりました。もしそういったことがあるようでしたら、やっぱり御本人さんにとっても申しわけないと思いますので、確認がとれるような形をとっていきたいと思います。

よろしく願いいたします。

○杉原委員

ぜひ長寿介護課長におかれては、そういった形のチェック機能、その部分まで果たしていただければ、せつかくこの事業に関しては日の目を見ると私も感じておりますので、よろしく願いしたいと思います。

続きまして、主要成果報告書74ページ、75ページの中の2項児童福祉費、保育園費の中をちょっとお尋ねしたいと思います。関連することなんですけど、南保育園移転に関してちょっとお尋ねしたいと思います。

知立南保育園は、昭和43年に建設されて築後41年が経過し、市内では最も老朽化が進んでいることから、早急に建てかえが必要な保育園の一つであります。

昨年の12月議会において南保育園の建てかえについて、1年休園ではなく、用地を購入して移転新築する方針が固まったことは皆さんも御承知のことと存じます。

今年度予算に用地購入費等基本設計、開発申請費を計上され、現在進んでいるかと思いますが、現在の進捗状況に関して御披露をいただきたいと思っております。

○子ども課長

南保育園の進捗状況であります。今現在は用地立ち会いに向けて調査士を入れて土地の調査をしている。あるいは明治用水のほうに決裁金の処理をしなければいけない、そちらの関係で明治用水のほうの申請をしている最中、そういった状況でありまして、基本設計については、ただいま業者が決まりまして、黒野建築設計事務所という業者に決めましたけど、そちらのほうで今、進めている最中でございます。

以上です。

○杉原委員

今、進んでいると。用地立ち会いから基本設計業者が決まって、今、進んでいるということでしたが、完成の予定がいつごろの予定でしたかね。

○子ども課長

24年度末、25年4月にオープンの計画で進めております。

○杉原委員

今回、なぜ知立南保育園の建てかえについて私自身がお聞きしたと申し上げますと、中央保育園と同様、そこに通園される親御さん、町内の方々から、農業委員会の方などの御意見を集約されたのかどうかという点について、市民の方々から私のほうに疑問の声が届きましたんで、今回この御質問をさせていただきました。それに関しましてはいかがですか。

○子ども課長

農振除外をするために農業委員会を開いていただきまして、諮っていただきました。その中で、農振除外ではありませんが、農業委員の中から、地域によっては、現南保育園が移転することによ

って通園距離が遠くなるという意見が出ました。やはり地元の話をする必要があるのではないかと話が出ました。農業委員会は、地元の了解を得られてからという話が出ましたので、地元ですね、具体的に言いますと、八ツ田、谷田が南保育園に一番隣接する地元となると思うんですが、谷田のほうにお話をさせていただきまして、一応、御了解いただいたというふうに思っております。

以上です。

○杉原委員

南保育園に通園する親御さんに関しては何かヒアリングをされましたかね。

○子ども課長

保護者の方については説明いたしておりません。

○杉原委員

これも中央保育園同様のケースだと私自身、考えております。私自身、1年間休園をしないで用地購入して、移転、新築することに関しては決して反対するわけじゃないです。いいことだと私自身も思っているわけですが、それを市民の皆さんの御意見とか農業委員会とか、あと親御さん、町内の意見を聞かずして突っ走ってしまっている。

今の保育計画、保育園整備計画がございますよね。私もこの中に引っ張り出してきましたけども、コピーをとってきたわけですが、今後の計画に関しても、行政内が進めていくといったことに関して、いろいろ市民の声から疑問の声が投げかけられていましたので、今回、私自身、質問させていただいたわけです。

それで今後の20年の計画の中で、保育園整備計画の中で、高根保育園、知立保育園、新林保育園、あと八橋保育園の建てかえ工事の計画があると思えますけれども、今後、休園なくしてできるのか。あと基金計画に関してはどういうふうになっているかということに関して御披瀝をいただきたいと思えます。

○子ども課長

建てかえについては、たしか一般質問で出ていたかと思いますが、部長の答弁にもあったと思

ますが、仮園舎を建てる等をして対応していきたいというふうに考えております。

それから、基金については、今のところ保育園の整備計画の基金については、今現在では考えておりません。

以上です。

○杉原委員

今後の保育園の建てかえに関しては、園舎の近くに何か、今、ちょっと意味が私自身、理解できなかったんですけども、それ用の、横に何かつくるといことですかね。

それと、あと基金計画に関しては、今、ないということですけど、林市長がよく言われる、「知立市は財政が厳しい、厳しい」といった中、この金を積まなくて、本当に保育園整備計画ができるものか、この2点に関して再度お聞かせください。

○子ども課長

園舎の建てかえにおいては、今回、南保育園を立て直すに当たって、休園はだめだという理解のお話をいただきまして、幸い用地を譲っていただける方もありまして、そちらのほうに移転して立て直すことが可能になりました。

ただ、今、お披露になった高根とか知立とかいろいろあるわけなんですけども、そちらのほうの園舎の立て直しに当たっては、やはり代替地が近隣であるのかどうかという問題もあります。今、考えられる範囲は非常にきつい状況にあるかもしれないんですが、例えば園庭の中に仮園舎を建てるなり、あるいは借地をして仮園舎を建てるなりする必要があるのかなと思っております。その上で立て直しをしていくしか方法がないのかなというふうには考えております。

ただ、お金の問題ですけども、基金というお話ですが、基金についても、当然、積み立てるお金も必要になってきますので、私としては一遍また財政当局とも話をしていくべきかなと思っておりますが、今の段階では、はっきりと基金ということは申し上げられません。申しわけございません。

○杉原委員

今の保育園整備計画の中のものについても、拝見

しますと、この知立の南保育園が終わった後でいくと、建てかえがすぐ来るのが高根なんですよ。今、お話があったとおり、その後に知立保育園ですか。

平成26年が高根保育園、平成31年に知立保育園という建てかえがあって、もう目の先、5年先、10年先の計画で建てかえを行っていかなくちゃいけないといったことの中で、今、基金に関しては何も目鼻だちが立っていないといったようなお話でしたけども、副市長、この点に関しては、基本計画の中で基金関係もしっかり今後、計画を立てていくべきではないかなと感じますが、副市長、いかがですかね。

○清水副市長

今回の保育園、保育所整備計画につきましては、建てかえが必要なものについては建てかえ、リニューアルで対応できるものについてはリニューアルということで、計画的なものを今、お示しをさせていただいているわけですが、今、御質問者が申し上げますように、これが一定の財源を確保しなくちゃできないと、当然のことでございますけれども、これについては、整備計画の御意見をいただく答申の中にもそういった必要性が記載されていたかなというふうにも思っております。そういう意味では、私どものほうも実施計画の検討、それから予算編成での段階での検討、そういった中でも議論はしているわけですが、当面の予算編成という部分では、長期的なそういう計画に基づいた基金の積み立てというところまでいっていないというのが現実のところでございます。ただ計画的に進めていくということにおいては、何がしかのそういう積み立て、これは保育所に限らず、いろんな義務教育施設も含めて、市制40年で非常に人口急増の時代にいろんな施設、保育所も含めて小・中学校建設をしてまいりました。そういったものの施設が、だんだんリニューアルなり建てかえというような、その必要性がそう遠くない時期に来るというのは見えているわけですので、そういった意味も含めて、公共施設の整備計画、まだ具体的にはできておりませんが、そうい

うものもあわせて、基金計画というもののいうものも念頭に置かなくてはいけないという認識でございます。

○杉原委員

副市長のおっしゃるとおり、基金に関しては、財政が厳しい折の中で積み増しができないといった状況もわからないわけではないんですけども、委員会の中でお話をさせていただいて、なおかつ行政の中でも実施計画をつくっていただいて、今、予算がない中でもやらなくちゃいけないこと、高度経済成長のときに、保育園計画も学校関係もそうなんですけども、建てかえなりリニューアル等々をしなくちゃいけないということもございしますので、やはり子供たちの安全・安心は市政の役目だと思いますので、その計画に関しては早急に立てていただきたいというのが1点、これはお願いです。お願いさせていただきます。

あと2点目に申し上げました、今回、南保育園建てかえにおきましても、1年休園するという形で、私ども議会も、それじゃあまずいと。親御さんの御意見の中からもまずいという中で、ほかのところを求めたわけですけども、実質、ふたを掛けてみたら、やっぱり市民要望、親御さんの意見、町内の意見、農業委員会の御意見がないがしろになっていたということが今回あからさまになりました。ぜひ、今後もまた進めていくこの保育園整備計画の中にも、そういった諸問題が出てくると思うんですね。議会の中でも皆、中央保育園も出ていましたよね、廃園の関係も。そういった中で、やはり行政、我々市議会の中も、市民の声が第一優先だと思いますので、そこら辺に気をつけて整備計画、今後の計画に関しても進めていっていただきたいなということをお願い申し上げまして、ここの質問に関しては閉じさせていただきますので、ぜひともそういった計画をまずつくっていただきたいと思います。

次に、主要成果報告書の76ページ、生活保護費に関してお尋ねをしたいと思います。

生活保護費、午前中の中島委員、そして高木委員のほうからお話がありました。現状の中で

今、平成21年度の決算でいきますと7億1千余。そして、平成22年8月末時点で、先ほど御報告が当局からございましたが、421世帯で負担金が約8億円ぐらい。国が4分の3の市が4分の1と計算しますと2億円の負担になってくるといったような形になっています。実質上の中で、やはり中島議員が涙ながらに訴えられた、本当に必要な方に関しては、生活保護は出していかなくちやいけない。これは私も同意見でございます。

高木委員の言うように、民生をやられていたかと思うんですけど、やはり回っていて、生活保護の方で、生活保護をいただいているのにだらしないう方があって、それを管理できない方もあるといった方があると思うんですね。実質上、よく私自身、市民の方から言われるのが、国民年金が今、7万円から8万円ぐらいなんですよね、もらえるのが。生活保護が、もらえるのが12万円から13万円、逆転しているんですね、今。だから、今、若い人たちが私に話があるのが、年金も払わない。だめになったら生活保護をもらえばいいんだと。12万円から13万円もらえるからという若者もふえてきているのが現状なんですよね。だから、これに関しては、なあなあでこの生活保護を求めてきた人に関して出すということに関しては、これは今後の対策としても、知立市としてもかなり近隣市に比べても非常に多い生活保護費になってきているということが言われます。

先ほどからずっと話が出ていますけど、出さなくちやいけない方には本当に出さなくちやいけないんですけど、本当にこの人、出していいいのかないという方にも生活保護費を出しているといったのが現状だと思います。

報道なんかでもよく言われていましたけど、生活保護費をもらっている方で、夫婦でもらっていて、夫婦の中で要は離婚して、離婚すれば1人ずつもらえるかと言って、そういう対策を打って、一つの世帯に住んでいる方もあるという話も聞いております。

ですので、生活保護費に関して、隠れみののような格好でそれを求められるということに関して

は、私はいかがなのかなということを感じていますので、行政として、今、月に4回、5人の方が回っておられるという形なんですけども、先ほどいろいろのお話をさせていただいたわけですけど、このような対策に関してはどのようなことを考えておられるか、ちょっと御見解を御披瀝いただきたいんですが。

#### ○福祉課長

生活保護費のほうの話なんですけど、今、言われたように、年金が大体、通常、国民年金の方で6万余という形ですね。それで、生活保護については、生活保護の生活費については7万余と、少しの金額、それにふつうですと住宅費がついてきます。それで13万幾らという話が出てくると思うんですが、今、国民年金だけの方は、当然、今の生活保護費よりも低い方がみえます。その方については、申請があれば、年金を差し引いた残りの部分をお支払いさせていただいているという形でやらさせていただいております。

それで今、言われたように、テレビ報道等で、若い方で生活保護をもらって、あとは週に1回、ハローワーク等へ出かけていってということやっているというような状況でというのも、テレビ報道等で見えますと、そういった方がすべてではありません。確かに大半の方は高齢者の方で、生活がにっちもさっちもいかないという方ですね。

やはり今、言ったような若い方で、そういった方については、当然、うちも就労相談ということで、週1回以上、就労相談をかけてくれと、ハローワークにも1カ月に1回は行ってくださいというような形でやらさせていただいて、その記録も報告させております。

ただ、言われるように、すべての方がということでもないかと思うんですが、そういった方がみえないことを信じているんですが、それでもそういった方も中にはいるのかもしれませんが。ただ、そういった方は、やはり今、言われたように、ケースワーカーのほうで訪問させていただいて、いろんな改善を要求させていただきます。当然、その改善に応じない方については、やはり強い措置

としては、最終的には保護廃止という形も通告させていただくようなことでやらさせていただき、そういったことも文書等でもやらさせていただいております。

やはり皆さんの税金を使ってやっているということもありますので、そういったことで不公平感等が余り出るようなこともまずいですし、やはりふらちなという言い方はいかんですが、そういった方については指導しながら、最悪の場合は廃止という形をとってやらさせていただいております。

○杉原委員

ぜひ課長、そういった方がおられるかどうかというのは、私も全然わかりませんが、そのような話はよく聞きますので、そういった強い態度で望んでいただいて、そういった方々には、生活保護に関しては打ち切るということも一つの手段だと思えますので、それが判断できるのがやっぱり調査、訪問という、月に4回、週1回の訪問だと思いますので、そちらの訪問に関しても徹底していただいて調査をしていただいて、強い態度で臨むときは強い態度で望んでいただきたいなど。

困っておられる方に関しては、やはり手当、この生活保護に関しては必要だと思いますので、よろしくお願ひしたいと思えます。

次に、主要成果報告書の84ページ、環境衛生費、住宅太陽光発電施設設置補助事業に関してお尋ねをいたします。

平成21年度の決算に関しましては、127件、1,797万2,000円となっております。平成22年度に関して、現状の進捗状況に関して御披瀝をいただきたいと思えます。

○環境課長

太陽光発電は平成21年度から始まった事業です。今、言われましたように、主要成果のほうに、平成21年度が127件、1,797万2,000円ということです。今、22年度の状況ということを言われましたので、ちょっとお待ちください。

平成22年度ですけども、8月末実績で件数にして98件、1,384万4,000円という数字が出ております。

当初、120基という形をとっております。ことしもすごく順調に伸びておりまして、今、各メーカーさんが太陽光の宣伝も非常にやっております。今現在で90%ぐらいまで来ておりますので、120ありましても98という形で、もう100近くまで来ているような状況です。

○杉原委員

今、課長の御報告からあったように、98件で1,384万4,000円ということで、90%の達成率になっていると。今後、太陽光に関して、かなり市民の方々が21年度から受け入れられて進んでいるわけですけども、今年度もそのような形ですけど、12月議会、これは多分超えると思うんですよ、申し込みが。これに対して補正を組まれるといったような考え方はあるのかどうか、ちょっと御披瀝をいただきたいんですが。

○環境課長

まだはっきりしたことは言えませんが、今、12月補正で対応する予定で考えております。

○杉原委員

ぜひ、エコに関しては、知立市においても、学校のほうの教育現場においても太陽光をやられています。

私も、個人ごとではございますが、一昨年、太陽光発電をつけさせていただきました。市の補助金、1キロワットが4万円ですので16万円、国が5万円掛ける、私のところは5キロワットがつかまりましたので、5キロワットかけて5で25万円、41万円ですか、私も補助金をいただいて太陽光発電をさせていただきました。

かなり私自身の住宅に関しては半分ぐらい、この夏に関しては、住宅の電気代が安くなったといった統計もとれておりますので、この事業に関してはやっぱりやっていただいて、かなり建設費というか、つくるのにはお金がかかるんで、最終的に採算が合うといったら、10年を超えてしまうんですよ。壊れるかどうかの段階にはなりませんけども、市民の皆さんがそういう要望をされているわけですので、ぜひ補助金に関しては、12月補正に関して今、課長が、これからまたふやし

ていかれるといったような状況のお話もございましたけど、副市長、そのような考え方で今、よろしいわけですかね。

○清水副市長

この太陽光の補助金につきましては、今の課長の説明のように、非常にそれを実施していただく世帯の方がふえているということでございます。年度を見込みまして、足らず米につきましては、12月補正でお願いできればというふうに思っております。

○杉原委員

ぜひよろしくお願ひしたいなと思います。

もう一つ関連事項になりますけど、エコカー補助金に関して5万円を今年度、22年度に関してはされておられますけど、今の進捗状況に関しても御披露いただけますか。

○環境課長

低公害車の補助金に関しましては、平成22年度から始めました。1台当たり5万円ということです。

8月末現在で118台の申請があります。当初予算では200台を予定しておりました。8月末で118台あります。

エコカーに関しましては、9月の何人からでエコカーの補助金のほうなくなりましたので、今後どうなっていくのかというのは、ちょっと推移はわかりませんが、8月末で118台という数字です。

以上です。

○杉原委員

ぜひ、これに関しても、200台のうちの118台ということで、半年ということで、これはもう多分、予算がオーバーになると思うんですけど、このエコカー補助金に関しては、特に知立市においては、トヨタ自動車のおひざ元であって、お働きになっている方も多いと思うので、知立市独自のエコカー補助金、1台5万円、国に関しては9月7日で補助金がいっぱいになってしまって、今、打ち切りになっているといったような状況でもありますけど、この地域だからこそ、知立市においてはか

なりの補助金制度になっていると思うので、引き続きこれも、12月補正に関しては間違いなく超えると思うんですよね。これに関しては課長、どうですか。補正に関しては組まれる御予定はありますか。

○環境課長

今の台数の同行を見ながら、この9月末現在で何台になるかというのを一度把握しまして、その状況で、この補助金に関しましては判断します。

今、200台のうち118台ですので、まだ80台の余裕がある状況です、8月末で。ですから、今、国のエコカーの補助金の打ち切りの後にどれだけ購入されるかというのは、想像がつかない状況がありますので、ちょっと様子を見させていただいて判断させていただきたいと思います。

○杉原委員

ぜひ今後の状況を見ながら、もしそのような状況がふえるといったような状況がございましたら、それに関しても補正を12月の段階で組んでいただいて、やはりエコカー補助金、知立市はやっていますよと。

このエコカー補助金に関して、安城はちょっときつい規制というか、決まり事が、国と違ってございましたよね。それに関して、知立市に関してはどんなような、エコカー補助金を5万円出すということに関して決まりですね、中の内容といったのは、国と違ったところというのはございませぬか。

○環境課長

知立市のほうが国に近いと思います。安城市のほうが、軽自動車とかそういうのも入っておりますので、うちのほうは国の基準に合わせたハイブリット車等の3種類でありますので、国と大体同じ内容だと思っております。

○杉原委員

ありがとうございました。

エコカー補助金に関しましては、ぜひまた、この動向を見ながら、補正を組むなら組むといった形でぜひとも取り組んでいただきたいなと思います。

次に移らせていただきます。

主要成果報告書の92ページをごらんください。

92ページ、商工費についてお尋ねいたします。

私自身、議会の中でもお尋ねをさせていただいているわけですが、今、商工会館の問題に関して、今ちょうどお話をされておられるといったような話を聞いております。

都市整備部が軸になっているわけですが、商工会の経済課のほうが、商工会のほうのお話にもなっているものですから、今の商工会館の移転に関して、わかる範囲で今、ここで御披瀝をいただきたいと思います。

○経済課長

商工会の移転ということでございますが、今、質問者が申し上げられましたように、都市整備部のほうが直接の窓口ということでなっております。

場所につきましては、御承知のとおりかもしれませんが、上重原、刈谷へ行く街道の角のところの3号緑地上部をということでお話が参っております。

その中で、私どもも関係する部署、下水道を初め公園の位置づけ等ある中で、多岐に関係部署がわたる関係で、調整の部分は今、図っておるところでございます。その結果につきましては、何度もあれですが、今、整備部のほうから判断をお出しするような格好で現在、進めているような状況でございます。

○杉原委員

私のほうも、都市整備部のほうこの話はしてきました。商工会ともさせていただきました。

9月16日付で、商工会と都市整備部のほうがお話をされた。この点に関しては、都市整備部のほうが、ある程度の条件を今、出されたわけで、それをのんでいただければ、商工会としてはやっていただいて結構だということで、商工会のほうはそれを全部のんでやっていきたいという方向の話聞いています。

経済課が最終的には商工会との窓口で通常、私、なると思うんです。建物は違ったとしても、それ

ぐらいの把握は経済課のほうもぜひしておいていただきたいなと思います。

今後の商工会の担当は経済課に私自身なると思うんですね。ですので、縦割りではなくて横の連絡をとっていただいて、そういった話もやっていていただきたいなと思いますが、今後の動向はいかがですか。

○市民部長

細かな関係でなくて、大体、文書のやりとりのときには、下水と都市整備と私どもが一緒に入ってお話しておりますので、本当の土地の関係になりますと私どもは入れませんが、一応、私どもも入って調整させていただいております。今後ともそのつもりでおります。

○杉原委員

ぜひ、そこら辺のところを全体も網羅して把握していただいて、経済課としても全体を把握していただきたいなということでお願いをさせていただきます。

経済課もどんな形で、今、商工会館の移転などなっているかといったことに関しても、ある程度情報を仕入れていただいて、わかっているような状況にしておいていただきたいなと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

次に、主要成果報告書の93ページの観光費の中でちょっと一つ御質問をさせていただきたいと思ひます。関連事項になります。

ホテルクラウンパレス知立は、皆さんも御承知のことかと存じますが、平成19年9月、東レ株式会社から、本ホテルを所有、株式譲渡を受け、はや3年が経過をいたします。当ホテルは、一昨年のリーマンショックにより、自動車業界の不況や急激な円高などにより事業所益が半減し、経営に苦慮されていることをお聞きしました。

このようなことから、ことしの4月、林市長あてに、当ホテルの比良社長より、固定資産税の一時的減免支援のお願いを提出されているところであるかと思ひます。もし当ホテルが例えば撤退するようなことになった場合、本市における経済損失について、当局の御見解の御披瀝をまずいただ

きたいと思います。

○清水副市長

この件は過日の企画文教委員会でも御質問をいただいたところで、これは税のほうの関係でお尋ねをいただいたということですが、その場でもお話をさせていただいておりますけども、確かに知立市の駅前再開発のクラウンパレス、それからその北側にありますリリオ・コンサートホール等々を含めて、今後の知立の駅前のまちづくりの機軸といいますか、今後、北地区の開発が今、検討・研究されておりますし、また西新地区のお話も出ておるわけです。

こういった環境の中で、将来、知立の駅前の再開発整備を考えるとときには、今のそういった施設がきちっと機能し、今後の開発地区等を含めて、全体として知立のまちづくりが成り立たなくてはいけないだろうと。そのためにも現在のクラウンパレス、あるいはリリオ・コンサートホールが、きちっとした安定的な継続した経営といいますか、運営をしていただく必要があるというふうに理解をしているところでございます。

今、質問者がおっしゃいました税の軽減の問題でございますけども、これにつきましても、今、申し上げたような観点からすれば、非常に市としても注意深く見ておりますし、重要な課題だというふうに理解しております。

まだこれは新聞情報の段階ではございますけども、国におきましても、観光立国というようなコンセプトの中で、いろんなそういう観光ホテルでありますとか、そういったものの税の軽減措置、こういったものが来年度の税制改革にのぼってくるのではないかなど。これはまだ新聞情報だけでございますので、まだ何ともあれですけども、こういったような状況も少し見させていただきながら、市としても、どんな対応ができるのかということも含めて考えさせていただければ、検討させていただければというふうを考えております。

○杉原委員

副市長、ありがとうございます。

私が調べたところによりますと、まず隣接するリリオ・コンサートホールの駐車場のお金に関して、当ホテルが年間1,000万円前後支払いをされているというふうにお聞きをしております。もし撤退となれば、減額にその分なります。

実質、ホテルの大半の利用者の方、私もよく旅行に行っているいろいろなホテルに泊まって、ホテルで御飯を食べずして外で御飯を食べるといったようなことがあって、ホテルの方からも聞いたんですけども、大半の方が、食事はホテルで利用せず、近くの駅前の今、いっぱい居酒屋さんができましたけど、あそこでお食事をされるといったようなこと、もし撤退となれば、その部分に関しても、各それぞれのお店に関しては収入減になると私自身見込まれます。

また現在、鉄道効果に伴う駅周辺区画整理をされておみえになると思いますけど、これに関してもすごく悪影響になると思うんですよね。ただ、今、鉄道効果に伴う区画整理もやっておみえになれるわけですけども、実質、撤退されて、ただのコンクリートの箱になっちゃったといった場合を考えますと、この鉄道効果をやって駅周辺区画整理をやったと。それに伴う、要は、飲食街のほうのお客さんも少なくなってしまって、どんどんどんどんガレージになってしまうと、ゴーストタウンになってしまうといったようなことも私自身、懸念されるんじゃないかなということが予想されます。

そのことを踏まえて、私自身ちょっと申し上げたいのが、この当クラウンパレスホテルが、6月議会に風間議員からもお話がございましたが、国際観光ホテルの整備法に基づく宿泊施設として承認を受けたホテルということが、地方税法のほうの第6条第2項の優遇措置があるというふうにお話を聞いております。

実質この近隣市においても調べてみました。固定資産税に関しては、市町村税ですよね。市町村税、市が決められることなんですけど、建物の減額の部分であって、1.4%が大体この辺の近隣市の固定資産税だと思いますけど、豊田市において

は0.7%の国際観光ホテル整備法に基づく税の措置をされておられると。近くまた碧南市におきましては、1.4から1.0%の減額措置をされておられるということを聞いております。

前回の6月議会において風間議員が質問されたときに、この件に関しては調査研究・検討したいということがあったわけですが、当局におかれましてはどのような調査研究・検討をされてきたかということをお聞きしたいと思います。

○清水副市長

この件に関しましては先ほど申し上げましたが、いわゆる税の軽減措置という部分で、過去にはセントピアホテルとしてオープンしたときには、そういった税の軽減措置によって、法外の国際観光ホテル事業法ではありませんけれども、別の都市開発法ですかね、そちらのほうの関係で、5年間そういった措置をさせていただいた経緯もあります。

その後のお話としては、今のクラウンパレスさんに全面的に変わったという中でそういうお話が出てきたんだということでもありますけども、先ほど申し上げましたが、今、国が来年度に、これは民主党の来年度に向けての税制改革に向けてのお話だというふうに、新聞情報は、先ほど申し上げましたとおり、そういうことなんですけども、そういった観光立国ということを目指す中で、国際観光ホテルでありますとかそういう旅館、そういったものに対する軽減措置が検討されるというふうに私のほうもそういうふうに聞いておりますので、そういったものを見きわめながら、知立市としてもどのようなことができるのか、先ほど申し上げたとおりでございますので、隣接の状況等におきましては、今、質問者もおっしゃいましたように、豊田市でもそういった例がございますし、碧南市、あるいは全国的にはいろんなそういう観光地でありますとか、温泉地でありますとか、そういったところでは非常にそういう観光面での経済的にも比重の高いような地域は、そういったことが法律に基づいて軽減措置というのがされているケースも多々あるということは私どもも承知し

ておりますし、そういった中身もいわゆるインターネット等でその辺の状況は調べて、調査、資料は収集しておるところでございますが、まだどんなふうにとりようなどころまではまだ至っていないというのが現状でございます。

○杉原委員

副市長、答弁、ありがとうございます。

それでは、市長にお尋ねをしたいなと思います。

先ほどから話している建物の固定資産税の減免、公租公課というのは市町村税なんですよ。だから、市長のある程度の権限の中で決めていけるという権限の中の私は一つだと思います。

企業誘致をするに関しても、固定資産税を以前、何年間か優遇してというところの各市町村が各自自治体ではあったわけですが、これも全く同じような形だと思うわけですが、市長におかれましては、本当にこのクラウンパレスホテルが知立からなくなっちゃうと。今の経済状況の中でいってもなかなか厳しいと。だから、公租公課に関しても、お支払いに関しても幾ら払われているか存じませんが、厳しいと。固定資産税を支払うのにも厳しいといった状況下の中で、もし本当に、前は東レが撤退されて、今、新しくクラウンパレスホテルがおみえになられたわけですが、またまたこれが出ていってしまうといったことになると、知立市の経済効果の中の損失というのは非常に大きいと思うんですよ。

ですので、今、副市長がおっしゃられたとおり、観光立国ということで、国のほうも補助金の関係のお話も今、出ておりましたけれども、市町村税でありますから市が決めていけることでもあるので、ぜひとも市長におかれましては、このリリオ・コンサートホールの駐車場だった1,000万円なんです、年間。セントピアホテル、クラウンパレスが払われているんですね。それがまたなくなっちゃう。なおかつ今、リリオ・コンサートホールを見ると、下のほうでいくと百円均一のお店が出ていっちゃって、あそこのリリオ・コンサートホール自体の経営も逼迫しているといったような状況なんですよ。市のほうは今、リリオ・コ

ンサートホールに3,800万円投入されていると。まだまだこれが本当のコンクリートの箱物になってしまったと、ホテルがと仮定すると非常に大きな経済損失になると思いますので、これを真剣に前向きにすぐ対処すべきだと思うんですけども、市長の御見解をちょっと御披瀝いただきたいのですが。

○林市長

これは企画文教委員会のときにも話題になったんですけども、今、杉原委員が御披瀝のとおりのお思いがございます。というのは、リリオにとっても非常に打撃であります。

また今、鉄道効果事業、そして駅周辺の区画整理事業をやっております。これはセントピアホテル、リリオが再開発事業で行われたわけでありまして、これはまさしく鉄道効果事業と一体としての事業という位置づけがあるわけでありまして、この鉄道効果、そして駅周辺の区画整理の成功も、やはりこのセントピアホテルの位置づけは非常に大きなものがあるというように思っております。

そしてまたホテルが撤退した場合、ホテルというのは造作が複雑でありまして、そのあとにお店屋やさんが入るとか、事務所が入るとかしくいということも聞いておるわけでありまして、そうしたいろいろな影響というのはかなり私も懸念しているわけでありまして、そうしたことを踏まえて、あと国の動向もあるわけでありまして、確かに知立市長として決めることができるわけでありまして。

そうしたことも踏まえて、今、副市長、そして担当部長であります総務部長並びに市民部のほうも、慎重に検討して結論を出していきたいというふうに思っております。

○杉原委員

ぜひこの件に関しては、本当に私も、ここ最近お聞きしたわけですけど、非常に逼迫しているといったような状況でありますので、本当にもしそうなってしまったらということを考えますと、知立市にとっては本当に痛手になるなということ、私自身もいろいろ調べてみましたら、こういった

情報の中で出てきましたので、ぜひそういった部分の固定資産税の減免を、このクラウンパレスにおかれてはあと7年ですか、その措置が受けられるのが。ということも調べさせていただきました、ですので、時限立法でもいいもんですから、今の状況ということ把握しながら、市長、副市長、当局におかれましては、ぜひとも御検討をいただきたいなと思います。

次に、主要成果報告書59ページをごらんください。知立市の介護施設のことでちょっとお尋ねをしたいと思います。

知立市の介護施設としてほほえみの里、特養ヴィラトピア、老健知立老人保健施設の3施設がございます。その中で公有財産を無料貸し付けされている施設に関しましてが、ほほえみの里、特養ヴィラトピアがございます。現在、双方の社会福祉法人の賃貸借期間に関しては何年間であるかということで、今、知立市の職員が、いわゆる市の財産を無償貸借しているわけですから、市の職員が監査として派遣されているかどうかということに関して、まずお聞かせください。

○長寿介護課長

まず、昭和にあります特別養護老人ホームほほえみの里、こちらのほうは契約期間が平成17年4月1日から平成27年3月31日、それからヴィラトピア知立のデイサービス用地としまして、昭和63年12月27日から平成30年12月26日、それからもう一つヴィラトピア知立のほうでケアハウス用地としまして、平成21年4月1日から平成24年3月31日ということでございます。

○水野委員長

ここで10分間休憩します。

休憩 午後3時00分

再開 午後3時10分

○水野委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

○長寿介護課長

大変失礼しました。

今現在、職員は派遣されていません。

○杉原委員

長寿介護課長、ありがとうございます。

期間については、ほほえみの里が平成17年4月1日から27年3月の10年間、あと特養ヴィラトピアが二つあってということで、ホームデイサービスが昭和63年12月27日から平成30年12月26日の30年間、あとはヴィラトピアの中のケアハウスにおいては、平成21年4月1日から平成24年3月31日の3年間。

ここで貸借期間の違いが3年、10年、30年とあるわけですが、どうしてその期間の違いができていくのかということ、まずわかれば御披露をいただきたいということで、過去に今の市の職員の派遣に関して、ないということをおっしゃられたんですが、過去にあったようなお話も聞いたことがあるんですが、それに関して御披露をいただきたいなと思います。

○長寿介護課長

まず、使用貸借期間でございますが、申しわけございません。このような経緯を存じ上げておりませんので。

それと先ほど申しました、今現在は役員として市からは派遣されていませんけれども、法人設立当初に、現職の職員ではありませんが、職員のOBが監事として法人の役員になっていたことがあります。

○杉原委員

今、期間に関しては、どうしてこのような経緯に、3年、10年、30年とそれぞれ違うのかということにはわからないと。またわかりましたら、こちらのほうにお伝えください。

それと、以前は職員のOBの方ですか、職員の方が監査として行っておられたと。これは知立市の大切な市民の土地を社会福祉法人に要は貸されているわけですので、何でこれが外れちゃったのかなといったところも、私自身、不思議に思うわけですね。実際上の中は、県のほうから特養とかああいうお金の関係はあるんですけど、やはりそこら辺はしっかり、市の普通財産の中を無償貸するわけですから、そういった職員の方ないし

職員のOBの方が中に入っていくべきだと私は考えるわけですけど、その点、いかがですかね。

○長寿介護課長

こういった社会福祉法人成立に関しまして、許認可等の届け出は県のほうになってございます。私ども知立市に成立当初、この社会福祉法人をつくっていただいたことによりまして、こういった書類等々をいただいたわけですけども、その後において、この法人の役員がかわられたときに、県のほうには報告はされておられると思うんですけども、先ほど申しましたように、許認可の関係は県のほうになっているということで、私どものほうには報告がなかったということもありまして、役員がかわったことについては、そういった形で市のOBとして監事におった方が役員をやめられたということは存じ上げておりませんでした。

○杉原委員

なぜ私自身、質問させていただいたかということ、この三つある中で、実をいうと、とある情報が入りまして、ここの要は役員をやっておられる方が指摘を、その社会福祉法人のほうにされた。要は、今、社会福祉法人で今、上げた利益を何かに運用されて、最終的に下げられたといった悪用された部分もあるという話を聞いたんですよ。ですので、社会福祉法人というのは、もうけちゃいけないわけですね。ですので、そういったことや何か監視する意味が必要ではないのかなといった意味で、私自身、これに関しては申し上げさせていただいた。

市民の大切な土地であって無償貸借しておられるわけですから、そんなようなことがあったら、やはり市は何をしておるのと。県がもちろん管轄しているんだけど、普通財産を持っているのは市ですから、そのチェック機能は県に返していいのかわ、市がそうやっていくのかというのがあるわけですけど、これに関して今後どういった形をとられたらいいかということに関しては、ぜひともこれは御検討いただきたいなと思います。

そんな話がちょっと入ってきましたんで、やはり社会福祉法人に無償貸しているわけですから、

その点、いかがですかね、課長。

○長寿介護課長

先ほどもお話をさせていただいたように、県の管轄ということではございますが、社会福祉法人がサービス事業者として、事業について適正でないような運営だとか給付に対する不正な請求、そういったものに対しては、私どもとしても指導・監査等々を行うことができることになっております。

が、社会福祉法人そのものの運営につきましては、私どものほうにはそういったことはできないということになっておりますけれども、杉原委員が言われたように、市の土地を無償で貸与しているということになりますと、道義的な責任ということが全くないわけじゃないわけではないと思いますので、今、言われました事実を確認させていただきまして、そういったことがあるならば是正していただくというか、適正な運営をしていただくような形でお話はさせていただきたいと思っておりますので、どんな形で市のほうが今、言われましたことに対して関与できるかということも、一度、県と相談して、検討していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○杉原委員

このことに関しては、また長寿介護課長に、個人情報のごともございますので、申し上げたいと思っておりますけれども、ぜひ調査していただいて、実際そういうことがあったのかどうかということは、また調べていただきたいなと思っております。

続いて、今のこの契約期間、3年、10年、30年と三つありましたが、今後、間もなく終了するのもあるわけですけど、期間延長に関してはどのような形を市としては考えておられるのか、御披瀝をいただきたいと思うんですが。

○長寿介護課長

まことに申しわけございません。先ほども申しましたように、契約期間の経緯につきましては存じ上げておりませんでしたので、一度、経緯を確認させていただくと、それからこういった形で社会福祉法人に市のほうの土地を無償貸与してい

るといふこと、これは言うてみれば、特別養護老人ホーム等々につきましては、市のほうから土地を提供させていただくので、ぜひ施設をつくっていただけないかと、そんなことの経緯もありますので、契約期間が満了の後は、その契約期間、何年がいいかということも含めて検討させていただいて、契約のほうを継続させていただきたいと思っております。

以上でございます。

○杉原委員

ぜひ、そこら辺も、行政内のほうで、短い3年ですので、何年が正しいというか、適切なのかという部分も踏まえて御検討いただいて、進めていっていただきたいなと思っております。

今回、午前中の議会の中にも出ておりましたけど、特養ヴィラトピアの土地の問題、購入ができなかったといったことがございましたが、土地の問題が要は進まなかったと、県の補助金も取り下げたといったような主な要因、原因というのは何ですかね。もし御披瀝できるなら。

○長寿介護課長

これは小規模特養を今回、第4期の介護保険計画の中で建設をしていくということでございますが、事業者の方が、当初、小規模特養を建設しようとしていた土地が、当然、社会福祉法人名義の土地であれば社会福祉法人が自由に使えるんですけども、所有者が違ふということで、その所有者の方の承諾をいただいていた中で事業が進められておったんですけども、そのことが利用できなくなってしまったということが今、現状のことです。

○杉原委員

何かわかったようなわからないような感じなんですけど、実際、私、話を聞いているんで、個人情報のこともあるんで言えない部分がありますけど、要因はよく私も理解している一人だと思っておりますけども、ここでは話しませんが、今回、介護施設に関して、特養に関しても、ほほえみの里、ヴィラトピア、そして老人保健施設の三つ、知立市の中には、午前中もずっと御披瀝があつて、

あるわけですが、先ほど午前中の中からもあったとおり、待機者が190人ですよね、今、特養においては。老健では3人。市外の方を含めると、かなりの何百人という数になるということも先ほど御披露をいただきました。

ところで、私自身が思うに、市の普通財産の中で、今回これはできなかったわけですが、原因があって、普通財産の中で、今議会の中でも問題になっておりましたけれども、学校給食センターがあいておりますよね。この学校給食センターは、今、行政側のほうの考え方としては、新しい給食センターをつくったんで、そのために補てんするんだという話もありましたけれども、例えばこういった形の特養のヴィラトピアのような形に無償貸付のような形でやられていけば、知立市の市民においてもそういった声を望まれる方も多いと思うわけですが、その点、いかがですかね。

○長寿介護課長

そういったこともあろうかと思うんですけども、きょうの午前中の質問の中でもお答えさせていただいたように、事業者サイドの側として、その土地に小規模特養を建てたいという執着心が強くあるようですので、あの一带にそういう施設をつくって運営していきたいと。

中には今、利用できなくなってしまった土地があるんですけど、その近くにも職員の駐車場用地として利用をしているちょっと変形の土地なんですけれども、そこはどうか、そんなことを考えた中で、そこは面積が小さいから、今回の小規模特養ができるだけの面積はないというようなことも考えていただいて、事業者さんとしては、あの一带に小規模特養をつくりたいということがあるようですので、今の段階ではその土地が使えないということで、断念をせざるを得ないという状況が現状です。

○杉原委員

確かに、長寿介護課長のおっしゃられたとおりに、やっぱり第一候補はあそこ、隣接しているところに小規模特養をやってきたいという御希望の話も聞いております。でも今、知立市の中で

ういう現状の中であるということのお話もさせていただきました。そして、もし可能ならば、できるのならば、この給食センターの中でも検討したいというような御要望も、私自身が話した中にはございました。

第1候補は、確かにあの近くにつくりたいといった御要望はございました。それに関しては否定もしません。しかし、そういった形で市の普通財産の中で、今、利用できる場所があるわけであって、市民の要望も強いわけなので、今後、それに関しては事業者さんのほうともお話をさせていただいて、どういったものかということに関しては、ぜひ御検討材料の中の一つに入れていただきたいなと思います。

確かに、林市長はよく、市のほうは財源が苦しくて、今のやつは充てたいというのはよくわかりますけれども、もう一つやっぱり、市民の方々が今、高齢化率が、65歳以上が十四、五%ですかね、知立市は。2055年には40%になるとも言われているわけですよね、高齢化率が。だんだんだんだんそういった需要がふえてくると私自身は確信しておりますし、中島牧子委員が前、団地のほうは65歳が50%を超えている町もあるんだよというお話もございました。間違いなくこれは求められる部分であって、老老介護にこれからの世の中は向かっていくと思いますので、そういった観点からも、ぜひ御検討、できないできないじゃなくて、ここが第一優先だということでもなかったことも私自身、確認させていただきましたんで、今、このお話をさせていただきまして、ぜひ、やれる、できる方法で市民の喜ばれるこういった福祉政策を進めていただきたいなと思いますが、長寿介護課長、最後に御答弁を求めて、終わりたいと思います。

○長寿介護課長

この地域密着型の小規模特養に関しましては、先ほどもお話をさせていただいたように、知立在住の方しか利用できません。ですから、知立市にとって物すごく有益な施設だと思っております。ですので、事業者の方と、今後、そういったこと

も含めて十分検討させていただいて、早期に建設ができるようなお話をさせていただきます。

よろしくお願いたします。

○水野委員長

ほかに質疑ありませんか。

○川合委員

それでは、商工費の中で93ページ、先ほどの質問から続きますが、観光費につきましてお聞きしたいと思います。

観光費1億強あるわけでございます。52.6%の増、この中身についてちょっと御披露をお願いします。

○経済課長

観光費の件でございます。今、質問者が申し上げましたように、1億112万9,000円余り、昨年比52.6%増ということで、昨様が6,628万円ほどでございます。3,480万円ほど増になっております。

この内訳は、次のページの94ページ中段ほどにございます工事費の関係でございます。これはまちづくり交付金を補助いただく中で、八橋のかきつばた園の茶室、それからトイレの建てかえ4,000万円ほど、それと下段にありますかきつ姫公園改修工事1,600万円ほど、このものが多く支出しているということで、このような伸びになっております。

ちなみに昨年、その工事の部分でございますと、かきつばた園の多目的工事ということで2,100万円ほど支出しておりますので、その差額分が増となっておりますわけでございます。

以上です。

○川合委員

ありがとうございます。

大体のことはそうかなと思っておったわけですが、こういった拠点整備で多額の土木工事を含めて多くのお金が導入されて、非常に知立の文化施設が充実すると。そこでボランティアとして皆さんが働いて、知立のそういった歴史的な文化を支えていただいているということに認識はしております、敬意を払うところでございます。

それと、それ以外に、以前から私は申し上げて

おりますが、拠点整備に伴いまして、全体的な、いわゆる国を挙げて観光立国、そして知立市におきましては観光立市を目指すという中で、拠点整備と並行して、全市的な観光立市としての地盤強化をせないかんという中で、そういう方面で使われた歳出はあるのでしょうか。

○経済課長

知立市は、今、申し上げられましたように、文化ということで、ここの八橋のかきつばた園、知立神社隣のしょうぶ園あるいは弘法山遍照院ということで、その施設ということになってございます。

特に、基盤整備という形ではございませんが、それぞれの施設、観光に来ていただく誘致の中での整備は順次させていただいておりますし、今後もさせていただくつもりでおります。

○川合委員

ありがとうございます。

ちょっと質問の仕方がまずかったかもしれませんが、やはり拠点整備とか、そういった観光的なものについて、駐車場やらトイレやら、それからそれを整備することは非常に大事だと思いますが、例えば何度目と言われるかもしれませんが、遍照院に参拝される方は非常に減少している。ここ数年間の間に半減となっているというような数字が出ております。そうしますと、やはり一つの例をとってみても、知立というまちの魅力というか、非常にメインであります、弘法さんに面したということは非常にメインなわけでございますが、そこに足を運ぶ方が減っているというこの現実について、どういうふう認識されているのでしょうか。

○経済課長

今、質問者がおっしゃられるように、確かに高齢化という割には、弘法さんへのお参り、観光ということは確かに減っているというふう聞いております。また、出店をしております出店という店舗ですかね、そういうものの減少も、かなり前と思うと半減というようなことで聞いております。

やっぱり今の方々の中で、意識と申しますか、

そういったものが違ってきているのかなという感じも見受けられますが、何にせよ、参拝に来ようというそういった演出と申しますか、創出は必要ではないかなというふうには感じております。

○川合委員

ありがとうございます。今、参拝に来ようという動機づけのようなことが不足していると。実はそうじゃないんですね。参拝に来ようとか、やめておこうかというだけの問題で来訪者がふえるとか、ふえないとかいうだけの問題じゃないんですね。

確かに価値観が多様化していますので、そういった昔からの方が足を運ばれる動機とは違うんでしょうが、それはまさに魅力があれば必ず人が来るんですよ。そういうところで、やはり魅力以前に、知立市がそういう方たちを受け入れようという態勢があるかないかということは、やはりお店にしても、ここは本当にウエルカムであるか、どうも余りそうじゃないかということはすごく敏感に察知されます。そして、これから高齢者となられる方、特に団塊の方たちぐらいから非常に価値観が多様化して、今までの方たちとは、高齢者と言われども、全然やはり高齢者意識はまずそんなにはないだろうし、何のために来訪するか、何のために観光地に行くか、何のために参拝に行くかという意識は非常に変わってくると思います。

それはそれなんです、例えば弘法通り、知立の駅からおいて弘法山、これは一つだけ申し上げて申しわけないですけど、知立の駅から遍照院まで行く間に休憩所もトイレも何もないということの前から言っておりますが、ある団体が、なかなか遅々として進まない、トイレをつくるわけにいかんし、金もないし、ボランティアでは。それに休憩所もない、日よけも何もないということで相談を受けて、いろいろ進めてきた中で、トイレを貸しますという札を何十枚かつくっていいですか、そこのそれぞれの御命日の日に開店されるお店に交渉した上で、トイレを貸しますという札をつけていいか悪いか、許可をもらってつけますよね。そうすると安心して、物を買ったり食べた

りしなくてもトイレを使えると。これは非常に格段の進歩だったと思うんです。

それと、腰をおろすところも道路の縁石ぐらいしかない。座るところもない。何もないというような状態で、これはやはり前から言っておりますが、言い方は悪いですが、行政の怠慢というしか、観光行政に対してはないかなと思っております。

なので、ベンチをつくって、その日だけは出すというような行動が去年ぐらいから少しずつ見えているわけでございますが、このことについて認識してみえるか、また御意見がありましたら、課長、述べてください。

○経済課長

今、質問者がおっしゃいましたように、駅からの弘法山への通りについて休憩、あるいはトイレがないということはお聞きしておいた中で、一昨年ぐらいだったかと私は思っております。トイレを貸しますという店舗の御協力をいただく中で、トイレの提供、また店の前のあいているところに簡易なベンチを置いて休憩をできるというふうにしておるといことも聞いております。

今、質問者がおっしゃいましたように、確かにそういった魅力と申しますか、手を差し伸べる志等というのは当然必要なものかなというふうにも思っております。私どもも、観光という立場でできる中で、そういったものの御協力をしてまいりたいと思っております。

○川合委員

ありがとうございます。ぜひそのようにしていただきたいわけでございますが、なかなかこういうことは遅々として進まない。これは現実というか、このままにしておいたら、絶対にいつまでたっても無策のままだというのは、私もそう思いたくないんですが、そう信じざるを得ない現実だと思っております。

やはりこの辺は愛知県の中心でありまして、産業立地といえますか、観光都市、観光都市というふうなかけ声だけは確かに、不景気になるとそういうことになってきますよね。法人税とかいろんな歳入も減ってくる。じゃあ、どこから歳入をふ

やそうか、もしくは中心市街地の活性化やら何やら、そういうものを考えるときに、そうだと、観光だと、安易に観光という言葉が出てきますが、これはそんなに単純なものじゃないですね。

地方へ行ってみますと、本当に経済は疲弊していて産業もない。何もないと。じゃあうちの地域は何をやろうと。売り物が何かあるかということまで必至になってやっていますよね。それで行政を挙げて、地域を挙げて、官・民・事業者みんな一緒になって観光行政をやるんですね。そういう意識がないとなかなか難しい。いわゆる民間のボランティアをやってみえる方は承知していても、なかなか行政ではできないと、こういうことになっちゃうんですね。

もう一遍聞きますが、事例として、弘法通りはかなり空き店舗が目立つような感じがするんですが、その辺は調査とか、どのぐらいどんなものがあるかということを確認してみえるかどうか、御答弁ください。

○経済課長

今、弘法通りの空き店舗ということですが、実際には店舗の数というのは、把握はしておりません。

○川合委員

そういうことで、進まない理由もそんなところにあるかなと思うんですが、やはり先ほどホテルの事例やら、ホテルを利用された方が近所で飲食するということもあるんですが、逆に言えば、先ほどどなたかおっしゃっていましたように、知立の駅前が結構、店舗がふえましたね。飲食関係の店舗が。終末とかふだんでもですけども、かなり活性化しています。これは民間の力ですよ。

刈谷を見てください。きれいに行政が金を使っていますよね、その整備のために。ですから、これはこれから先、非常に将来の見通しが明るくないかと思うんですが、知立も今、これから工事が始まっていて、だんだんだんだんいろんな整備する段階では、町並みが人を呼ぶようなほうじゃない工事の町並みになってしまう。にもかかわらず、そういうふうに民間の人は非常に交通

の立地的な優位性を生かして、知立の駅前を活用して一生懸命集客してみえるということなんです。

ということは、ホテルを利用する人が飲食を使う、これも一つのことなんでしょうけど、知立で時間を過ごす方たちがふえてくれば、おのずと逆にホテルを使うこともふえてくるわけですよ。やはり両方の相乗効果を考えないと、観光ということなんて、とてもじゃないけど論ずることはできないわけでございます。

部長、いかがでしょうか。

○市民部長

私どもも総合計画の中では観光という言葉が余り入ってないわけですけども、これにつきまして、交流のまちというような言葉で書いてございます。川合委員が言われますとおり、駅の連立、駅前の再開発、それからホテル、リリオというような全体的な相乗効果が観光にもつながると考えております。

○川合委員

やはりその辺の意識をしっかり持っていただきまして、これからのまちづくり、特に中心市街地のまちづくりについては進めていただきたいと思えます。

それから、駅前のロータリー、ムクドリの方の対策がしっかり進んできれいにあがっております。ですが、あそこは知立の顔なんですよ。多くの方が知立の駅からおいて、近隣で飲食されるに当たって、あのままでいいのかというような非常に感じがするんですよ。やはりあそこは知立の顔でありますし、ほかのまちにはない、何ていうか、まちづくりをしていくべきじゃないかと思うんですね。

特に、知立の駅でおられる方は愛教大の方だとか、それから近隣の事業所に勤められる方とか結構若い方もみえるわけですが、小さくてごちゃごちゃしているんですが、知立の駅の前におけると、何かこれはあるんじゃないか、結構楽しいんじゃないかというような魅力づくりですね、そういうものをロータリーの一部を使って、何とかしていくことが必要じゃないかと。

結局、やはり人を寄せるには文化的な要素がないと来ないんですね。ただ、物見遊山に来るとか、1回だけ飲食店に行って、悪かったら来うへんというようなことになってしまいます。駅前ロータリーだと管轄は都市計画課になりますが、まちづくりという観点から見て、あの一帯を何とか一つの知立の顔として、核として地盤沈下を防ぐ、そういった拠点にすべきだと思います。市長、その辺、いかがお考えでしょうか。

○林市長

駅前の広場については、本当に川合委員と同様な感があります。知立の顔でありますので、何かにぎわいを欲しいなど。今、おかげさんで、あのあたりかいわい、飲食店が非常にふえたわけでありまして、そうした中で、行政としても、前からあそこに何かにぎわいが欲しいなど。

そうした中で、あそこにおりれば常に音楽をやっている状況でありますとか、あそこに行けば何かお話が聞けるとか、余り広いスペースじゃないだけに、やることは限りがあるのかなという思いがあるんですけども、またいろいろお知恵を拝借しながら、にぎわいのある広場にしたいなど思っております。

一方、あそこは将来にわたって開発されていくわけでありまして、そうした駅周辺の開発ということにも、あそこがにぎやかになれば、おのずと住民の方々が、駅が変わるんだなという関心も持っていただく機会にもなるかというふうに思っておりますので、にぎわいづくりについて、また考えていきたいというふうに思っております。

○川合委員

ありがとうございます。これを一つの事例として、ぜひ可能であれば進めていただきたいと思っております。

やはり最終的に申し上げたいのは、拠点整備、これは本当に大事なことで、そこがなければ集客する目的もなくなってしまいますが、全体的な基盤整備、今、名鉄も、知立駅をおりて、何千人の方が、ウォーキング愛好者の方がそれぞれの観光地を回って歩いていくというような中で、やはり

そういうものがないと、知立って行ってはきたけど、歩いてはきたけど、まあまあだったで終わってしまうようなことでは非常に地盤沈下が心配されます。これからはそういったことに拠点整備を加えて、具体的に言えばトイレ・休憩所もそうですが、案内看板一つにしても、それからいろんなまちづくりに関する整備関係というものがいろいろあると思います。全体的な観光ということでお客さん呼んで、地盤沈下を防ぎ、これから長い期間、工事が入って、中心市街地がその分だけ活性化するのもかもしれませんが、やはり観光目的でみえる方たちに対して、知立市は温かく迎えているという、そういったまちづくりをぜひ進めたいと思います。このことを最後に部長に聞きまして、質問を終わります。

○市民部長

おもてなしということで、私どもはやはり観光地というものは、知らない方がみえて、その土地で会った方とふれあいというんですか、おもてなしを受けると、また行こうかなというようなことだと思います。

したがって、観光ボランティアの養成等を行いながら、今後とも、みえる方のおもてなしを一つの中心として、おもてなしの心を育てていきたいと考えております。

○三浦委員

浄苑についてお伺いします。

本会議でも佐藤議員が行っていましたが、浄苑について、また確認のほうをさせていただきたいと思っております。

決算書の163ページ、浄苑の工事請負費、これが出ていますが、この件に関してお願いします。

○市民課長

実はこれは火葬場の炉がございまして、炉が1から3までございます。その中の1号の炉を改修しているものでございます。

以上です。

○三浦委員

これは不用額が出ていますよね。

○市民課長

実はこれは中はセラミックスではございません。れんがでございますので、それを強い火でやりますと、結構、れんががとれるということで、209万4,900円、これが不用額という形で残ったんですが、これを残したのは、やはり1年間していったときに、そういったことでまた工事が必要になったときに何かしなければならぬということがございますので、それはひとつ残しておこうかということで残させていただいた不用額でございます。

○三浦委員

理解できないんですけど。

○市民課長

この209万幾らですかね、それは今、3号炉でございますので、その中の1号炉につきましては、一応、毎年一つ直さなければいけないということで残させていただいたんですが、ただ、あと2号炉、3号炉についても、偶然、何か事故みたいなことがあったときに直さなければいけないということで、このお金を残させていただいた不用額でございます。

○三浦委員

そういうことは、予備費としてとっておくということなんですか。最初から使う予定というのはどういうふうになっていたんですか。

○市民課長

毎年、炉についても、一応、修繕等をさせていただいております。その中で、たまたま今回、こういう形で不用額が残ったわけなんですけど、2号炉、3号炉については手を加えることはないということで残させていただいたものの額でございます。

○三浦委員

最初は、1号炉、2号炉、3号炉すべてを直すというんじゃないですね、残さなければいけませんので。何号炉を予定していたんですか。

○市民課長

20年度のときに1号から3号まで直した実績がございます。たしか200何万円のお金が出たというふうに私は思っておりますので、その中で、一

応、毎年300万円上げさせていただいております。その中の200何万円を決算という形で20年度は使っているというふうに思っております。

○三浦委員

部長、ちょっとわからないんですけど。

○市民課長

大変済みません。私も何炉を注意していくのかわかりませんが、1、2、3あって、動物の炉で4基ありますけども、その三つを毎年、1カ所ずつやっていく予定でおるんですけども、もしそのほかに炉に何か起きた場合、すぐ直さなアカンもんで予算がとってあると、そういうことです。

です。3月末のこの決算のときに100%するためには数字を減額すればいいんですけど、その手続中でも何か起きるといかなんかということで残したと、緊急の事態のために炉の費用を残したということでございます。

○三浦委員

これは毎回こういう形で予備費みたいに残しているんですかね、予備費といいますか、緊急修理工用に。

○市民課長

20年度は火葬炉の修繕工事ということで297万6,750円という金額が20年度の決算、これは火葬の炉を直させていただいた金額です。たまたま21年度につきましては1号炉のみで、2号炉、3号炉について、これは人体の火葬の炉なんですけど、それは修繕する必要はないということで、その不用額が、例えば9月に危ないかもしれないということで、もう少し待てということで、たまたま3月までもっちゃったということで、毎年毎年、緊急になったときにやはり心配でございますので、このお金については、20年度が290万円ぐらいございますので、決算を出していますので、21年度をそういう形で、下手するとあるかもしれないということで、たまたま不用額という形で残ってしまったというのが現状でございます。

○三浦委員

わかりましたけど、それぐらい不安なんですか

ね。壊れるというか修理しなければいけない。それだけ耐用年数というか、できたのが古いのか。普通でしたら計画的に立てられると思うんですけど、周期的に順番に直していくということがですね。それだけ炉のほうが古くて、いつ何が起こるかわからないという状況なんでしょうか。

#### ○市民課長

実はですね、炉は先ほども申したかもしれませんが、セラミックスではございません。耐火レンガがその中に張ってあります。どうしても強い火力ですとレンガが落ちてしまう。そのレンガの修正だとか何かということで、この予算を上げさせていただいているわけなんですけど、どのぐらいもつかというのは、業者に聞きますと、毎年少しずつ修繕をしていけば、ある程度もつんではないかという話は聞いております。

ただ、それについて、それではセラミックスにしたらどうだという話が多分出ると思うんですが、セラミックスにしたときにかなりの工事費用がかかるんじゃないかということで、今現在は耐火レンガでさせていただいているのが現状でございます。

#### ○三浦委員

そういうことですよ。耐火レンガではいつ悪くなるかわからない。セラミックスにすれば大丈夫だけど、なかなか費用的にできない。そこで、豊明との関係も出てきて、今から浄苑をどうするかというのが問題になってくるわけでありまして。

本会議では佐藤議員の質問で豊明とのことが出ていました。豊明は総合計画にのせて、自分のところで考えているという話でありまして、そしてアンケートをとって、その結果によって知立市は判断するというようなことを言うておりましたが、その結果というのはもう出たんですかね。

#### ○市民課長

一応、ことしの4月7日の日に、豊明市の部長さんがおみえになりまして、課長さんとおみえになりまして、実は部の名称が変わったということでおみえになりました。その中で10月にアンケートをするということだったんですが、実はアンケ

ートは7月ぐらいにしたという結果です。

この前、部長が質疑の中で、今現在、回答が出たものについて分析中だと。最終的には9月の末ということでお話をしたと思うんですが、実はそれと同じなんですけど、ただその後、私のほうも豊明市のほうに電話させていただきました。その中でアンケートの内容がございます。

その設問が、現在、豊明市には火葬場がなく、周辺自治体の施設を使用していますが、このことについてどのようにお考えですかと。お考えに最も近い選択肢一つだけに○をつけてということで、豊明市が、1から4項目の質問がございます。その中で「周辺自治体の施設を使用する今の状態を継続すべきである」、2番目が「周辺自治体の施設に依存するのではなく、市単独の火葬場を整備すべきである」、3番が「複数の自治体で連携して火葬場を整備すべきである」、4が「わからない」。

その中で回答率が出ております。1番について、今、言った「周辺自治体の施設を使用する今の状態を継続すべきである」が21.1%、2番の「周辺自治体の施設に依存するのではなく、市単独で火葬場を整備すべきである」が17.6%、それと「複数の自治体で連携して火葬場を整備すべきである」が37.1%、「わからない」が21.6%、回答が22.9%、こういった結果を今現在、アンケートの回収ということで、今、それを分析されておると。そうした中で、分析が終わるのは9月末ではないかという予想でございますので、豊明市がどういう考えで、要するに、分析結果が出たら市のほうに一度お話しにくるというお話ですので、それを聞いてから、また豊明市の方針が出てから、火葬上の今後については考えたいというふうに思っております。

#### ○三浦委員

アンケートの結果が1番の21.1%というのは、知立へ依存するということなんですね。名古屋と知立とでやるということ。2番は、自分とこでつくと。それから3番は知立を含めいرونなところと、この3番がちょっとわからないんですけど、

複数どうのこうのっていうのは、知立を含めて考えていくというような、そんなようなことですかね。

○市民課長

3番の複数の自治体と連携して火葬場を整備すべきであるというのは、豊明市が中心になりまして、あと知立市と東郷、それと日進も含めたその周辺の中で考えていきたいという話は前から聞いております。

以上です。

○三浦委員

ということは、3番は一部組合とつくるというような話なのか、そういうことですかね。

○市民課長

4月におみえになったときにアンケート結果の中で、建設というお話が出たときには、周辺自治体、要するに知立市、また東郷、それを含めて一部事務組合で考えていきたいというお話は4月のときにお聞きしております。

ただ、結果がどうなるかというのはちょっとわかりませんが。

以上です。

○三浦委員

わかりました。結局、このアンケートで見ると、市民は、自分とこはつくりたくはないということ。知立市に依存するか、一部事務組合を含めるというような話で部長はいいですか、そういう話で。

○市民部長

私も4月にお会いしたときには、先ほど課長が言いましたように、一部事務組合というような話で聞いておまして、私どもも、そのような要望をしておると思いますので、最終的な9月末に向こうがこのアンケート調査で具体的にどういうようなことをするのかというような内容が来ないと、私どもも単純に、担当の言い分だけ言っとってもいけませんので、一度、市の方向性も出していくと。

ただ、このアンケートだけだと、質疑でお答えさせていただきましても、境川の近くにならままだしも、豊明も広いもんですから、奥まで行

っちゃうと、また建築場所でね、それによって、うちの知立市民がそこまで行けるかというようなことが一つございますので、やはり9月末にアンケート回収の内容を分析ができるということでございますので、やはりその分析をした後でないと、こういう結果で単純なものをいただいたということですけども、具体的には話せれないなど。

ただ私どもは、市民の方が一番便利ように考えていかないといかんと思いますので、投げかけはしましたけども、その答えによっては修正があるかと思いますが、そこら辺は、言いましたように内部では検討していきますけども、正式には9月のこれを見てから、一応、検討していきたいところっております。

○三浦委員

わかりました。結果をまた見て、結果最終的なので、豊明の判断もございまして、市の判断もあるかと思いますが、私が思うに、市の方向性というか、市は逢妻浄苑でやりたいのか、豊明と一部組合をしたいのか、そういうところが定まってないような気がするんですね。相手方次第ということもありますけど、やはり市は市として方向性をもっと出さないと豊明も困るだろうし、今の知立市の浄苑が今からどれだけでもつか。今の話でもありましたように、耐火れんがだとしょっちゅうかえなれないといけないというような形になって、いつまでこれがもつのかということもありますし、市としてはどういった方向を持っているのか、その辺、部長はどういうように思っているんですか。

○市民部長

私といたしましては、質疑でも今もお答えは一緒でございますけども、とりあえず当初から投げかけた件がございまして、それをもらわないと、結論が出ないうちにこちらはこういう考えがまだあるぞというようなことを私では言えないと。

ただ内部的には、豊明さんにも話しましたが、境川の近所がいいねとか、そういうような話は前からしておるわけですけども、もしそれじゃない場合は、どうしようという考えは、内部的には二、三、予定は一応、案としてはありますけ

れども、今現在は、豊明市に投げかけた分が9月末に何らかの形で返ってきますので、まだその回答待ちと。私どもの考えは投げかけましたので、今はその回答待ちというのが実際の話でございます。

○水野委員長

ここで10分間休憩します。

休憩 午後4時05分

---

再開 午後4時15分

○水野委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

○三浦委員

結果といいますか、まだアンケート、またこれと考えるとということではありますが、豊明と知立のこの浄苑の問題というのは、もう長くお話が出ております。

当初はトップ会談、市長同士で話を進めていくという形で今まで来ていたと思うんですけど、今はトップ会談をやっているんですかね。

○市民課長

永田市長の後、本多市長が19年のときに一度、豊明市のほうに行かれたということがございます。

○林市長

私も、改めてこの件に関して、市長と、あと議長のところ、ぜひともお考えくださいと。今、私どもの逢妻浄苑が非常に難儀になっていますので、ぜひとも豊明市でつくっていただけませんかということをお願いをさせていただいて、そのときには、終末処理場の跡地だったかと思うんですけども、境川のあたりですけど、あそこら辺にあるんだけどなあという話も、議長さんだったか聞かせていただいたんですけども、なかなか市民からの賛同が得られんでねという話はお聞きしました。

○三浦委員

永田市長、本多市長は行かれて、林市長も行ったそうです。これでアンケートが出て、知立でまとめて、知立の方針というのを今から決めていくということ。このアンケートの結果を見ると、豊

明では、市民は余り望まないよということもある。それから、知立市に今までどおりといいますか、依存したい。それから、一部組合とか、そんなことがあるんですけど、こういう形を踏まえて、やはり先ほどから言っていますが、知立市としての方針、これを今、言った境川のですか、そういう形で、本当に知立市が一部組合として豊明とやりたいということでしたら、それをやはり真剣にそういった方針を決めて、お願いにまた再度行っていただきたいと思うんですけど、それはいかがでしょうか、市長。

○林市長

私の思いは、私の議員のときからのこの議会の流れもそうであったかと思うんですけども、やはり豊明市にお願いをしていったらどうだということも私も聞いておまして、その流れを受けまして、私も市長にさせていただいてから早く行きました。先ほど答弁させていただいたとおりでありまして、これからは機会を見つけてお話をさせていただきたいというふうに思っております。

○三浦委員

わかりました。

今回、これがいいきっかけといいますか、豊明さんも、こういった総合計画の中に入れるということで、真剣にアンケートをして、豊明の方向性も出したいということだと思いますし、知立市も、それに対して何とか対応していくといいますか、知立市を頼っているということは、知立市もやはり強く打ち出してもいいと思いますので、その辺を踏まえて、この問題は早急に解決していただきたいと思っております。そんなことでよろしくお願ひします。

じゃあもう一つだけ。先ほどちょっと出ましたが、観光費のところ、94ページの観光施設の維持管理ということで、かきつ姫公園の改修等工事、これの内容を、済みません、教えてください。

○経済課長

かきつ姫公園ということで、大流住宅の入り口を入れてすぐの角地でございます。今までもございました。そこには落田中の一本松ということで、

松が従前からございまして、その松をそのまま残す格好で、今まであった公園の中では、正直言って草も生え放題であって、整備が行き届いてないというようなこともありまして、人が余り来なかったというようなこともありました。

それで今回、先ほど申し上げましたように、まちづくり交付金の補助を受ける中で、まずは大きく変わったのは、多目的のトイレを設置しております。今までは水場が一つあるのみで何もございませんでしたが、多目的のトイレを設置して、大体、園路を一周できる園路を整備しております。その中でも当然、今、言った多目的ということで、バリアフリーの部分も考慮しつつ、園の中を一周できる。あと東屋を設置して休憩をできるように。

そういった中で、最近設置をした中からでございますけど、近くの方あるいはお子さまのほうに来て遊んでいるということも聞いておりますので、今までの中では利用をいただくようになったということで、効果はあったのかなというように感じております。

○三浦委員

一本松を整備したということで、これはかきつ姫とはどういう関係があるんですか。これにちなんだものが何かあるんですか。

○経済課長

観光協会事務局長として知っておらなければいけないのかなと思いますけど、すぐ近くに入水をした池というのが、今、高架の下になって、なくなりつつあるのかもしれませんが、看板等はある、そのところにあるそうで、かきつ姫の衣をひっかけたということの伝承で、ひっかかったというのか、という伝承で伺っております。その言われがありますというふうに思っております。

○三浦委員

じゃあそういう形で、一応、関連はあると。そういう表示か何かも、プレートとかもやっただけですかね。

○経済課長

従前からございました一本松の御案内はさせていただきます。

ただ、記憶の中にあるだけで、その部分が触れてあるかというのは、ちょっと記憶にはございません。

○三浦委員

これはふつうの公園とは違って、観光的な目的の公園ですよね。かきつ姫公園ということで、これは改装して名称をこの名前にしたんですか。

○経済課長

そうではございません。従来からかきつ姫公園という言い方を申しております。

○三浦委員

落田中の一本松があるわけですよね。そういったのを観光の一つとして整備しようということなんですけど、住民の方によく聞くんなんですけど、何の公園かなと、意味がわからないと。遊ぶということもありましたけど、そんなに遊んでないよという話も聞きますし、観光的につくった、整備した公園でしたら、例えば観光のルートにあれするとか、いろんな意味で観光的な引っ張ることを何かやっているのか。大流の入り口のところにぼんとあって、住宅のところにあるんですけど、何かコンセプトというか、目的がわからないという、その辺、もう少ししっかりした目的が欲しいと思うんですけど、いかがでしょうか。

○経済課長

今、申されました観光地としての位置づけはしておらないのが実際でございます。マップ等で名所旧跡というところで一本松の御案内をする中で、写真を添えて、先ほど申し上げました池と同様に御案内はさせていただいております。

○三浦委員

ありがとうございます。市長、これは地元ですが、観光の一環としてこれをやったと思うんですけど、市長、今、どういう気持ちであります。

○林市長

この事業は、トイレ等を含めて、まちづくり交付金の一つの事業だったというふうに私は記憶しております。そうした中で、かきつ姫公園に行くまでに無量寿寺から鎌倉街道を渡っていく、そうした中には在原寺があり、あそこにはまた在原業

平の分骨のあるところもあります。あと根上がりの松もあります。そうしたところを通ってかきつ姫公園に行くという一つの流れはできているんであろうというふうに思っております。

そうした中で言われをもうちょっとだれでもわかるように表示をしていくということ、そして、もっとしっかりと、これは観光施設だよということもありますので、PRをしていくということはやはり大事なことだなというふうに思っております。これからPRにもっと努めていかなければと思っております。

○三浦委員

わかりました。せっかくこれだけ高い金をかけて改修したもんですから、やはり観光の一つとして、八橋行った方にはわかりやすいように、いわゆるサインとかそういうのを的確にやって、ぜひこういったすばらしいものがあるんだよということで、観光客も寄っていただけるような公園づくりを今からまたやっていただきたいと思います。お願いします。

○経済課長

PRということで、八橋のかきつばたの園の中にも鎌倉街道、今、市長が言われましたように、根上がりの松から鎌倉街道の御案内もしております。そういった案内看板等、またパンフレット等にも当然載せておりますので、そういった部分で大いにPRをしていきたいと思っております。

○水野委員長

ほかに質疑はありませんか。

○石川委員

それでは、二、三お聞きしたいと思います。

最近よくお年寄りの家を訪問しますと、お父さんがちょうどデイサービスに行っているよなんていう話をよく聞くんですよ。デイサービスを利用する人が随分多くなってきたと思うんですが、デイサービスというのは、63ページの生活介護というところ、ここの中に含まれるんですかね。これでいいんでしょうか。

○福祉課長

今、63ページのお話しになった生活介護につい

ては、これは障がい者のほうの施設ということで、当然、障がい者の方で介護が必要な方ということで、その施設のほうに入っていただくという形で載せてあるものでございます。

○石川委員

わかりました。介護保険のほうがいろいろデイサービスに行っているというやつはですか、課長。介護保険に該当するわけですかね。

どなたに質問というのがわからんようですが、市民のちまたのところで言っているデイサービスというのは、「デイサービスへ行ってますよ」「行ってます」と、「週2編行ってますよ」と、こういうお話を聞くんですが、それは介護保険のほうのあれなんですか。それともまた別ですかということなんです。

○長寿介護課長

介護保険の制度の中にサービスを受けている事業所にそれぞれ通ってデイサービスを受けているものが介護保険のほうではありません。

○石川委員

ということなんです、ここで聞くのはいかんかもわかりませんが、今、デイサービスをやっている施設ですね、市内でどれだけあるんですか。そういうことはおわかりになりますかね。

○水野委員長

質問者に申し上げます。

質疑につきましては、議題外に及ぶようなお話です。

○石川委員

わかりました。じゃあこれはまた介護保険のほうでお聞きしたいと思いますので、次の話題に行きます。

それでは、次は75ページの子育て支援センター事業、ちょっとだけこれをお聞きしたいんですけど、これで費用が1,039万9,421円ということですが、これは3カ所、今、ここに書いてありますね。これで大体、この主な費用は1,039万9,000円、この内訳をお願いしたいと思います。

○子ども課長

子育て支援センター事業ということでもあります

が、子育て支援センターは、今現在、中央保育園内にあります知立中央子育て支援センター、それから来迎寺保育園内にあります知立来迎寺保育センターがあります。その中で、育児講座だとか、あるいは育児相談だとか、それからサークルの紹介だとか、あるいはファミリーサポートの事業なんかを子育て支援センターのほうでやっております。

事業費1,039万9,421円の内訳ですが、主に人件費になっております。人件費が一番大きくとられております。

あと、そのほかにはファミリーサポートセンターの講師の謝礼とか、そういった形で支払いをしているというような状況でございます。

#### ○福祉子ども部長

1,000万円余の決算額ですが、先ほど課長が申しましたように、子育て支援センター事業費の中の主な大きなものは、716万円余の子育て支援センター、それから集い広場事業における臨時職員の賃金が約716万円余です。

それ以外、それにかかわる事業に係る事業費等、あと主なものとしては、事業費で約160万円余、それから役務費としては、そこの中の電話代、はがき代等の決算としては33万1,000円余ですね。それから、昨年度は集いの広場と子育てセンターの自転車置き場の工事をちょっと行っております。それが約70万7,000円余ですね。それから、備品としまして、総額33万1,000円余、それから子育て支援センターの県の負担金が1万円といった内容でございます。

#### ○石川委員

大方人件費だということでありませうけれども、今、言われたように2カ所ですね。これは猿渡児童クラブ内ですね。2カ所ということですが、どのくらいの人がみえるんでしょうね。そしてまたこれは連日あいているのか、週に何回かあいているのか、そこら辺のところをお聞かせください。

#### ○福祉子ども部長

子育て支援センターの利用状況については、後ほど報告させていただきます。

今、資料としてはございませんので、済みません、後ほど報告させていただきます、利用状況については。

#### ○石川委員

どれぐらいかなと思ったんですがね。それぐらい把握してないですかね。これだけ1,000万円のお金を使っているんで、どれぐらいの費用の効果があるのかということぐらいは検証してもらわんと困りますね。

今後の計画もあるんでしょうけど、それもまたあわせて、後ほどでもいいですけど、お調べください。

それでは、次の話題に行きます。

ごみのことについてちょっとお尋ねしたいと思います。

このところ、それぞれ可燃ごみは路線で、そしてまたその他のものはステーションでの分別がほぼ定着してきたのではないかなと思います。

先般、たしか安城市でアルミ缶の集積してあるやつを持っていくのを、これはいかんことだということで、処罰をしようという条例ができたようですが、知立市においては現状どうですかね。

アルミ缶、ステーションは多分、かぎがかかっているんで、そういうことはないかなと思います。ちょっと現状についてお知らせください。

#### ○環境課長

知立市のアルミの収集につきましては、集積場に集めております。かぎが変える集積場が多いため、持ち去りというものはほとんどありません。夜間に出たやつが朝なくなったケースが1例、2例はないということはないですけども、ないに等しい状況です。

以上です。

#### ○石川委員

そういう被害はないということですが、これはやはり市にとっての収入にもなることでありますし、皆さん一生懸命、分別しているんですから、それをごっそり横へ持っていくなんていうことは余り芳しいことではないと思います。

あと、古紙だとか新聞、段ボールというのは、

今、2カ月に一遍なんですけど、これはやっぱりこれ以上は難しいですか、毎月やるというのは。以前、たしか区長さんのほうから反対の意見を聞いたというようなことを聞いておりますが、現状はどうでしょうか。

○環境課長

古紙の回収につきましては、今までいろいろこの議会の中でもいろんな意見をいただいております。今度、9月30日の区長会でまた、役員会にお諮りするんですけども、ことしの春先に区長さんからまたアンケートをもらいまして、その結果として、拡大に同意していただけた区が6でした。その関係で環境課のほうの考え方としましては、今、検討させていただいておりますのは、古紙の路線収集を検討させていただいて、区長会に諮っていく予定にしております。また、区長さんたちがどういう意見を言われるかわかりませんので、はっきりしたことは言えませんが、路線収集に向かって検討していきたいということで動いております。

回数は月2回で検討していただきたいということで、地区ごと月2回、路線収集に回るという方向で検討させていただきたいなと思っております。

○石川委員

月2回、路線収集というと、路線でやると言っていると、新聞屋さんもやっているようですね。あれとの関係とかいろんなものがあると思いますが、ぜひそうやってもらえれば、確かに古紙等もステーションまで持っていくのはなかなか大変だということはあるようです。ですから、路線でやれるのであれば、大いにいいことではないかなと思います。

それともう一つ、私、聞きたいのは、ごみに関して、ごみの減量という話がずっとあるんですけど、なかなか具体的な施策というか、そういうものが全然あらわれてきてないんですけど、今は平々凡々と毎日、日課の中でごみが出てきて、出しておりますけども、もう少し減量ということに対して何らかの私どもの示してきてもいいんじゃないかと思うんですけど、いかがでしょうか。

○環境課長

ごみの減量という、うちの計画の中で、ごみ量の削減をうたって頑張ってきておるんですけども、例えば今ですと、レジ袋の16店舗の協力を得まして、ごみ量の削減を実際やっております。

一般家庭の方に、個々にごみ量を減らしてくださいと言っても、やっぱりモラルの問題がありまして、個人的に動かれる方はごみをどんどん減らしていきますし、ごみを分別することに今、要は可燃ごみの減少ということを目標にしておりますので、リサイクル率は向上させていくという考え方で、ですから、ごみの分別をしっかりとやらうようにPRは今後も図って行って、可燃ごみに関しましては、より一層の減量を図って行って、リサイクル率の向上に向かって頑張っていきたいと今、考えておりますので、その辺の周知を市民の方に徹底的に図っていきたくて考えております。

以上です。

○石川委員

今、ちょっと答弁を聞いたんですけど、レジ袋を廃止するというのもありますでしょうけども、もうちょっと何か積極的な部分がないんでしょうかね。

モラルの問題だと、そんなもので解決できるんだったら、すぐ解決できるだろうと思いますけども、モラルというのは、そう簡単にこれは直るものじゃないですわ。そんなことを言っちゃうといけませんけど、今、そういう問題があるというようなことで言っておりますが、それでは何か努力目標も何もなくて、そのまま市民の方のモラルにお願いします、減量いたしましようということだけで、果たして減量はできてくるのかどうかということですよ。

確かにいろいろ定着して、可燃ごみみ路線で、そしてあと資源ごみ、あるいは埋め立てごみ等はステーションという、そういうことはしっかりとほぼ定着してきたとは思いますが、そこから一歩出ようということは余り見受けられないんですけど、何かやはりそこは来年度に向けての一つのテーマぐらい出してもいいんじゃないかなと思うん

ですが、そこら辺のところは検討されたり、そういうことがあるでしょうか、お聞きしたいと思います。

○環境課長

先ほど言いました検討事項といたしまして、可燃ごみの中に紙類が非常にたくさん入っている関係がありますので、その改善といたしまして、2カ月に一度の古紙の回収を1カ月に2回、回るような形で、何とか紙類を少し分類して、しっかり分けて、出しやすい方向に向けてやっていきたいと。

それから、昨年度ちょっと問題になりました計画、一般廃棄物の処理の基本計画を今年度つくりました、その中で具体的に目標を立ててうたっていきたくて思っています。まだその辺ができておりませんので、今年度ひとつ計画をつくってまいりたいと思っておりますので、その中で対応を考えていきたいと考えております。

以上です。

○石川委員

やっぱりごみの問題というのは一番、市民の方の関心も深いし、また区長さんたちもいろいろ骨折りをされております。したがって、いろいろな提案等は、区長会等でもいろいろと、御相談願えれば結構いい意見も出てくると思っておりますので、そこら辺である程度目標を持って進まなければ、たしか2割減をしないといろいろ書いてありますけれども、ただそれだけのことではなかなか進まないのではないかなと思います。来年度に向けて、よろしく頑張ってもらいたいと思います。

次の話題ですが、先般、市長のほうから、全国的にも話題になっております所在不明の高齢者の問題ですね、市長のほうから9月1日付でいただきました。100歳以上の方は5人おってということで、基本台帳の登録者については、それでよかったということなんですが、全部、所在確認ができた。

それから、戸籍についても、今、調査中だということでもありますけれども、これについてもいろいろ議論があるんですが、その中で100歳以上につ

いては、これは検討されたんですが、それからもうちょっと下がって90歳以上ぐらいというところでやろうという今、あれはあるんでしょうか。

○市民課長

100歳以上を出させていただいて、委員のほうにお渡ししました。ただ、90歳とか80歳という話になりますと、市役所の中で後期高齢者医療の保険料だとか保険証を配ったり、それから介護保険の保険証を配ったり、それからお金の徴収票を配ったり何かして、各課がいろいろ対応しておりますので、その中で私のほう、市民課としては、そこから集めた情報で所在不明があれば、12月から2月にかけて調査をさせていただいて、職権消除をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○石川委員

先般、テレビを見ましたけど、よそのまち、ちょっと忘れちゃいましたけど、民生委員の方がそれぞれ、やっぱり90歳以上の人を訪問されているという映像が出ていました。そうやっているまちもあるんだなと思いましたが、12月から2月というのは、要するに、毎年、そこだけ定期的に確認をするという作業の一環としてやるということですね。ですから、高齢者の所在確認については、これで終わりと言ってもいいんですね、知立市としては、引き続きこれでやっていくという意味はない。

それでは、今、そういういろんな情報があるわけですが、さっと合わせれば、不明であるという人はすぐに出るんじゃないですか。そこら辺どうですか。

例えば、健康保険か何か払っている。年金も受けている。それをやっちゃえば残りは少なくなるんじゃないですか。そういうことは電算ではできないんですか。

○市民課長

私のほうは、住民基本台帳をもとに行っております、その中で、毎年12月から2月にかけて年1回、先ほど言ったように、手紙が届かない、各課から上がってきたものについて、年1回、所在不

明の方がおみえになるということで私のほうに申し出がございましたら、年1回、そういった形で調査をさせていただいておりますので、ある程度の住民基本台帳の正確性は確保できているのかなというふうには思っております。

以上です。

○石川委員

そういう認識でよろしいですか。市長さん、副市長さん、どちらでも。

○市民部長

子ども市民課が扱っております住民基本台帳につきましては、市長が職権で削除できるということになっております。したがって、市民の方から届けていただいたのを住民基本台帳に登録するわけですが、それを使って各担当のほうでいろいろな事務の基礎データとして使います。したがって、今、うちの課長が言いましたのは、いろいろな事業でうちのデータを使って、届け出が違ふんじゃないかというものを職権で消すことを例年、正月をまたいでやると。

私も質疑か何かでお話ししましたが、各担当と密にして、ここはいいんじゃないのというような不在住の届け出をいただくと、職権で消していくということでございますので、住民票上、残っているか残ってないかという確認は、やはり住民からの届け出でございますので、その方が住んでいるかどうかという確認を私どもがしているのか、そこら辺はなかなか厳しい問題があるなと思っております。

したがって、今後とも、住民記録でデータを使って事業を行うところがいろいろ不在住ということの申し出があれば、職権で住民票を消すわけでございます。電気のメーターが動いておるかとか、そういうような近所の方にも聞いたりというような、いろいろ職権で消すという、大変、気を使う仕事でございますので、年に一度出てきたのを一遍にやらせていただいておりますのでございます。

○石川委員

それはわかっています。定期的に1年に一遍

やるんでしょう。今、こういう話題になっているときに、それだけで知立市は終わりだと言っているのかということについては聞いています。

それは定期的にやるのは当たり前のことですから、1年に一遍。それで消すとか消さんとかね。消すか消さんかの前に、その人が本当におらんのかおらんのかということを確認というのはやらないのかなと。やれないのかなと。

90歳以上ぐらいのところでもやれるんじゃないですか。今はもう電算システムが入っているんですよ。人の手で全部やれというんだったら大変な作業だから、そこまでは言いませんけど、これだけ電子自治体を目指して電算化されておるのに、そういう活用ができないのかなということですが、副市長、どうですか。

○清水副市長

今、御質問者がおっしゃるような、例えば90歳の方ですとか、80歳の方、80歳以上の方ですか、そういったことの把握、これは今、おっしゃいますように、例えば介護保険のそういうサービス受給者ですとか、後期高齢者あるいは保険、各医療のそういったのを受けられた、そういう経歴を内部的に調査すれば、それは出てくるのかなというふうにも思います。

ただ、そのことがそのまま住民基本台帳の調査にそのデータを活用できるかという辺は、少しこの辺は法的な問題、疑義があるというようなお話もでございます。この辺については国のほうも、そういったデータを使えるような、そういう法改正も視野にというようなことは、ちょっと私も新聞情報で見ているわけですが、現時点ではその辺が難しいのかなという思いが今現在しております。

そういった住民基本台帳の正確性を期すという部分では、国のほうからも通知が出ているようでございますけども、やはり今、市民部長が申しましたように、いろんな市民行政サービスというのは、住民基本台帳をもとにそういったサービスを受けられる方を抽出したり、対象者を決めたりというようなことになっておりますので、そういっ

た部分での事務を通じて、保険証を送付した先に住民登録を現在されておる住所に送ったところ、それが御本人に届かないとか、そういったことの実情がわかれば、それぞれの担当課が住民基本台帳管理担当、私どもでいいますと市民課ですけども、そちらのほうに通知をし、市民課が所要の手続で本人確認をし、その結果、おみえにならないということがわかれば、市長が職権消除をするというようなケースになっておりますので、それには選挙人名簿でありますとか就学の通知でありますとか保険等々、いろんなそういう事務がございますので、そういったものを通じて、住民基本台帳担当課に情報が上がってくるということでございます。

これは私も、先日も担当の部長、課長にせその辺の話もしましたし、また一度、幹部会においてもしっかり徹底しなくちゃいけないと思っておりますけども、これは当然やるべきことということで、先ほど申し上げたいいろんな諸通知を市民に送付した場合に、それがあて先不明で戻ってきたりしたものというのは、それはきちっと住民基本台帳担当課にその情報が行って、それを担当課はきちっと法に基づいて所在を確認し、その結果に基づいて、法に基づいた適正な措置をするということが確実に行われるということが大切なことだというふうに思っておりますので、これは当然の事務ということではありますけども、こういったいろんな事例が出てきているという現状を見ますと、改めてその辺を全庁的にきちっと再認識をするいい機会だというふうに理解しておりますので、そういったことがないように、今後、きちっとその辺の情報がうまく住民基本台帳担当課、市民課のほうに行くように、適正な処理ができるというところをきちっと私どもはやらなくてはいけないということを改めて痛感しているところでございます。

○石川委員

ということですが、これは今、我々のほうに9月1日付で市長から、100歳以上、高齢者の所在確認結果についてという報告があったわけですが

ど、この所在確認はどのようにしてやられたわけですか。

今のように郵便が行っておらんとか何とかかんとかということしか確認できないんだったら、どうして8月10日現在で調べることができたんですか。その調べられた結果をちょっと報告したいと思えます。

○市民課長

100歳以上の方については、面談という形で私のほうはさせていただきました。100歳以上の方については自宅、また親戚の方に聞いて、それでやらせていただきました。それで生存を確認してみえるということで、8月10日現在、私のほうは確認をさせていただきました。

以上でございます。

○石川委員

100歳以上の人は5人だったから、市の担当のほうは動いたということだと思いますけど、それでは90歳以上といたらかなりの人がおるかと思えますけれども、それに対しては所在確認ということはやらない。あるいは民生委員さんというのもありますけども、それらの情報を集めてでも確認するというのは、今、そういう話題があるときでありますので、そこでしっかりやれば、そんないいことはないんじゃないですか。

90歳以上はだめなら95歳以上でもいいですが、そういうことができないということですか。できないというのは合点がいかないんですが、それで今の100歳以上ならやれるんだよと。たった5人だったからやれたんでしょうけど、私が先ほども言いましたような、テレビのニュースでは、民生委員さんがそれぞれ訪問されてチェックをされておりました。そういうことはできないのですか、知立市の場合は。

○長寿介護課長

今、石川委員がおっしゃられるような90歳以上ということでの限定をしているわけじゃないんですけども、長寿介護課のほうの高齢者に対してということでございますが、昨年、平成21年9月1日現在の住民基本台帳登録者の方で65歳以上の

一人世帯の方について、各地区の民生委員さんを通じて、実際、どのような居住実態であるかということを確認をしていただいております。

その中で、昨年、住民基本台帳上、登録されている65歳以上の一人世帯の方が1,953名おみえになられまして、居住実態なし、もしくは不明という形で、62名の方を民生委員の方々から回答をいただきました。その62名の方につきまして、再度、私どものほうで調査をさせていただきましたところ、2名の方が、住民登録してあるにもかかわらず所在がわからなかったということで、先ほどから市民課のほうの不在住の届け出、そういった形で連絡をさせていただきまして、その結果につきましては、市民課のほうで所定の手続を踏まえて、事務をやっていただくような形で連絡はしてございます。

以上です。

○石川委員

わかりました。ちゃんと調べられているわけですよね。それを聞こうと思ったんですが、難しいことばかり言っとるもんだから、調べられへんのかなということで聞いたわけですから、わかりました。民生委員の方々が動かれて、ひとり住まいの方をチェックしたと、こういうことですね。わかりました。それで2人だけが不明だったということがわかったと。それは65歳以上だったんですね。わかりました。

続きまして、大活躍の民生委員さんですが、今度は人数がふえましたね。これからですか。22名ほどふえるんですね。22名だったかね、そこら辺、ちょっと。

それで、ふえる方、いろいろ大都会においては民生委員の引き受け手がないとか、いろんな事情があるわけですけど、今のところ、それは順調にいつておるわけですね。状況をちょっとお知らせ願いたいと思います。

○福祉課長

民生委員さんにつきましては、石川委員の言われるように、ことしの12月1日をもちまして、今

現在、民生委員さんの方々の任期が切れます。それに伴って改正ということで、今回、地区割を少し変更させていただいて、やはり1人の民生委員さんの地区が地区割でかなり多いということで、22名増員をかけたしてやらさせていただきました。

やはり言われるように、なかなか手というのは、一応、区長さんのほうにお願いさせていただいて出しているわけなんですけど、既に全員決まりまして、それで今、102名の形で決まっております。今、県のほうに推薦した段階になっております。これから県のほうが国のほうに推薦してということで、最終的に厚生労働大臣から委嘱を受けてやるということで、それで最終的に12月1日に辞令を出させていただくという形をとっております。

○水野委員長

ここで10分間の休憩をします。

休憩 午後5時04分

再開 午後5時13分

○水野委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

○石川委員

ちょうど12月1日任期切れで、22名の人ができて、今、102名の人ができたとことなんなんですけど、これは法律で決まっていることなんなんですけど、資格の要件というのはどんなふうですか、ちょっと教えてください。年齢とか、あるいは任期は任期で3年ですかね、要件といいますか、それをちょっと教えてください。

○福祉課長

民生委員さんにつきましては、一応、年齢制限がございます。県のほうで決めていまして、それが12月1日で75歳未満の方、75歳の方はだめですので、75歳になられてない方、新規の方とはいうことですね。そういう方がどうしても卒業されていかれるということで、ことしなるべくそれ以下の方は継続していただくということで、任期は12月1日から3年間ということでやらさせていただきます。

要件では年齢要件が一番大きな要件で、民生委員さんというのは結構、月に1回、定例会もあって、先ほど言ったひとり暮らしの老人の訪問だとか見守りというのがあります。それで働いてみえる方というのは難しく、どうしても60歳の定年等を超えて、ある程度自由のきく方ということで選ばせていただいております。あとは若い方ですと、通常の奥様のほうにお願いしたりとか、そういった形でやらせていただいております。

ことしいろいろ区長さんには御苦勞をかけて探していただきました。それで何とか22名増員の中でも決まることができて、少し安心させていただいている。今102名という方、あと児童委員さんが6名、主任児童委員さんという方が6名追加になりますので、通常108名の方という形になります。よろしく願いいたします。

#### ○石川委員

22名増員された。年齢的には75歳未満ということで、70歳かなと思ったんで、これは余計難しかなと思ったんですが、75歳ということなんで、やはりこれから高齢化するんですが、高齢化社会になっちゃうんですが、そういう方々をぜひ活用するというは悪いですが、使っていただいたほうが良いと思うんですよ。

民生委員の方にそんな若い人がさっと来たら、相手の方も何となく相談もしにくいような状況なんで、75歳ということで、わかりました。

それで22名の方の増員がありましたけども、先ほど配属を決められたわけですよ。今までの人数から22名だったんで、それはどういう形で決められました。

#### ○福祉課長

実際にいうと更新ということになってくるわけなんですけど、そのときに各地区1人のエリアが決まっております。その中で世帯のふえたところ、かなり住宅等ができて、ふえたところもあって、やはり偏りが出てきております。1人の民生委員さんで人数的に受け持ちがかなり違ってきただけで、均等するというので、地区割も少し変えて配分させていただいたところ、人口等もふ

えてくるということもありまして、当初は23名ふやす予定でいたんですが、1カ所ちょっと1人少なくても大丈夫ということで、22名にさせていただきましたということもありまして、そういった形で今の民生委員さんとうちのほうの事務局で決めさせていただきます。

#### ○石川委員

今、大変、1人の人の負担が大きいで、それを緩和しようということだと思いますけども、そういう場合は、その人の負担というのは何を基準にされる。訪問される先とか、そういうのが多いのか。多い少ないというのは何で判断されるのですかね。

#### ○福祉課長

訪問というわけではないんですが、やはりそのエリアの世帯数を参考にさせていただいております。やはり地区をとということになりますので、通常回らせていただいているのは、基本的にはひとり暮らし老人だとか、そういった方を訪問させていただくんですが、やはりそれ以外に地区の方を見ていただくということもありまして、地区の世帯でやらせていただいております。

#### ○石川委員

私がかねがね思うんですが、確かに世帯数で、それをもとにして人員を配置されるというのも、それはごもっともなことだと思うんですが、私がかねがね思っているんですが、行政区と民生委員さんと全然違うと言っちゃおかしいですが、半分だけ見ていて、もう1人の人は見ている。こういう状況になりまして何が起きるかという、要するに、区長さんは民生委員との話ができない、したらいかんということなら、これは守秘義務、いろいろなことがありますけども、できない状況になっちゃうわけです。

例えば、町内を二つに割られて2人の民生委員さんがおる。その民生委員さんも町内の方ならともかく、よその町内の人が来ておるといって、区長さんとの連絡がとれない。じゃあ災害時にはどうするんだというようなことが起きてきているんですが、そういう配慮はされませんでした。

○福祉課長

一応、民生委員の配置に関しては、基本は町内会ということで、町内エリアの中では決めております。その中をかなり細かく分けているところ、大きい地区であれば、例えば上重原等であれば大きいもんですから、やはり人数的に多く配置と言う形で、各字ごとに分けてありますが、一応、町内の中でということで、何人という形で決めさせていただいておりますので、ただ石川委員の言われるように、やはり町内会とつながっているところ、例えば町内会の総会か何かでも民生委員さんが出ているところと出てないところもあるということで、まだ民生委員さんを御存じない方というんですかね、地区で知られてない方もみえるということも聞きます。それは当市の事務局のほうでも啓発がまだまだ足りないという状況にあると思いますので、そういうのは今後の検討課題ということでやらさせていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○石川委員

例えばそういうことを変えようと思うのは、知立市のほうの裁量権で変えられるんでしょう。

例えばAさん、一つのまちと次のまちまで二つ持ちちゃっていると。だから、これはこちらのほうの人にしておこうとか、そういうことは知立の裁量権でやれると。

○福祉課長

エリア分け等については、当然、うちのほうの事務局と今の民生委員さんと話し合っただけで決めていただくということで、裁量的にはそういうのは可能だと思うんですが、ただ、やはり言われるように、町内をまたぐということは、今、言われたように、どちらのほうに行くかとか、どちらに住んでいるとか、住んでないところを見るのかとか、そういったいろんな問題があって、基本的には町内会の中でということで決めさせていただいておつもりでございます。

○石川委員

私が今やっている人が決しておかしな人だとか、そういうわけじゃないですが、やはり隣のまちの

人が自分のところのまちの民生委員をやっている。その人がいけないとか、そういうわけじゃないです。ちゃんとしっかりやってもらっているんですが、そのまちの責任者である区長さん、あるいはまちの集会に先ほども言われたように、出てくる人と出てこない人がある。ところが、よそのまちの方だと、私のところのまちの例をとったら、中町のほうへ、例えば本町のほうの人はなかなか出てきにくいですから、集会へ出てくださいよと、出てきてくれないことはないんですが、そうすると、町内の人も、あの方は全部知っているわけですから、あの方はどこの人かなというようなことも起きちゃう。

これは私どものまちはそうなっています。御存じだと思いますが、桜木町で分けてありますね。桜木のほうは全然違ってきます。それで中町は半分ぐらいで、あとは桜木ですから、民生委員が2人いるわけですけど、1人の方は本町の方なんです。別にその人が悪いから何も業務ができてないというわけではないんですが、その地域とのそれができない。だから、あれはこういうふうに町内で、うちの町内は小さいから、1人でもやると。そういう形のほうがベターではないかなと私はいつも思っております。

それで、自主防災だ何だといったときの連絡、仮にこの連絡係、情報部長さんは民生委員なんて決めても、隣のまちの人が来るわけにいかない状況もあります。だから、そこら辺のところをちょっと配慮してもらえんかなということがありますが、決して、今やっておられる人が悪いというわけじゃないですよ。そういうふうになっただけのがベターであると思いますが、そういうことは可能ですか。

○福祉課長

今、言われるようなことで、確かに桜木等で中町とというか、そういうのがあるのか、うちのほうがその辺の実態をですね、要は行政区として、町内会のそういった実態のところまで確認をとってないということもあって、一応、各町内会ごとに自主防災会があってということで理解していた

ものですから、そういうことでまたいでいくという話になりますと、災害時のときの安否確認等はどうかというのは気持的にはありますが、今回は既に決まって、県のほうに推薦をかけております。そういったことを次回というとなら3年後になってしまいますが、やはりそれは検討課題の一つとしてとらえていかないといけないのかと。実態がそういった実態であれば、やはりそこはやりにくいことがあればそういうことで直していくということは、当然、それはうちのほうでも可能だと思いますので、ただそれは今の段階では何とも言えませんので、もしやるとすると、3年後の改正期という形になってしまいます。

○石川委員

3年後という話、それで先ほど、裁量権であるのかと聞いたんですよ。毎年、別にやることは、エリアのことも全部知らせるわけですか。これは推薦だけするわけじゃないんですか。こういう人ですよと県のほうへ出すと、それじゃあ委嘱状が来て、厚生省のほうの委嘱状も来て、それで認定されるということじゃないですか。だから3年間も待たなくても、これは一概にこうやって変えますよって簡単に言えないから、もちろん民生委員のほうの委員会なりで検討してもらわないかん課題ですけど、それは3年待たんでも検討してもらうことはできるんじゃないですか。

○福祉課長

石川委員が言われるとおり、実際、先ほど言ったように、エリアについてはうちのほうで決めさせていただいて、そのエリアということで区長さんのほうから推薦をいただいております。

当然、それをこれから変えるとなると、変えることは可能だと思います。地元の区長さんと、それと当該の民生委員さん等、確認をとりながら調整をとっていくことはできると思うんですが、その辺の今の実態がなかなかつかめてないということもあって、その辺の実態を調べていくということがまずもってということになると思いますので、そういうことがあれば、またうちのほうも一度検討させていただいて、確認をさせていただきたい

と思います。

○石川委員

実態はつかんでくださいよ、事務局だからどうなっているかということ。みんな町内会で、大きな町内会は2人、3人おられてもいいですよ。ですけど、できたらそういう形に持っていただくと、今後のいろんな地域での活動のときに一緒になって活動ができるんじゃないかということなんです。民生委員さんに全部お任せというのも、これは大変なことだと思います。これから個人情報等のあれがありますけども、もう少し情報を流さなくちゃいけないんじゃないかと国のほうもちょっと言っていますので、本当の必要なところには、そういう情報を流さない限りは、本当の災害が起きたり、そういう事態のときには機能しないということが起きるんだと思います。

ですから、例えば、できるだけ向こう三軒両隣、声をかけ合っというのは好ましいことなんですけど、そこまでいかない前にも、あそこに1人の人が住んでいるんだ、ここに住んでいるんだというようなことは、今、地域での長である区長さんが知らない、わからない、そんな現状にあるわけですから、それはちょっと個人情報はいろいろあると思います。まだまだそこは整理されてないと思いますけれども、やはりそういう形をとっていただくのがベターだと思いますので、ぜひそういう方向に向けて努力していただきたいと思うんですが、再度いかがでしょうか。

○福祉子ども部長

今回、民生委員さんの増員に当たりましての経緯ですが、今現在の役員さん、またその地域の民生委員さん等のお話、合意の中で、各区長さんに推薦をお願いするという形をとってきました。

中には、私もちょっと認識不足で申しわけございませんが、石川委員の地元等でいきますと、町内で分かれてという現状があるというのも、今回ちょっとわかったわけですが、基本的には世帯数ということが基本の中で推薦をお願いした経緯があります。そこで区長さんは、このエリアでお願いしたいという事前承諾の上で、わかりましたと

ということも受けておりますので、一度、実態というのか、それが可能かどうかも含めて、微調整でできることであれば、本人さんの了解もとれてということも踏まえてですが、そんなことはよくないよといえますか、ちょっと見させていだきたいなというふうに思いますので、よろしく願います。

○石川委員

よくわかります。一生懸命やっていただいている民生委員さんに、ここは違うから、こっちへ変わりなさいよといったって、なかなか大変なことだと思います。その方がたまたまやめられるとかいう状況になったときには、これは次の人が受け持つんだからいいかもわからないけれども、一生懸命やってみている人だったら、だけどそういう不都合もあるという認識だけは持つてほしいと思いますし、ただ推薦すりゃいいわと。それで区長さんから推薦をもらえばそれでいいよというものではないかなと思いますので、そこら辺のことを再度考えていただければと思います。

要望にさせていただきますと終わりたいと思います。

ありがとうございました。

○子ども課長

先ほど失礼しました。準備不足で大変申しわけございませんでした。

先ほどの質問のありました支援センターの利用実績ということでございますが、支援センターの事業で、まず中央子育て支援センターのほうですが、サークル、育児講座で、21年度の実績として、開催回数69件で、その69件の参加者数2,599人、それから中央子育て支援センターのプレイルームを利用した方が、21年度は4,044人、同じく中央のほうの支援センターの子育て相談事業で相談のあった方が104件、これが中央の実績でございます。

それから、来迎寺子育て支援センターのほうですが、サークル育児講座開催数が65件、参加人数が2,124人、プレイルームを利用された方が6,883人、子育て相談153件、うち1件はメールでの相

談でございました。

それから、支援センターとはちょっと名称が違いますが、同じように子育てに関心がある方、乳児を持つお母さんが気軽に交流できる場として、猿渡児童クラブの午前中を利用した猿渡集いの広場というのがありますが、こちらのほうの利用実績ですが、サークル及び育児講座、21年度開催回数が36件、参加者数が1,755人、プレイルームを利用された方が2,463人、相談のほうはメールはありません。全体として10件の相談がありました。

以上が実績であります。

○石川委員

ありがとうございました。これで子育てセンターの今の業務といえますか、それが今の配置されているところで十分機能されているかどうか、能力的に、キャパシティ的にそれでいいのかどうかというところの所見をちょっとお聞かせください。

○子ども課長

中央と来迎寺を比べた場合に、先ほどのプレイルームの利用者だけを見ても、中央の4,044人に対し、来迎寺は6,883人という数字が出ております。これは明らかに新しい施設であるということで、利用者が多いのかなというふうに思います。中央のほうは施設が古くなっているということが影響しているのかなというふうに思っております。

以上です。

○石川委員

あと今後の計画をちょっとお聞かせください。

○子ども課長

支援センターについては、南保育園建設に当たって、前回、議会の一般質問でもありましたが、中央の保育園を廃園していき、その跡地を利用して子育て支援センターを建てていきたいという計画であります。

○石川委員

ありがとうございました。今のところこれだけの人が行っても、二つのところで問題はないということだと思います。それでいいです。

○子ども課長

済みません、ちょっと補足説明というか、説明

が悪くて申しわけございません。

南保育園のほうに子育て支援センターをつくっていき、中央のほうへは今、言ったような形で改めて中央の支援センター、三つの支援センターを計画して、中央を中心に支援活動をしていくという考え方でおります。

以上です。

○水野委員長

ほかに質疑はありませんか。

○高木委員

独居老人のことで59ページ、友愛訪問事業というのが知立市、平成19年4月1日から要綱ができておりました、この目的は本当にすばらしいもので、どうしてこれをもっと活用されないのかなというところで疑問に思っております。

実績を見まして、ここに数字とか書いてあるんですけども、内容がちよっときついのかなと思うんですけども、この友愛訪問事業を今の民生委員さんに重ねますと、もうちよっときめ細かにできるのではないかなというふうに私は思いました。長寿介護課のほうはどのように思ってみるか、お願いします。

○長寿介護課長

この友愛訪問員の制度でございますが、今現在、知立市老人クラブ連合会のほうにお願いをいたしまして、ここにありますとおり実施しておるわけですけども、今、高木委員のほうから民生委員さんをといてございまして。私どもとしまして、こういう高齢者の方々が不明だということも含めて、高齢者の方の安否確認、見守り体制を強化する中で、この友愛訪問員を一度検討させていただきまして、今、やっている形以外に、もう少し例えば、老人クラブの各地区に単位クラブということで57クラブあります。また、そういった方々にお願いして、今と形が違うようなもので何か安否確認をできないかということも考えておりますので、今、お願いをしております老人クラブ連合会の会長さんとも一度相談をさせていただき、今後に備えていくような体制がとれればと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

○高木委員

この友愛訪問事業の内容が、本当に民生委員さんの独居の65歳以上のひとり暮らしということが書いてありまして、民生委員さんというのは、老人のことばかりじゃないんですね。本当にこれから母子家庭の支援とかもいろいろなことがあると思うものですから、先ほども若い民生委員さんが回っていては、老人はちょっとえっとかと思われるというのなら、本当にこのいい事業がたったの16人の方しかみえない。これは実際にするとお金が出るんですよね、少しでも。でも、これでまた励みになればいいんじゃないかなと思うものですから、本当に検討していただきたいと思います。よろしくお願ひします。

○水野委員長

ほかに質疑はありませんか。

○中島委員

独居老人の話がずっと続いて、高齢者の見守りが大事というのは、本会議でもずっと、今回の議会の大きなテーマになりました。民生委員さんの活躍に期待するという声も、大きな大きなテーマとなったというところで、長寿介護課が非常に責任の重い部署になるなということは、誇り高い仕事だと思って取り組んでほしいというふうに思っています。

その見守りというのが、私はもうひとつ深まらないのかなということをおもうんですが、いろんな制度がありますけども、その制度にのっかっている人はみつかるけども、のっかってない人はこぼれてしまうという、こういうことになりますよね、どうしてもね。

第5次の高齢者福祉計画の中でも見守りをしっかりやらなきゃいかんということが書いてあります。地域ケアネットワークの構築なんて立派なことが書いてあるんですけど、具体的にどうするかということもわからないんですね。64ページに図柄が立派に出ております。地域の見守りネットワークのイメージとあるんですけども、イメージはいいんだけど、じゃあだれが主導権をとってどのように進めるのかという、ここのところが

わからない。

ここには自治会、警察、医療機関、社会福祉協議会、介護予防サービス事業者とか包括支援センターで市があると、こういうふうになって漠然となっているんですけども、これをしっかりとリーダーシップをとって、だれが何をやるのかということをもう少し具体的に説明をしていただけませんかでしょうか。

○長寿介護課長

確かに今、中島委員のおっしゃるとおりでございます。それぞれの地域の皆様方、いわゆる民生委員さん、それとあとほかにはいわゆる民間の事業者の方々、例えば新聞配達、牛乳配達、電気の検針、水道の検針、いろんな方がおみえになる中で、一度にということではできないかもしれませんが、そういった方々と連携をとって、できることから、私、ちょっとテレビで見たんですけども、山間部でした。そこで八百屋さん等がないもんだから、訪問販売みたいな方がおみえになって、そうすると、そのお宅が夜、電気がついていて、また昼も電気がつき放しだったと、そんなような形で、外観を見たときにいつもと違ったようなことを感じたというようなことがありましたら、例えば民生委員さんとか行政のほうだとか包括支援センター、在宅介護支援センター、そういった携わってみえる方々に一報をいただければ、一緒に出向いていってどういう状況かということも確認できるかと思しますので、今、ここに図で示してあるように、その方々の御協力を得られるような体制を確立しまして、高齢者の方々の安否確認、見守り体制をできることから進めていきたいと思っております。

以上でございます。

○中島委員

リーダーシップをどういうふうにして発揮していくのかということをお願いしたんですね。絵はわかるんですよ。みんなで協力できればいいなあと、地域の支え合いだと言っても、みんなばらばらに思っているだけで、孤独死の問題でも、孤独死があっても、さっと通報してないわけですよ、市に

も。でしょう。そういうネットワークづくりをどうするのかというのが、まだ市民の中には全く方針としては入っていない。これを方針としてどうやって確立していくのかということのも大きな課題じゃないかなと。そこのリーダーシップをどういうふうにとっていくのかということです。これは一番だれがリーダーシップをとるんですか、ざっと書いてあるんですけど。さっぱりわからないですよ。

○長寿介護課長

リーダーシップということでございますけども、それぞれの役割を持ってみえる方々、市との連携を図り、それぞれの体制が同じ一律的な体制にはならないと思えますけれども、確立しまして、いち早く市のほうに連絡をとっていただけるような体制を確立していきたいと思っております。

○中島委員

知立市が音頭をとって、皆さんのところに、こういった場合にはこうしてくださいという方針をきちんと伝えなければならぬと思うんですよ。この絵だって、こういう絵が書かれていることを知らない人がいっぱいいるでしょう。だれかがどこかで書いて、立派な本ですけども、市民にはこの立派な本は全部配っていませんし、簡単なリーフレットみたいなのはありますけどね。

だから、そういったことでは、やっぱり今、すごく心配しているいろんな問題を、何かがあったときにそこがすつつかむんだという責任体制がないといけないと思うんですよ。責任体制が。そのところを長寿介護課がしっかりと発信するというシステムをつくらないと、まだシステムにはなっていない。頭の中でこうあったらいいなと言っているだけで、システムになっていないんじゃないですか。これをどうシステム化するかということじゃないですか。

民生委員さんの役割もあるでしょうし、ボランティアの役割もあるんだといういろいろ書いてあるんですけども、そこで結びついていくものが見えないということでは、やはり一度、各部に分かれているもの、全庁的なもの、それから他の団体も含め

て、何か一つの方針をつくったら、一堂に会して、こういう体制で見守りの事業を知立市はやっていきますということを一度集まっていたいて、関係者の代表に、やらなきゃならないんじゃないですか。その体制をきちっとつくってもらいたいというふうに思いますが。

○長寿介護課長

各団体の方からも御意見を聞きながら、そんな形でできることから進めていきたいと思っております。

よろしくをお願いします。

○中島委員

聞きながらじゃなくて、一度集まっていたいて、こういう方針ですということで、しっかりと私はやっていかないと、意見を聞くじゃなくて、こちらが発信しなきゃだめだと思いますよ。一度、具体化してもらいたい。こういうネットワークを構築するということが書いてありますので、まだ構築されていないという中ですから、こういうものであらゆる施策が網の目のようにいろいろやられているんだけど、みんなそれぞれでぷつんぷつんと切れちゃっていて、わからないわけですよ。

所在不明の問題でも、民生委員さんがやったら2人いなかったということが、100歳以上の話とは全く別のところでやられていると。市の中では一体的にそれを把握していないということがこの間、明らかになったじゃないですか。ですから、縦割りで自分とこの施策だけというんじゃないくて、ネットワークの構築ということをしっかりやってもらいたいと。

これは具体的に本当にどうするのか、一度検討してもらいたいというふうに思いますが、部長、いいですか。

○保険健康部長

御指摘のありました高齢者の方々のネットワークが、市のリーダーシップとそれからそれぞれのリンクがうまくいってないということの御指摘がありましたので、私どものほうでできることからといいますか、今ある施策を一度再点検いたしまして、それと御協力いただける方、これは市内を

含めてですけれども、その辺で皆さん方と一度相談をさせていただきたいと思います。

○中島委員

具体的に進むように、ぜひお願いをしたいというふうに思います。

各さまざまな施策、友愛訪問も出ましたけども、各施策が広がるにはどうしたらいいのかということも、目標を持って、これも目標を立ててやってほしいですね。1年間の決算でちょろちょろちょろっと人数が出てくると。いっぱいやっていくんだよということで、人数が出てくるわけなんですけども、これも目標を持って、目標を立てて、きちっと把握できるような体制をとっていかなければならないというふうに思います。

敬老事業というのが、22年度は半分以下に事業費が減っちゃったわけですけども、21年度の内容、大ざっぱには書いてあったんですけど、やっぱり組織人数で見ますと、さまざまな制度の利用人数をずっと見ていると、老人クラブの集まりの大きさというのは大変大きいんですね。ここのネットワークがもう1人隣の方を見守る、もう1人向この人も知ってるよという、こういう見守り体制ができるのと、とてもいいと。

その意味で、敬老事業とか老人クラブの事業、ここに対する支援をしっかりしていただくことが大事じゃないかと。老人クラブにいつも出てこない人を誘ってこようよ。みんな出てもらおうと。出てこれない人には、ちょっとお赤飯を届けてあげようかというような、そういう全地域の高齢者を対象にした敬老事業をやる。

老人クラブに無理やり入れることはできませんけども、そういうような大きなネットワークを持つそのの団体があり、団体の事業があると。このところを生きさなければならぬと思うんですね。そのところで敬老事業の実績をちょっと伺います。

○長寿介護課長

21年度の敬老事業の実施報告書ということでは、各市内の老人クラブ、6ブロックに分かれて、ここに実績の数値を載せさせていただきました。

それぞれ各町内の個別の敬老事業の実施報告書を見てみますと、お祝いだとかカラオケをやったりとか、それからまたまた敬老会表彰、そういった形で敬老事業というものが各単位クラブごとに実施をされています。

以上です。

○中島委員

合計すると、これは1,826人ということになります、この人数を足しますとね。老人クラブの会員は3,162人と、会員はね。大きいわけです。65歳以上の高齢者でいうと1万人を超えているわけですから、それでもまだこれは3分の1以下ではあるんですけど、しかし、ここのネットワークが上手に生かされれば、見守りが随分できるんじゃないかと。

敬老事業は、ここに書いてあるのは、会場として知立東ブロックでありますと、中山公民館ほかというふうに書いてありますね。これは6ブロックだけれども、もう少し単位老人クラブのその範囲で行われたので、ほかと書いてあるんですか。それぞれがやられたんでしょうか。

○長寿介護課長

この老人クラブにつきましては、連合会のほうにそれぞれ自治区の単位クラブ57クラブがあるんですけども、それが連合会に属しています。その連合会のほうは6地区に分かれて、ここに書いてありますように、知立東ブロックから牛橋ブロックまでの6地区に分かれています。

知立東ブロックというのが、町内でいいますと山町、中山町、新地町、中町、こういったところが知立東ブロックに属しています。

そのブロックごとの実績として、こちらの主要成果のほうに載せていただきましたので、開催場所が中山公民館ほかということで記載をさせていただきます。

○中島委員

ですから、町内ごとにクラブがある。もっと町内よりもたくさんありますわね、57ですからね。二つあったり、三つあったり、50人以上になったらふえるというような感じでやってみえますけど、

57の老人クラブがそれぞれ委託を受けて主催したのかと聞いたんです。

○長寿介護課長

事業の実施自体は、それぞれ各町内の単位クラブが実施をしています。知立市から敬老事業を委託するものについては、老人クラブ連合会のほうに委託をします。その事業費を各町内会の単位クラブのほうに連合会から配分をして、それで事業が運営されています。

○中島委員

だから、町内単位クラブというと、町内と単位クラブの数は違うもんですから、老人クラブの単位の段階で主催してそれぞれやられましたかと聞いているんです。

○長寿介護課長

そのとおりです。

○中島委員

そうやって町内ごとでやると、一番身近なところ、委託している目標も目的もそこにあるというふうにこれまで説明がありましたよね。知立市が公民館で大事業をやりますと言っても、来られない人がいると。町内ごとにやれば、ちょっと足の痛い人もごそごそそと出てきて、集まって、食事会かなとか、演芸会やるかなということでやるようになるということをやっているわけで、まだまだこれは人数的に言ったら、全老人に向けて実績としてやられたということにはならない。そこまでは無理だと思いますけども、少なくとも声をかけてくると。出席してくださいねと声をかけ、そして参加できないよという確認をとりながら、出席がこうであったというふうにしてもらいたいわけですよ。

年に一回の敬老事業ではありますけれども、年に一回だけでも、やはり地域に住んでいる高齢者に声を一回でもかけて、役員さんやらみんなが手分けしてかけてみると。これも大事な訪問活動になるんじゃないかと。

その上で、この事業費をざっと22年は半分以下に切っちゃったと。出席する人だけの頭割りの金額でいいじゃないかというような形でばさっと切

った。そうしたら声かける必要がなくなっちゃうわけですよ。これは絶対見直してもらわなきゃならないと思うんですね。やっぱり委託はするけども、老人クラブ以外の人にもきちんと声をかけてもらうよと。見守りがそういう体制の中でできるよという、とてもいい事業になると思うんで、どっさり復活予算をね、ここは補正予算ではございませんけれども、22年度に切ってしまったこの予算について復活してもらいたいと。これについて検討という話はありませんけれども、もう復活して、しっかりあげたということですか。ないね、予算がないもんね。

きのうだけじゃなく、敬老事業もやられていますよね。どうですか、それは。

○長寿介護課長

中島委員がおっしゃるとおり、平成22年度におきましては復活してございません。当初予算の金額で老人クラブ連合会に委託をさせていただきまして各単位クラブのほうで事業実施をしていただいております。

今、中島委員もおっしゃるように、この老人クラブ事業につきましては、本当に今、言ったような安否確認、見守り等々についても大きな役割を担っているということも市のほうとしても十分認識しておりますので、ここら辺のことが来年に向けて、いわゆる老人クラブの連合会の会長さんを初めに、いろんな方のそういった話をどのような形でやっていけるかということの意見等も聞きながら、また23年度に向けては、100%満足はいかないにしても、皆さんが気持ちよく参加できるような、そういったことも含めて検討していきたいと思っております。

以上です。

○中島委員

来年度の復活ということで、ことしはもう敬老事業の時期を逸してしまうという、6月補正でない限り間に合わないという、結果的にはそうなったわけですがけれども、単なる復活ではなく、今日的な意義を踏まえて、さらに大幅に予算をつけると。

こういうことをぜひやってくださいということもお願いするという事業にして、見守りの強化をしていただきたいなというふうに思います。

民生委員さんの話も先ほどありまして、民生委員さんをよく周知してもらいたいという話と、あと民生委員さんが訪問されるとやばいなという思いを持つ方もいらっしゃる。だから余り公に民生委員です、民生委員ですとやると、まちを歩いて、あの人の家へ行ったというのがわかると、もうとても嫌と。

民生委員ですと言って声をかけてドアを叩かないでくださいというふうに言われる民生委員さんもいるんですね。それも配慮しなきゃならないので、これは余りにも公に民生委員さんを表舞台でどうぞどうぞとやるのも、仕事上、難しい問題があるなということを思いました。

町内の総会に出る、私の町内も一応出て見えませうけれども、そういう意味ではちょっと配慮が要るなということは思っております。

民生委員さん、先ほど年齢のことがありましたけれども、75歳までで終了という意味ではないんですか。新規で75歳でやったら、78歳までやるという意味でいいんですか。

○福祉課長

一応、12月1日現在で75歳になってなければ、例えば74歳であればそこから3年間できますので、その間はやれます。12月1日で75歳になっている方については、新規でなくても、例えばその前から民生委員をやられていた方でも、そのときに御卒業という形になってしまいますので、そういう方については新しい方と交代していただくということになってしまいます。

○水野委員長

ここで10分間休憩します。

休憩 午後6時03分

再開 午後6時12分

○水野委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

○中島委員

緊急通報装置のインターネット上の表記はもう変えていただけましたか。

○福祉課長

申しわけありません。実はインターネットのホームページのほうなんですけど、入り方によって若干狂いということじゃないですけど、障がい者のほうに関してのところ、通常だとホームページを開くと高齢者と障がい者となっています。障がい者を開くと、障がい者の中のホームページの中が既にそこで細かく分かれております。先ほど言った位置情報のこととか、緊急通報装置とか、そういうふうに分かれております。

片や高齢者のほうについては、高齢者を開くと、高齢者の福祉というところに入って、またその中で初めて個別に分かれてくるものですから、最初にホームページを見た方が、どこから入ってきて見られてしまうと、障がい者緊急通報装置というのがどんと出てきちゃうと、障がい者の福祉としか言えないのかなという感じが出てきてしまうと思うんです。

それについては、まだちょっとどういうふうに直していいかわからないものですから、実際には直してないです。

○中島委員

そうなんです。言ってからもう大分たちますけども、全然変わらないなと思って、高齢者と障がい者が一緒になっているのかな、最初のクリックがね、かもしれないですけど、でも、緊急通報装置になると、障がい者で65歳以上の障がい者ひとり暮らしと、こう来るものですから、全然、対象者が間違ってくると。そんなに難しいんですか、これは。いろいろ更新するのは、だれがどうやってやるんですか。

○福祉課長

各課でやらせていただいておりますので、当然、うちのほうの職員が変更をかけてという形をやらせていただきます。それで、その辺がちょっとまだできてないという状況です。

通常であれば障がい者と高齢者という形で、そこでさらにまた障がい者のほうが一気に項目ごと

に個別に出てしまうものですから、ずっとその文字が入ってきてしまうと思いますので、その辺は高齢者のほうになるべく合わせて、順番に開いていけるような形をとりたいと思っております。

○中島委員

直るのか直らないのかわからないような話でしたね。誤った情報については大至急やってください。いつまでも違う情報が流れたままで、大変問題だというふうに思います。

話はガラッと変わりますが、住民票をリリオでいただく方で、高校生の方が住民票をとりにいきました。とるには何か必要なものがありますか。

○市民課長

高校生ということは、16歳から18歳の方ですかね。御本人であれば、学生証だとか、多分写真がついているもの、それを見せていただければ、住民票はとれるというふうに思います。もし、そういうものがなければ、保険証ともう1通、例えば病院だとか通ってなら診察券、また通帳、そういうものを見せていただければ御本人確認ができますので、それに基づいて交付ができるのかなというふうに思っています。

○中島委員

顔写真がついてない診察券などでもいいということですか。それはいいんですね。

顔写真がついているその方は、高校生ですから、学生証を見せて住民票をとったんですね。住民票をとった本人が、これじゃあだめだというふうになって相談したんです。

何に使うんですかと。免許証をとりたから、本籍とか何か違いますよね、載っている項目が指定されます。免許証をとりたから、それ用の住民票をくださいと言って、もう1通とったんですよ。

実はまだ高校生で、学校では免許証をとるのを禁止しています、高校はこの辺はすべて禁止しています。お母さんもだめだと言って話し合いをしておりました。バイクに乗りたい。だけど、そこで住民票をある意味、勝手にとってきたと。高校

生だよということがわかるものを見せてと。そのお母さんは、高校生はみんな禁止されていることがわかっているのに、親の同意もないのに、そうやって出していいのかということ私を苦情としていただきました。免許証をとると言っておをつけて、住民票をとりますよね。そういう配慮もしてほしいというお母さんの要望があったんですね。

高校生で免許をとると。どこも禁止されている。なぜ市がそれを出すんだという話が来たんで、その点、どんなふうにお考えになります。

#### ○市民課長

実質的には、高校生でも免許はとれますし、各学校が禁止をしているということ自体が、私のほうもまことに申しわけないですけど、私自身もそういう話、家は私も遠いところですので、そういう話は聞きますけど、ただ、子供たちの中でも、免許を禁止されているところもございまして、私の息子も高校のときに免許証をとって、どうしてとるんだということできっと怒ったことがございます。子供が行っていた学校自体が免許をとってはいけないという、そういうふうに言われていたんですけど、よくわからないんですが、免許をとりにいったと。それで住民票が要ると。どういうふうにとったのか私もよくわからないんですが、実質的に住民票をとって、バイクは買ってやらなかったもんですから、免許だけとったということは、自分の息子も実はあります。

ただ、そういう話の中で、受付で住民票をですね、免許証が欲しいと。免許証をとるためにということ、実質的に言われて、あなたはだめですよという、申しわけない、それが私のほうとしては言いにくいものですので、請求があればお出ししているのが今の現状だというふうに私は思っております。

以上です。

#### ○中島委員

高校が禁止しているということを周知されていれば、お母さんがこれは許可しているのということぐらいは一言聞いてもらうことはできますよね。やっぱり高校生で、まだ事故を起こしたら補償能

力はありません。小さな子供を引いちゃったりした場合にも補償能力は全くない。高校も禁止しているわけですよ。

ということなので、私は、その辺、少し配慮が欲しいなということをおもいました。絶対にだめというふうには言えるかどうかはわかりません。出さなきゃならないというふうになるかもわかりませんが、親の意見を聞いてきたの、承諾書があるのというぐらいのことはしてもらってもいいんじゃないかというふうに思います。

その人は、免許証をとるときちょっと言って、それをもたらったそうですので、お母さんは早速取り上げちゃったと言っていましたけど、絶対に免許は持ったら乗りたくなるのに決まっている。買わなくても友達のを乗る。責任があるということで親子で話し合っただめだよというふうになったんだけど、やはり高校生は全部禁止されているということを知ってほしいなと思って。

法律的に出しちゃいかんということはないと思いますよ。18歳未満ね、16歳以上ですか、いいですよもんね。だけど高校生はだめなんですよ、今のどこの学校も。ということで、私はこれはちょっとだけお願いをしておきたいなと。配慮してもらいたいということをおっしゃっていただけます。

それから、市民相談の件、外国人の市民相談が大変件数が多いことは成果報告書にも載っております。それで一つだけお願いしたいのは、相談が多くて遅くなるんですね、時間が。10時から4時ですか、相談窓口の時間は。ちょっとその確認を。

#### ○市民課長

今現在は10時から4時ぐらいまでやってみえます。10時からです。

#### ○中島委員

それでこの時間のはみ出しちゃうところは結構あって、いいわいいわと言って通訳さんはやってくれるんですよね、4時半までやったりとか。もう少し時間の延長ができないんだろうかということをお聞きしたいんですが。

延びちゃった場合は、残業はつけるんですか。

#### ○市民課長

今現在、通訳と翻訳をされてみえる方につきましては、1時間当たり2,500円。一般の通訳の方については1時間当たり1,270円です。

延長ということは、9時から例えば4時とか、10時から5時までとか、それにつきまして、私のほうも、今現在払っている金額の中でできるのかどうか、その辺の検討も必要になりますので、延長につきましては一度検討させていただきたいというふうに思っております。

○中島委員

これは時間給で契約をしていらっしゃるということですよ。今、時間幾らというふうに言われたので。10時から4時ということですが、それで残業的なものが認められる契約なのか、嘱託という形で、一切それはないのか、それはどういうことですか。残業が認められるなら、そのとき1時間余分にやってもらうということもありますし、何もないときもあるしということ。それから、時差でやっていただくとか、10時からじゃないと来ないよということです。9時半、まだまだ早い。10時からですよということ。ですから、前と後ろをもう少し要望としてはあるわけですね。残業という形にはならないと。嘱託なら月給だよ。どちらですか、これは。

○市民課長

この辺の内容について、私のほうは持ち合わせておりませんので、契約の内容を一度検討させていただいて、実質的に見ていると、9時ぐらいに外国人の方が、通訳さんはおみえになりますかということ。お見えになることは確かです。それに基づいて、9時からできるのか、5時までできるのか、その辺の検討をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

○中島委員

実態、需要に見合った配置が少し検討していただけということよろしいですか。今、明確にどうというふうにはならないですけども、拡大方向で、窓口を開く時間の拡大ということでやっていただけるように、ぜひお願ひします。

知立団地のほうでやるのは、本会議では市役所の中で通訳として回る仕事が多いから、出張は難しいよというふうに言われました。その面は確かに認めます。今のお話としては、庁舎の中の相談窓口の時間拡大、このことで検討をしていただけるということよろしいですか。

○市民課長

申しわけございません。一度検討させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

○中島委員

お願ひいたします。

知立団地での出張窓口というのについては、単独にはなかなか難しいかもわかりませんが、児童センターという施設があります。児童センターの中でそういった相談も受けられますよという窓口があってもいいのかというふうに思っておりますので、これも一度検討していただきたい。よろしいでしょうか。

○市民課長

一度検討させていただきたいというふうに思います。

○中島委員

児童センターにお邪魔いたしますということになるので、十分にその辺の話し合い、もし具体的なところになったら、両方で話し合っただきたいなど。場所的に児童センターの一角で、何か相談があったら受け付けますということがこちらのほうで発信されたら、受け皿としてお願ひしたいということです。検討ということで結構ですけども、ぜひお願ひをします。

それから、公害の苦情という点で1点だけ。

空き地の雑草が繁茂していて、住宅で大変困ると。近所の方々が困るとい、これに対しては条例がございまして、市が対応することになっているわけですけども、現在、苦情としてはどのぐらい来るのか。また、毎年どのぐらい実績としてこれを勧告して、雑草を刈っていただいているのか、数字でちょっとお示しください。

○環境課長

平成21年度の実績の数字を今ここで持ち合わせておりませんので、後で数字を報告させていただきたいと思います。

非常に件数的には、雑草に関しましては多いのが現状です。春先から秋口にかけて非常に大きい件数を受けております。その対応に関しましては、持ち主の方に手紙を送りまして、刈っていただくように指導しまして、見にいっても、2週間、3週間、1カ月間にやっつけてなければ、当然また催促して、電話等でもやっております。強制執行まで至ったケースはありません。

以上です。

○中島委員

空き地の草刈り条例と言って、私ども議会が提案してつくった条例があります。

それで苦情がまたさらに来るのは、何で同じところを毎年毎年、近所が苦情を言わなければ動いてもらえないんだろうかという、こういう苦情に今なっているんですね。区長さんたちが声を上げている。うちの町内だと、あそこあそこあそこ、こう決まっちゃっているわけです、住んでないお宅が。遠くに住んでみえるのでなかなか刈ってもらえないということで、知立市がパトロールでもして、それでリストができていますよ。多分、100カ所ぐらいあるんです、リストが。それで、そのリストに基づいて道路パトロールか何か、縦割り行政でよくわかりませんが、何かパトロールして、一斉に通知をします。ことしもよろしくお願いしますというふうになぜやってももらえないんだろうか。一々苦情を言わなければ動いてもらえないということで、その辺をもう少し速やかな対応をしてもらいたいなということなんです、この改善策は検討されておりますか。

○環境課長

環境課のほうでもある程度、リストは持っております。

時期を見まして、うちのほうも回ってはおります。回って、改善されてないところ、場所が同じところは、毎年同じような状況になります、正直言って。ですから、うちのほうも回りまして、

刈っていただくように対応しておるんですけども、その場が草ぼうぼうになりますので、結局、苦情も入ってきます。その繰り返し、同じようなことが毎年起きているのが現状ですので、うちのほうも全く動いてないということじゃなくて、私のほうも動いておるんですけども、結局、刈っていただけないもんですから、同じ苦情になるというのが現状だと思っております。

ですから、対応を少しでも迅速にできるように、手紙だけではなくて電話等の催告もやっていくように努めてまいりたいと思いますので、よろしくをお願いします。

○中島委員

私が言っているのは、区が苦情を言って、住民が苦情を言ってから動くというのがほとんどですよ。それからやっていただいて、刈らないと言って、もう一回やってくれるんですけど、そのスタート段階でもう決まっているんですね。リストがあるんですよ。ですから、クルッと見回って、やっぱりな、送りましょうで手紙を送っていただくということをやっていただきたいというふうには、私も担当の方にもそのお話をし、もうリストもありますし、それをやらなきゃいけないですわねというふうにも言ってみましたよ。ぜひそういうふうには事前パトロールというのをやっていただいて、対応は、余り住民の方に迷惑がかからないようにやっていただきたいなというふうに思います。

それから、この草刈り条例については、市街化区域ということが対象だと思うんですが、それで間違いないですかね。

○環境課長

市街化区域というのは、今ここで確認できませんけども、原則的に市街化区域だと私は思っております。

調整区域でも、うちのほうは一定お願いしております。調整区域でも草ぼうぼうであれば当然、苦情が入りますので、対応はさせていただきます。

内容につきましては、また後で説明します。

○中島委員

市街化区域の保全ということで、議会からの条例提案で私どもがかかわりましたので、そのように記憶しておりますけれども、市街化でないところで、しかも民家は結構いっぱいあるというところでの非常に環境の悪いところ、そういうところについて、条例は実は適用されないと思います。

市街化区域でないところであっても、具体的に今、問題になっている高根の地域の問題、もう近所の方が本当に困ってみると。警察まで入ると言っても言うことを聞いていただけないと。自分の敷地だからほっといてくれと、こういうような感じですよ。近所の方が本当に困っているということなんですが、この草刈り条例代執行という余りそうパッパパッパやっちゃいけないことだと思うんですけども、本当に困ったときには、この条例を振るわないかんのかなと思う場面もあるわけですよ。だけど今の段階ではあそこの部分は調整区域なので、この条例から外れているというふうに思うんです。ですから、私は条例で一度これを見直ししたらいいんじゃないかと。どんどん調整区域の中でも民家がずっと建ち並んでいるところで、市街化ならば指導の対象になるけれども、そうでなければ指導の対象にならないと。条例の対象にならないと、そういうことになっていますので、その点をずっと1年ぐらい、困った困った困ったで動かない状況になっているために、市街化と同じような状況をもう少し適用範囲を広げることではできないのかなというふうに思うんですが、ほかにもいい案があればいいですよ。どのようにお考えでしょうか。

○環境課長

今、言われました高根の区域の話につきましては、警察と一緒に動いておるんですけども、本当になかなか進まないのが現況でありまして、非常に難しい問題だと私どもでも思っております。

言葉で言って、口ではやると言っても、なかなか動けないという形ですので、警察のほうにも念書等も入っておるんですけども、なかなか動いていただけないのが現況でございます。

これに関しましては、一度、検討・研究しまし

て、どういうふうに対応していけるのかというのを研究してまいりたいと思いますので、よろしくお願いたします。

○中島委員

ぜひお願いします。空き地の環境をよくする、迷惑のかからないような状況にするということが目的のものでありまして、ぜひ一度研究して、1年も2年もというふうになっている問題を解決するために、私は知恵を絞ってもらいたいというふうに思います。大変、近所の方が迷惑をしているということです。

先ほど紙ごみの回収についてお話がありました。古紙回収です。高齢者が多くなっている中で、ぜひ路線収集をと提案をしていますので、やらせてもらったんですが、それを今、視野に検討をしていると、こういうお話が先ほどありました。

区長会のほうにもう一度、これはアンケートをとるとい形でしょうか。区長会のほうに今、どういう相談をかけるというふうにおっしゃったのか、確認しておきます。

○環境課長

区長会のアンケート結果に関して、区長会のほうにまだ諮っておりません。区長会のアンケート結果によりまして、古紙の回収を集積所で拡大できる、できないというような回答をいただいた結果が、できないがほとんどでありまして、なかなか古紙の回収を月に一度以上やっていくことが難しいという現況がわかりました。

その結果を踏まえまして、どうしたら古紙の回収をふやせるかということをおうちの担当課のほうで検討した結果、路線収集でやっていく方法であればできるということは確認がとれました。ですけども、まだ町内の区長会にこのことを諮っておりません。ですから、今度の9月30日の役員会にそのことを伝えまして、どういう形に持っていかかというのを、市の方針といたしましては、路線収集でやっていきたいということをお伝えして、区との話し合いを持ちたいと。それから各区長さんに話を持っていく。まず、役員会に話しまして、その中で各区長さんと話を持っていけるかどうか

というのを調整してやっていきたいと思っております。

以上です。

○中島委員

各役員会というのは何ですか。

○環境課長

区長会の役員会が月に一度あります。区長さんの役員の方が集まります。その中でまず話をさせていただいて、それから個々に対応していきたいと考えております。

○中島委員

区長さんとも私もこの間、収集がありましたので、お話をしながら、私もよしよよしよと車で持っていきましたけれども、話をして、来年度はどういうふうにするか検討中ですよと話をしました。集積場で持ち込んでというのは無理だよという話をうちの区長も言ってみえました。ですから、路線になっていくということになれば大変ありがたいなというふうに私も思っております。

これから区のほうにお話をすることにはなるわけですが、ぜひ他市の状況なども例をお示しになりまして、あっちでもこちらでもやっていますよということもお示しいただいて、ぜひ理解をいただいて、早い時期にその方向で改善できるようにぜひお願いしたい。

これは来年度からやっていこうという、従来の検討はそうでしたよね。来年度に向けてということでしたので、来年からということで腹を今、固めながら進めているということでもいいですか。

○環境課長

市の方針といたしましては、来年度の4月から実施したいというのが希望でございますけれども、古紙を例えば路線に出した場合に、そうすると古紙が盗まれるだとか、そういうような話いろいろ出てくる可能性も出ます。路線ですと、これはどろぼうじゃなくなって、持っていかれちゃう形になりますので、それから町内会の分別の報償金も払っております。その辺との町内会との調整もありますので、希望はありますけれども、実際できるかどうかというのは、現実問題、まだはっきり

しておりません。

○中島委員

路線にすると分別報償金はなくしていこうということで今、言われたですね。そういう方向と。

ただ、一応、出していただくんですけども、例えば、区の役員さんに、ひどい状況になってないとか、多少の見回りをして、立ち上がりの段階で報償金をちょっと払って、その辺をもう少し考えたほうがいいんじゃないかと。全く知らんよというふうになっちゃうと問題も出てくるような気がします。

前の議会で言いましたけども、そういう形でも整然とみんなでやるよということルール化して、地域で協力し合ってやるということですから、そういう形ででも町内に報償金を出すという、こういうことをやっていますね。

どこだったっけ、大府だったか東海だったか、自分で言って忘れちゃったけども、尾張部でね、そういう路線であっても、きちんとみんなできれいにやろうという意志統一をしていただくということで、報償金が出るということでやっていращやる。

しかも、もう一つ聞きたいのは、今、子供会が路線でやっていращやる場所がある。もう全部回っていくのは大変だから、出してもらって、子供会がやる。それも業者がいいよということで回収して下さると、業者からお金はもらえるけども、市の報償金はもらえないと。それでも手がないし、大変だからいいねということで、業者のお金だけになっても、そういう方法をとられたところもあります。

でも、準備のためには、結構、子供会の紙をつくって皆さんに配布して、これに乗っけて出してくださいと言って、子供会の役員さんはそれなりの仕事をやって収集するんですけども、そういった労苦にもちゃんとこたえるということで、報償金、今のまま出せばいいわけですが、少なくとも出していくというふうなことも私はお願いしたいなと思うんですが、いかがですか。

○環境課長

今、路線収集に切りかえて大きな問題になるのは、子供会やPTAが集めているのと、それから新聞屋さんが集めている路線収集、その辺との調整があります。

それから、町内会が今、集積場で集めています2カ月に一度の分別の収集を、路線収集をやれば当然、取りやめていく方向になります。そうした場合の報償金がまた問題になってくると思います。だからいろんな問題が絡んできます。

例えば、子供会等が路線で集めた場合の報償金は、今、知立市は払っておりません。よその市は確かに払っているところが多いです。ですから、そういうこともありますので、市が路線になった場合にどこに問題が出るかということの一つずつ解決していかないと、市の路線収集もできないのが現況であります。ですから、今、一つずつ解決していく中で、どうやったらいいのかということを検討していきたいというのを今、考えております。

ただ、方向性として、路線で出せば、今まで2カ月に一度、地区で役員さんたちが出て、土曜日の午前中にやられたような形はとりませんので、地区の分別収集の報償金に関してはなくしていきたいというのが基本的な考えを持っております。

以上です。

○中島委員

それも含めて、区長さんたちと問題提起して、話し合っ、早い段階で路線収集という、重たい重たいと言って高齢者が運ぶということももうできなくなっているという状況がありますので、それを最優先に私は考えていくべきだというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

それから、今回は入札の調書を調べさせていただいたんですが、ごみ袋の入札の結果はどうであったのかということをごまかさないでください。

○環境課長

平成21年度のごみ袋に関しましては、可燃ごみの大を300万枚、それから可燃ごみの小を60万枚、それからプラの大を40万枚つくりました。単価にして、可燃ごみの大が5.1円、可燃ごみの小が

3.95円、プラの大が5.3という形で入札が落ちております。金額的にいいまして2,000万円を切った数字で落ちております。それまでは平成19年、20年は3,000万円を超えております。石油価格の下落等によりまして、それから外国でつくるということで、非常に単価が安くできております。22年度も同様に、ある程度下がっております。

以上です。

○中島委員

今、単価が御披露をいただきまして、購入価格との差が歴然でありますけれども、平成21年4月16日に入札を行ったと。入札の落札価格は1,886万2,000円ということで、落札率が65.7%、こういうことでいいですね。

アルフォーインターナショナル株式会社名古屋支店とここが落札をして、先ほど言った単価。枚数を全部売ったとすると、市が手数料ですかね、運搬に費用として幾ら入ることになりますか。

○環境課長

今、言われたことは、手数料が幾ら入るかということですか。

1枚13円と10円と13円ですので、ちょっと計算しないと。

○中島委員

一応計算してあります。

3,039万4,900円というような形になろうかと思っております。これがごみ袋を売って収益に入るということ、こういうやり方で知立市が行っているということに結果的になるわけですね。

部長が本会議で、これは手数料をとってもいいということになっておりましてということで、運搬手数料の一部にこれが充てられると。そのために近隣と比べて相当高いごみ袋代になっているということですよ。

近隣はこういったことについては、手数料という形で徴収するような形にはなっていないところが多いいということですね。その辺の事情、他市はわかりますか。

○環境課長

西三河8市の中では、手数料としていただい

いるのは知立市のみです、今現在。ですから、あとの市に関しましては、基本的に、できた価格をベースとしております。ですけれども、単価自体はちょっとばらつきがあります。それは事実です。

今の方向性としては、ごみ袋は受益者負担を何とか持っていこうという方向で、愛知県の会議等では有料化に向かって話はよく出ております。ですけれども、今までつくった価格で売っておるところは、簡単には値上げできないという話を、西三河の会議の中ではよく話を聞いております。

以上です。

○中島委員

随分長くなりますけど、この方式をとりまして、13円の売っているごみ袋は実は5円1銭で10銭が入っていたということが今、わかりました。私どもは、このごみの有料化、現物そのものを買うことに対しては、今、やめようとは言わないけれども、やっぱり実勢価格に近いところに本当ならしてほしいと。西三河の5市では知立市だけだと。だから知立市だけが高いんだということで、私はもっとこれは値下げすべきだというふうに思います。こうするけども、皆さん、協力していただけますかと。ごみの減量に協力してくださいと。こんなにサービスしますよということも含めて、理解を得るべきじゃないかと私は思います。

ほかに可燃ごみの収集運搬の委託契約はどのようにやられたんでしょうか。

○環境課長

可燃ごみの収集運搬委託業務に関しましては、随意契約で実施しております。入札価格は9,586万5,000円という形になっております。

○中島委員

金額は私も全部この決算書で確認をしておりますけれども、入札の結果の、知立市のホームページからその結果を探そうとしたんですけども、出てこないんですね、それが。出てきたのは、先ほどのごみ袋の入札と、それから粗大ごみの収集、それから不燃物の処理場管理委託業務などはありますけれども、大きなものについては何の調書もホームページで公開されていないんですよ。何でで

すか、これは。なぜですか。

随意契約とおっしゃったけど、随意契約でも載っているんです。この大きな契約についてはそれが全く載っていないというのはなぜですか。どこかにあるんですか。見落としていますかね、私が。

○環境課長

当初、管財のほうに出した一覧の中にはすべて載せてありますので、今、ホームページに載っていないと言われました。ちょっと確認をとりますけれども、担当課で契約をやったものが載っていないのかどうかというのは、ちょっと確認させていただきます。指名審は当然かけておりますし、やっております。ただ、契約のときに管財でやったのか担当課でやったのかによって変わってくるのかどうかというのを確認とらせていただきます。また、あとで結果報告をさせていただきます。

○中島委員

粗大ごみの収集運搬委託業務、これはわからないんですけども、お聞きしますが、市民部の環境課ですから、いいですよ。知立市全域と、随意契約と、こうなっておりますが、入札書比較価格6,174円、落98.8%で6,100円、この金額というのは、粗大ごみの収集運搬業務がこの金額でできるということですかね。

○環境課長

これは1件幾らという形です。粗大ごみを1件拾って収集するのに、1件6,100円という形で入札して落ちております。ですから、一つ拾っていくと6,100円という形でお支払いしております。

○中島委員

1点のお金かなというふうには思っただけでメモしておりますけれども、そういうことね。出来高払いというような形でこれはいただくよと。

これの随意契約なんですけれども、1回目、2回目、3回目と、3回目で落札をしているんですね。1回、2回は予定価格よりも高い。公表していませんけど、高かったのが3回目に落ちたようになっています。じゃあ可燃ごみのほう、それから不燃ごみ収集等々、これについては随意契約だというふうにおっしゃった。その辺は何回で落ちたと

か、それはわかりますか。

○環境課長

ほとんどのものが2回です。1回のはほとんどありません。2回目が多いです。内容によって違いますけども、2回目に入札が落ちたというのが多いと思います。

以上です。

○中島委員

資料を後からくださいね。本当なら今、欲しいんだけど、ホームページにこうやって載せてないというのはなぜかということが私はわからないんですね。何月の入札結果、何月の入札結果、何年の入札結果とって、過去に逆上って全部公表されている。なのにこれが公表されていない。これはなぜか、副市長わかりますか。出てない。こんなことがあっていいんですか。

○清水副市長

私もその辺よく承知しておりませんので、大変申しわけありません。

ただ、今、環境課長が言いましたように、見積もり徴収、入札をやるのに契約管財のほうが一括して担当してやる部分と担当課のほうがやる部分がたしかあったかと思しますので、その辺の違いがあるのかどうかも含めて、一度、確認をさせていただきたいというふうに思います。

○中島委員

不燃物処理場の管理委託業務、これも364万8,000円という予定価格で、落札はもう少し低いですね。98.7%となっていますが、これはあるんですね。これは直接契約をしなかったということですか。ゴミ袋も直接契約をしない。どこでそれは筋を引いているんですか。

○環境課長

基本的に1社随契のものに関しては担当課で行う場合があります。何社かが入札に参加する場合に関しましては、すべて管財に任せておる形をとっております。

内容によって担当課でやる場合がありますので、今は21年度ですけども、21年度の場合、当初、私が来る前に多分やっとなと思うんですけども、か

わる前に、どういう形でやったのか確認がとれませんので、その辺、ちょっと確認をとらせていただきます。

以上です。

○水野委員長

ここで10分間休憩します。

休憩 午後7時03分

---

再開 午後7時13分

○水野委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

○環境課長

まず、1点目、21年度の空き地の草刈りに関しましては、26件実施しております。

それから、空き地の環境保全条例で市街化と市街化調整区域の区別はありません。話の出ました高根に関しましては、あれは空き地には該当しません。住んでいる建物になりますので、それから使用している土地になりますので、うちの条例は、あくまでも空き家等が対象になりますので、該当になりません。

それから、インターネットになぜ載ってないかということ、1社随契で行った契約に関しては載せてないという確認をとりました。2社以上で契約をしたものに関しては載っているそうです。

○中島委員

空き地の関係は26件というのは、苦情としてあった件数として数字が出ていますね。それだけをやったということですね。苦情があったものをやっただけということですね。自発的に指導してやったものはないと。苦情をもらってからやっとなと。苦情件数ですよ、この26件はね。いいです。

問題は、空き地でなければならないという、こういうことですね。空き地でなければならない。近所に迷惑のかかっている、テレビでもいっぱい出てくるようなゴミ屋敷がありますけれども、空き地だからということなんだけど、じゃあこのところでも空き地に限定しないで、勧告ができるような条例にすればいいわけですよ。そこをを考えてみたらどうかということですよ。空

き地の草刈り条例だもんね、いわゆる空き地なんですね、ごめんなさいね、空き地。だから住んでいらっしゃるその周りが、畑も含めて広いわけですけれども、そういったところは今の条例では対象にはならない。そここのところで何か知恵が絞れないかということを行っているわけです。一回検討してください。

困っていらっしゃるのはあなたたち自身も困っていらっしゃる。苦情があってもどうしようもないと。何回しかられてもどうしようもないということで、困っていらっしゃるのは、あなたたち自身も困っている。私も近所の人から言われます。

いうことですので、そういったことについても、限定しないで、何か今日的に改正ができないかなという、そういうことですよ。一回検討してください。

○環境課長

先ほど言いました、この条例において、空き地とは、住宅及び事業所周辺において、現に人が使用していない土地及びそれと同様の状態にあるもの、並びに資材その他の野積み場を言うという形で条例の中ですたっております。ですから、今現在の条例では対象になりません。今、言われましたように違う方向から、例えば、警察と一緒に協力して実際に動いております。それから、裏に關しましては農地ですので、農地のほうとも相談しながら行っております。対策を考えていかなきゃいけないことは私どももよくわかっておりますので、研究してまいりたいと思います。

よろしく願いいたします。

○中島委員

お願いします。

随意契約1社の場合には載せないと言っているんですけども、現に粗大ごみ収集運搬委託業務、さっきの6,174円でやって6,100円で落札したと。これについては、1社ですよ、知立衛生株式会社1社でちゃんと載っているんですけど、どういうことですか。

○環境課長

年度初めでありましたら、すごくたくさん量

のあったときの、それは時期が4月1日契約でない契約だと思います。時期が違う、後からやった契約だと思うんですけども、4月1日の契約の部分の1社随契に関しては載ってないかなというふうに今、解釈していますけども。

○中島委員

これは4月16日ですよ。一段落したから載せた。でもそれは行政の透明化という点でいいますと、忙しいときは載せてないよというのは全然話にならないんじゃないですか。これは1社随契でなく、もう少し入札でやったらどうだということは何回も議会で問題にしてきましたよね。知立衛生1社で本当にいいの、たくさんあるんじゃないのということも議論になってきて、なかなか変わるのには困難という話で随契を通していらっしゃるわけでしょう。担当の課だけでこれをやるものだから、随契で2回目でも落札だというふうには言ってみえるわけですけど、担当課と長年長年つき合っている業者との1社随契を、それも入札結果を出されないと。何か密室の感じがしちゃうじゃないですか。ちゃんとこれは少なくとも結果についてはホームページに公表すべきじゃないですか。そのときやらなくても後から載せられるんですから、部長どうですか、それは、どう考えてみえるの。

○市民部長

申しわけございません、私も今の話を聞いておりましたびっくりいたしました。

随契ということで、予算的には、決して金額的に抑えて抑えて、下げて下げてきておりますので、2回ベケだったというようなことでございますので、そういう担当が苦労しておる分、ホームページへ挙げていきやいいじゃないのということですけども、一遍そこら辺、各課で随契でやっているのが幾つかありますので、そこら辺、契約管財と一遍調整していきたいと。

私どもは何で載ってないのというような感じですので、載せていきたいと思っておりますけども、これはうちだけやっちゃいますと、ほかの随契も金額の少ないのがあったりして、そこら辺、契約

管財と調整していきたい。

ただ、私どもはホームページに結果は載せていきたいと思っております。

以上です。

○中島委員

副市長ね、全体的にそういう方針なんですか。

○清水副市長

ホームページに公表する部分という考え方というのは、はっきり私も確認しておりませんけれども、今、市民部長が申しますように、どういう形にしろ、入札情報という形ではそれは同じものがございますので、そこにやはり掲載をされていくべきだというふうに私も思っております。

今、それぞれ担当の課のほうで執行した入札の結果というものが契約管財のほうにきちっとそういう情報としてしっかり行って、結局、入札をした結果、その契約をしてよろしいでしょうかというような決裁も含めて、それはすべて担当課のほうで処理されている部分ではないかなというふうに思っておりますので、そういったものを契約管財のほうで、後にそれを確認して、それを入札情報という中に同じように掲載をさせていくというのが本来かなというふうに思っておりますので、その点については、今、市民部長が言いましたけど、それぞれ個々の課が対応するというのではなくて、契約管財のほうで一括してそれを集約して、同じページに公開をするというのが正しい方法かなと思いますので、その線で一度調整をさせていただきたいと思います。

○中島委員

そうしないと、入札をしなかったのかと。ホームページを見て、入札しなかったんだというふうに思いますよ。随契も載っていますからね、現に出ているんですよ。それで少額ですよ、6,174円という金額の少額の随契が載っているので、今、課長さんが言われた担当課がやった随契で少額なものであるというのが外されてもいないんですよ。しかも、随契の可燃ごみでいうと9,500万円でしょう。不燃物でも4,800万円とか資源でもこれは8,163万円とか、こんな大きな金額であるにもか

かわらず、担当課がやったものだから載せないというのはだめですよ、絶対にこれは。

ちなみに、これはそれぞれ何%の落札率だったかということをお教えください。

○環境課長

不燃ごみ収集運搬委託業務が99.77%、資源ごみが99.76%、可燃ごみ99.97%、プラスチック製容器包装ごみの収集運搬99.88%、し尿収集運搬委託99.90%、処理困難物運搬委託97.22%、警告ごみ収集運搬96.89%、これは予定価格との比較をしておりますけれども、あと粗大ごみが先ほど言いました。

以上です。

○中島委員

抑えて抑えて99.97%なんですかね。何かこれ高過ぎません、予定価格との関係でいいですよ、入札という形だとればもっと安くなるというのが今議会でも前でも、非常に低価格入札ということで、あれも問題なんですけれども、これは2回抑えて抑えて99.97%ですよ。9,586万5,000円、可燃ごみの収集代金です、これがね。99.97%、2回目に低く抑えてこれだけと。99とつくのがほとんどでしょう、大きいのでは。し尿も99.90だし、どう思いますか。落札率が余りにも高いんじゃないですか。随契というのはこういうものですね、結局は。担当課と話し合っ、こんなもんかなというふうな感じになってくるとこうなっちゃうんですかね。もちろんこれは予定価格を出さないでやるんですけども、まるで知っているかのような金額じゃないですか。知っているかのような非常に際どいところで落としているという、そんな感じがしてならないんですけども、どのように釈明されますか。

○環境課長

やり方としまして、予定価格は当然出しておりません。ただ話し合いはします。例えば、この21年度に関しまして、し尿の収集運搬委託に関しましては、前年度5,100万円だったものが3,400万円に落ちています。ほかのものに関しましても、すべて金額が前年度よりも契約金額は落としてお

ります。とてもこの金額ではやれませんかという話し合いはさせていただいております。ことしに関しましても同じように、うちの前年度の契約金額がありますけども、その金額では、うちの設定額がはるかに下がっちゃいますので、契約ができませんという話はさせていただいております。

ただ、99という数字に関してどうしてかと言われると、その辺がちょっとわかりづらいところがあります。ただ抑えて抑えていますので、最終的に落ちたときに99という数字に。

○中島委員

随契で2回目に落ちているんですか。3回目に落ちたんですか。さっき何か言われましたよね。全部2回だとか何とかって。

○環境課長

去年のこの入札に関して、資料を私は全部持っておりませんので、想像で言っただけですので、一度全部確認して資料を出させていただきます、何回で落ちたかというのをですね、どの入札が。21年度の入札の金額はわかっておるんですけど、入札が何回で落ちたかというのは、全部資料をまだ持っておりませんので。

○中島委員

何回で落ちたということぐらいわかるとってほしいですね。議決事項ということで、1回1回これが出てこないわけですけど、もしそうであれば、とことん議会で議論ができるんですけども、随契という形で目に見えないところで契約して、99.97ということの後から知らされたということで、一体これはどういう入札だったのかと、随契だけれどもということになりますよね。

これはホームページに出たら、市民から苦情が来るんじゃないですか。だから出さなかったのかと思ってしまうほど、何でも安けりゃいうふうにバンバンバンバン叩いていいというふうには思いませんけれども、かつて入札しなさいというようなことやら委託の内容が不明瞭だというようなこととことん資料を出していただいたその後で、一つの改善方法が示されました。基準的な仕事については、世間の一般的、示して、それを土台に

してやっていくんだというようなこと、ちょっとその辺、説明していただけますか、価格の設定の仕方。

○環境課長

平成16年度までは話し合いのような形でしたが、17年度から環境課のほうが、環境物価だとかそういうものを参考にしながら、すべて設計を環境課のほうでつくっております。ですから、平成17年度からは、環境物価等の価格を全部参考にして、車の費用から人件費から全部出しますので、すべての委託に関してすべて17年度以降は下がっていく一方という形で今の状況です。

○中島委員

環境物価と言われました。環境物価を参考ににする。環境課の環境の物価。環境物価と言うんですか。労働環境とかいう意味ですか。

○環境課長

今ここに設計書を持っておりませんので、何々を参考にといいあれが、そういう単価がすべて載っている資料がホームページのほうから拾えますので、その内容に関しましては、今度すぐ調べて言います。

○中島委員

何回でやったかということも資料ですぐに。資料というよりもすぐ答えていただきたいわけですね。ホームページに出ているもので積算していくなら、業者もそれを見ていればわかるわけね。ホームページに載っている積算の数字で設計をつくと。じゃあ同じものを見てやれば、ギリギリのところで落とせると、こういうことになるわね。そういうことが明らかにされているならばですけどね。

○環境課長

相手には何で積算するかというのは知らないと思います。うちがどこで積算しているかというのは。どこでその数字を持ってきておるかというのは。

以上です。

○水野委員長

ここでしばらく休憩します。

休憩 午後7時34分

再開 午後7時38分

○水野委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

○環境課長

今、資料が監査の関係で、監査の部屋にみんな行っちゃっております、その中で今、かぎがかかっていまして、調べられないというのが状況ですけど、例えば、給与に関しまして、例えばどこで出しているかという、産業廃棄物処理の全国版の単価を使うとか、いろんなところから数字を持ってきておるのが現状です。一つ一つ事業費だ燃料費だとか、全部すべてのものを建設物価単価を参照にしたりだとか、いろんな形で出しております。

以上です。

○中島委員

資料はかぎに閉ざされてだめだということですね。入札の問題ですから、私はきちっとさせていたいただきたいと思っていたテーマですので、そこにロックがかかっちゃったということでは困りますよね、本当に。

ただ、今の落札率が物語っているわけで、これが2回も3回もあったとは考えられませんね。すり足に本当にちょっとずつ変えたかどうかわかりませんが、大変高い大きい1,000万円以上ね、プラごみのほうが2,300万円余ですけども、それ以上のもの、4点でいいますと、全部99%の高い率のところですよ、全部。多額な契約のところは全部そうと。97.22%というのがありますけど、ここは非常に少ないんですね。16万6,950円と、こういうところは低いと。だけど大きい金額の契約のところは、ほとんど100%に近いところへ行っているということです。

入札はできないと言って拒んできたわけですけども、随契でこうだということになると、一体どうするんだろうと。これでいいのかなというふうに思わざるを得ないんですね。市長、どのように思われますか、この数字。

○林市長

私は、やはり競争性を高めたいという気持ちがありまして、かなり競争力はいろんな契約において高まってきていると思う中で、このごみ処理の関係のものについては、これについても担当のほうには入札で競争性を高めてくださいということで申し上げた中で、今回はこういうような形があります。

あちらの言い分は、担当から聞きますと、やはり議会の中でもたびたび出ていると思うんですが、今まで知立市用にいろんな設備投資をしてきていると。自動車とか機械等、そうした中で、なかなか厳しいということをおっしゃられているんですけども、ですけども、こうした落札率でありますけれども、非常に高どまりしているということで、やはり競争性を高めるという意味でも、しっかり入札をしていかないかなと、また改めて感じさせていただいております。

○中島委員

入札をしていかなくちやいかんなどという事なんですが、以前にも、全部一遍にできないにしても、この部分を入札にしようという、こういう話があつてきた経過がありますが、今、市長が言われた入札に踏み出すことができる、そういう担当としては思いがありますか。

私もかつての議会も、皆さんが入札にすべきだということを言ってきました。許可業者は十数社ありますよね、許可業者は市内でも登録されている方が。許可業者の数を正確なところを教えてください。入札ということに対する検討ができるのかどうか、ここまで高どまりということになると、財政逼迫の折という話がいつも出ますけども、野方図にできない問題ではないんですか。

○環境課長

一般廃棄物の収集運搬許可業者に関しましては、21年度には20業者、し尿に関しましては、清掃に関しては1社、知立衛生社だけです。し尿のほうの清掃に関しましては1社、一般廃棄物のほうは20社。

○中島委員

20社がこの仕事はできますと言って登録をしていると、知立市で。でもずっと随契で知立衛生社でやっている。いろいろお世話になってきたというしがらみがずっとあるというのはわかりますけど、全面的にそうですもんね。すべてのものが知立衛生になっているという点で、今、市長の話が出されました。入札を考えなきゃならんなど。今まで本当に入札が難しい難しいとずっと言ってきたんですが、林市長にあっては、入札の方向でこれをひとつ突破するという方向だと思ってるんですか。

○林市長

私は議員の時代から、この清掃関係の委託については、非常に疑問というか、やはり税の有効活用という視点から、何とか入札できないものかということだと思っておりまして、これについても、今、中島委員がおっしゃられましたように、一挙に全部ということ、それはあれなんですけども、できるところからやはり順々にやらさせていただくということが大事なことかなというふうに思っておりますので、これについては、いずれにしても指名審査会というのがございますので、そちらのほうにもお願いをさせていただきたいなと思っております。

○中島委員

指名審査会の長が副市長ということですが、そういう方向で検討をするということによろしいですか。

○清水副市長

先ほどの市内に20の許可業者があるということですけども、そういった業者さんを私も個別に承知しておりませんので、今のそういった路線収集だとか、いろんなことの業務を請け負っていただけるような、そういうことなのかどうかということも私にはわかりません。

ですので、そういうことも含めて、一度、議論はさせていただきたいというふうに思います。

○中島委員

どういう業者が登録しているのかということ、実力があるかどうかということも当然かわって

くるとは思います。そういう意味で一遍に全部ということではできないだろうというふうに思います。

担当部長、今、この市長の言われた件について、責任を持って検討に踏み出してもらえるかどうか。

○市民部長

市長も透明性というところから言ってみえますので、その意味はよくわかりますけれども、私ども、知立衛生さん、し尿の関係はこうやって、都市整備されまして、公共下水となってくるとだんだん減ってくるというような関係もちらっと聞いて、ちょっと確認せいと言ってるんだけど、そこら辺の関係もどうかということ。

それから、先ほど言われましたように、今まで投資をしてみえるんだと。知立市の全世帯のごみなんかやってみえますので、投資してみえるんだというような意見もございます。それで私どもも年々99.何%じゃないかということをおっしゃられますけれども、契約額は年々下げてるんですね。そのために二遍三遍ということで、ギリギリの99.幾つぐらいで来ておるんだと私は思っております。

16年からずっと見ましても、不燃物、可燃ごみ、ここら辺、全部抑えてやってきているという状況を見ますと、市長の透明性、今のはわかりますけれども、一度、内部的にちょっと研究させていただきたいと思っております。

○中島委員

ぜひ研究して、足を踏み出してもらわなければならないというふうに思います。

ごみの収集量だとか形態だとか、さまざまに変わってきているわけですけども、ごみの収集量という意味で、委託のところがこの資料に出ておりますよね。収集量、17年度と比べまして21年度の可燃ごみ収集量はどの程度減っているのか、ふえているのか、その辺はどうですか。すぐわかりますか。

○環境課長

委託の可燃ごみの収集ですけども、平成17年がトン数でいいまして1万2,944トン、21年度が1万2,282トン、約700トン弱の減という状態です。

○中島委員

計算しましたら94.9%に下がっているわけですが、可燃ごみの量がね。不燃ごみの量は1.49%とふえております。これはトン数は少ないわけですがね。乾電池等は77%、粗大ごみ70%、これは皆さんがつくられた資料を17年度と21年度、5年間載っていますから、計算してみました。そういう形で一番大きい可燃ごみ、これは減っているわけですよ。5%程度減っておると。ですから、収集の契約は年々下げています、下げていますと言うけど、ごみを減らしているんだから下げてもらわなきゃいかんじゃないですか。当然じゃないんですか、それはというふうには思いましたけれども、先ほど答弁を言われましたので、ぜひ入札に向けての検討を開始してください。いいですね、これは。

これは市長、そして副市長、具体的なこの辺での監督者として、ぜひお願いをしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○清水副市長

先ほども申し上げましたように、それに当たる業者がどの程度あるかとかいろんなことも含めて、私が所管します指名審査会でも議論をしたい、このように考えております。

○中島委員

お願いいたします。大変大きな突破口が切れるかどうかというところになりますので、注目していきたいと思えます。

それから、最終処分場というのがいつも問題になるわけですが、最終処分場、あと何年と。ポートアイランドももう21年度は廃止ですね。持ち込んではいない。今年度までですか。22年度は持ち込みがない。ちょっとその辺の関係、要するに、最終処分場の関係で、やっぱりごみを減らすという大きな大きなテーマにさらに取り組まなきゃいけないと思うんですが、どういう状況なのかお示してください。

○環境課長

武豊にできました3号地に関しましては、ほぼ完成しまして、受け入れの態勢ができた状態です。

ポートアイランドへ半年入れまして、それ以後、

3号地のほうにことし移行になります。ですけども、ポートアイランドよりも3号地のほうがはるかに単価が高いもんですから、今後、ごみ処理に係る費用は高くなる状況です。今までトン当たりの単価が大分違います。

以上です。

○中島委員

何%高いんですか。

○環境課長

ここに資料を持っていませんけども、約、倍近い金額になります。今までのトン当たりの倍近い金額、新しくつくりましたので、設備に費用がかかっておりますので、ポートアイランドと思うと約、倍の価格がトン当たりでかかります。

○中島委員

22年度から武豊のほうに持ち運びを始めたのと。22年度の頭からですか、これは。正確に言ってください。

○環境課長

ことしポートアイランドのほうに延ばしまして、9カ月間ですかね。ですから、来年の1月分からがポートアイランドから3号地のほうに移動する形になります。

○中島委員

まだことし12月いっぱいまではポートアイランドに運ぶと。刈谷知立環境組合で焼却をした残渣、灰ですね、灰溶融炉でさらに凝縮しますよね。その凝縮したものを向こうへ持って行くんですか。そういうことですか、これは。何を運ぶんですか。

○環境課長

飛灰もありますし、最終的なスラグ。スラグは今、不燃物処理場でうちのほうも埋め立ての覆土材として活用していますけれども、あれも再利用ができなければ、最終のスラグに関しても埋め立てに持っていかざるを得ない状態になりますので、再利用するのに今、一生懸命頑張っております。

○中島委員

スラグの再利用はクリーンセンターのほうの議会でさんざん問題になってきたわけですけども、現段階では、新しい処理場がスタートしちゃって、

スラグがどんどん生産されているというか、出てくるわけですが、現段階ではまだリサイクルがされてないんですか。

○環境課長

現段階では、ほとんどと言っていいぐらい、少しコンクリートの2次製品だとか、そういうものに使っております。それから、今、使っているのは、覆土材としてうちのほうの不燃物処理場のほうで工事をやっておりますので、それで使っております。ですから、ほとんどのスラグは、うちの環境組合からうちのほうに運んでおるのが現状です。

○中島委員

埋め立てが必要な間は使えるけれども、そうでなければ、ポートアイランドにおけるお金よりも2倍のお金を払って埋め立てをさせてもらうことになるということですね。

そうすると、山屋敷にある最終処分場、あそこはかつて灰を全部掘り起こして、ポートアイランドに運びましたよね。あの最終処分場は、そうするとしばらくの間は、そのまま空っぽということになるんですか。どういうことですか。

○環境課長

ポートアイランドの話は、あれで一応、埋め立てが終了して、まだ2期の計画を今、検討しております。1期はこれで終わります。2期でまたどういう形でもって埋め立てができるかどうかというのは、今、検討している最中です。

○中島委員

山屋敷の最終処分場の灰を掘り起こして、前、運びましたよね、ポートアイランドへ。新たに燃やしているクリーンセンターの灰もスラグにして、埋め立てに今、いろいろ再利用しているけど、すると。もともとの最終処分場はどうなるかということを知りたいんですよ。状況はどうかと。山屋敷ですよ。

○環境課長

山屋敷の不燃物処理場に関しましては、サンドウィッチ方式という形がとれてなかったものから、本年度、工事をしまして、ごみを平らに入

れた上に、山砂とスラグをまぜて、要は砂のかわりに使う形でスラグを使っておりますので、整備をしておる状態です、スラグを使って。

○中島委員

第1処分場と第2処分場があるでしょう。サンドウィッチをやっているのはどちらですか。

○環境課長

第2不燃物処理場。今、埋め立てをしておるところです。

○中島委員

第1はどうなっていますかということを知りたい、さっきから。

○環境課長

第1不燃物処理場に関しましては、埋め立てた状態で、今のリサイクルの不燃物処理場で集めているアスファルト舗装してやっているほうが、皆さんが持ってきていただいている、あそこが第1不燃物処理場です。

○中島委員

西側ですかね。クリーンセンターじゃなくてリサイクルセンター側が今、サンドウィッチでやっているという意味ですか。そういうことね。事務所があるほうがコンクリートで整備されているというふうに言ってみるんでしょう。違うの。

リサイクルセンター側はわかりますよね。あちら側がサンドウィッチの仕事をしているんだということね。サンドウィッチで、これはもう満杯で埋め立てる容量はもうないということになるんですか。残容量のことが一番問題なんです。

○環境課長

平成20年度に残容量を調べましたところ、あと20年間もつという形の資料が出ております。約50%。今、平成20年現在で約50%の埋立量ですので、あと半分近く埋め立てれる状態という形です。

○中島委員

ようやくわかりました。空っぽじゃなくて半分埋まっているということね。あと20年分だよということですね。

それにしても、武豊のほうにお金をたくさん出してあげれば、そこはあくわけですが、いずれ

にしても、循環型で資源を再利用する。そして、それはひいてはCO2を出さない社会をつくっていく大きい目標でごみの問題をとらえなきゃいけないと思うんですけど、残容量がそれだけですから、これについても、あつという間に埋まってきてしまうということも、今後考えなきゃいけないわけですから、徹底した分別をやりましょうということですね。

紙は、先ほど言われたような分別を徹底していくようにということで、一歩前進するのかなと、そんなふうに思いますので、市民協働でごみの問題はやはり考えていかなきゃならない。引き続き、やっていっていただきたいと。

入札のことは先ほどのテーマとしてお願いしておきます。

それから、農業振興費。21年度の段階では二つの市民農園があったわけですね。三つ目の市民農園を21年度の予算でつくるところまで来て、4月から募集をかけたということで、新しいところで使っていらっしゃる方も、見にいっても、本当に一生懸命やってみえるなど、こんなふうに思っておりますけれども、全体の状況という意味でどのようになっているのか、お聞かせください。利用状況です。

○経済課長

市民農園でございます。今、質問者が申し上げられましたように、2カ所であった市民農園、この4月から1カ所ふやまして、101区画で実施をしております。

私も新しくできた重原の市民農園、最初のうち雨水の問題、あるいは土がかたいというようなことがございまして、何度か見にもまいりました。また、大雨が降った後に排水がどのようになっているかということも見に行かさせていただきました。ことしはちょっと暑いこともございまして、雨の降っている時期は多少降った跡のところがございます。私も実際、溝を掘って、水はけの部分を排水させていただいたこともございます。

あと、利用者の中で、自分の横のところに溝を掘って排水をされているようなことも実際ござい

ました。

先週、別途、全地区を私、見て回りまして、やはり従来のところは、あと2カ所におきましては、一部のところで管理上の問題、草生えになっているところが若干ございましたので、それより前に私どもが見てきた中で承知をしておりましたので、その方々にまずはその処理と管理についての指導のお手紙を出させていただきました。

やはり周りの方に迷惑をかけるというようなこともございますので、早急に処理をしていただくようお願いをしたわけでございます。

その結果、まだ状況は把握しておりませんが、いつまでもこのような状態が続くようであれば、直接面談をするなりして、指導はしていきたいと思っております。

あと新しく重原のほうにつきましては、私がいただくたびに農家の方、実際やってみえる方とお話はさせていただきますが、やっぱり一生懸命やってみえて、ありがたいというような言葉をいただいておりますので、私としてもうれしく思っている次第です。

以上です。

○水野委員長

ここで10分間休憩します。

休憩 午後8時07分

再開 午後8時13分

○水野委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

○環境課長

先ほどの入札の回数に関しまして、やっと資料ができましたので、発表させていただきます。

可燃ごみの収集運搬委託に関しましては3回目、し尿収集運搬に関しても3回目、資源ごみに関しては1回目、プラスチック容器包装ごみの収集運搬に関しては3回目、それから不燃ごみの収集運搬に関しては1回目、警告ごみに関しては1回目という形で落札しております。

それからもう1点、この入札が3月27日ということで、これは平成21年度の前の前年度に実施し

ております。この3月27日のところで実施したものに關してはホームページに載ってないというふうに、1社随契のものに關しては載ってない。前年度にやっている、4月1日以前にやっている入札に關しては、

以上です。

○中島委員

今、お答えをいただいたもんですから、3月21日に入札をすると載らないという理由がよく見えないんですけど、後ほど載せればいいんじゃないんですか。載らない理由ですか、それは。

○市民部長

行政サービスで4月1日から即、入らないけないものは、若干、先にやらさせていただいている。その分がたくさんあるということでございますので、よく契約管財と、委員の言われるとおり、忙しかったら時期をずらしても載せるということですので、そのように契約管財と調整をしていきたいと思っております。

1年以上たっているわけだから、もう1年半たっちゃっているわけでしょう。去年の3月21日か、1年半たっているよね。だから載らないという理由は何もないですよ。ちょっとこれは怠慢なのか恣意的なのか、私は疑ってしまいます。透明性ということがやっぱり一番大事だというふうに思っていますので、ぜひそれをお願いしたい。

市民農園のほうを今、お話がありまして、101区画になったと。やっぱり来迎寺のほうでは、私もちょっと見てきたら、やっぱり12区画のうち4区画が使われていない雑草畑になっている。もったいないなという感じですね。八橋のほうでもありました、相当ね。八橋のほうは長い園路とか、あれになっていますが、向こうにもありました、雑草になっているところがね。

ちょうど端境期でそうなっているのか、これから植えかえるのかわかりませんが、上重原の農園はどこを見てもきれいになっていますので、そこと比べると雑草が目立ちちゃうということは確かにあって、今、連絡をとっていただいて、もし病気でやれないんだということがはっきりす

れば、早目にキャンセルしていただいて、使いたい人がまた使えるようにという手を早く打つ、それがせつかくある財産をうまく活用するという、こういうことになりますので、やっていただきたい。

今、何件の方に手紙を出したんですか。何件出したんですか。

○経済課長

今、来迎寺と八橋ということで、具体的に場所でございますが、来迎寺のほうは3件、私も八橋のほうも回ったんですけども、草生えのところは私自身、確認できなかったんですが、八橋のほうはございません。

○中島委員

3件の方に手紙を出したという回答ですか、それは。日常的に放置されているような耕作放棄地になっちゃいけませんもんね、市民農園が。そういうことがないように、適切にパトロールして、活用がちゃんとされるようにやっていってほしいというふうに思います。

市民農園の利用者から要望というのは何か届いている問題がありますか。

○経済課長

従来より来迎寺、八橋を利用させていただいてる中ではございますので、今回、上重原のほうで開設をした部分、前回、6月だったかと思いますが、議会のほうで一般質問であったかと思いますが、水の位置をふやしてほしいというようなことがございました。そのときにもお答えはさせていただいておりますが、土地改良区内ということで、少しの移動はさせてもらったんですが、1カ所を2カ所にするということができないような部分もございましたので、現状のままお使いをいただくようにはお話をさせていただいたところですが、要望という中ではそれぐらいかと私は思っております。

○中島委員

そのとおりの要望が私のほうにも来ておりまして、もしはずれのほうの反対側、水道の蛇口の対角線上の向こう側、あちらまでだったら自分は畑

ができなかったと。少し近いところではよかったと。皆さん、高齢になっているので、特に今回は日照りが激しかったものですから、毎日水かけに行くのですが、蛇口をひねってじょうろでくんでかけて、何回往復したことかわからないと。だから、遠くだったら、とてもじゃないやっつけていけないということで、何かいい方法がないのか、その辺をやはり検討してもらいたいと。

私の自分の畑の中に水だめを置いて、少したまるように工夫してみるのもいいかもねとか、いろんな話をしていたんですけども、こちらの水をどこか向こうの瓶までにあって、そこからくめるようにするとか、何かいい方法がないかなというふうに思うんですけど、水のことが一番、皆さん、要望の声が上がっておりました。

あのまま使ってくださいじゃなくて、もう少し何か工夫ができるように、水嶋課長の知恵で何とかやってもらえないかなと。長いですからね、あそこ。

八橋の農園は、水はあれも1カ所ですか。

○経済課長

来迎寺は12区画で比較的近い部分でございますが、八橋は西と東がございまして、それぞれ1カ所です。あそこは区画の中で排水と給水の部分が二手に分かれておりますので、距離とすると同じような部分になるのかなと思いますので、八橋の西側においてはかなり手前になるのかなというように私自身は思っておりますけど。

○中島委員

あそこは細長いけど、真ん中に溝みたいなのがあって、少し段差がありますよね、八橋の場合はね。向こうとこっちに分かれていてということで、両側に1カ所ずつ一応あるということで、そこも苦労していらっしゃるのか、直接お話が聞けませんでしたけど、上重原のほうについてはたくさんの方に言われているんですね。何か知恵を絞ってくださいよ。何か知恵を絞ってほしい。

真ん中辺までに、駐車場際ですか、あそこへずっと真ん中辺まで伸びていけば、みんな近くになるんだけど、一番端っこにあるからということ

ですよ。状況を説明するまでもない。十分に承知されていることですので、少しこれは研究してもらいたい。どうしようもないということはないと思うんですよ。何かあるよねと私は考えますので、今すぐにアイデアが出てこないということかもしれないんですけど、やっぱり考えてもらいたいと。

もう一つは、5年で交代の問題ですね。利用が5年間ごとに交代という、こういう件で、八橋が最初に立ち上がったときもそうだったんですが、最初は苦労して、せめて1年間延ばしてほしいと。1年間、かなづちで土をたたいて割って、田んぼでしたから、粘度土を本当に金づちで皆さん叩いてやわらかくするためにやっていたんですね。少しずつみを入れたりというふうで、作物はそれでもよく採れておりましたが、まだかたいと。今でもかたいと。

また今度、時期なので、ライスセンターからどっともらってきて、もみをどっさり入れてやわらかくすれば、また変わってくるかなと言っておられましたけれども、そういう1年間のすごい苦労というものがあるので、この土づくりを評価してもらいたいと。それで5年間たったら、さよならということ譲っていくということについては、やっぱり納得できないということで、初年度の分については何とか延ばしてほしいという話が出ておりますが、いかがですか。

○経済課長

八橋のときには私は記憶はしてございませんが、そのようだったということは聞いております。

一応、1年契約の最長5年ということでお貸しをしているわけでございます。その5年がどうかということもあるかと思いますが、ことしあその開園に当たり、つくった時期、造成した時期がちょうど乾いた時期でございまして、1月、2月、3月ということで、水分がかなりない時期でありました。その関係で、客土を覆土したときに、やはり荒い土、だんご状の土があって、その区画の部分に表土してありますので、それがごろごろして、金づちに云々という話になったのかなと思います。

その後、私も先ほど申し上げたように、時々見て、そのようなことを聞いておりましたので、土の状況を見る中で、今、言ったように、もみ殻を入れる方、あるいはどこかで購入されるか、堆肥的なものを入れられる方があったように見ております。

それで、今、見ますと、梅雨までの雨がしっかり降ったことも原因していると思います。その中でかなりやりやすくなってきたというふうには、私は自分が農業をやっている中でも思っておりますので、今の時点で、5年を1年延長して6年にどうかというところは、正直言って、私は今のところ考えてはおらないのが実際ですが、そのような声ということがある中では承知はしたいと思いますが、ちょっとその辺の声を皆さんに聞く中で判断していきたいなというように思います。

○中島委員

高齢の方もみえるので、もう5年未満でさようならという人も出るかもしれませんよね。もう75歳ぐらいの方たちがやっていたり、そういうところもあるし、それはあるんです。でも、継続してやりたい方たちにとってみると、1年間の土づくりというものが、やはり次からの1年と全然違ふと。うんと肥やしてから5年でさようならということは、ちょっと大変ということです。それが1年延長ということが一つ要望。

もう一つは、抽せんをして、例えばもう一度当たったと。当たったときには、自分がつくった土はだれかに当たって、自分は違うところへ行かなきゃならないと、これもまた辛い。継続になった場合には、自分がつくってきた畑を引き続きやりたい。

これは少し話であるかもわからないけれども、どれだけ投資するか、その投資の仕方によっても全然土が違ってきますから、おいしい土かどうかというのはね。ですから、かわいがってきたところで、再度当たって場合には、再度、自分のところを使いたいというふうに言っておみえになりました。これも検討していただけるかどうかですね。

○経済課長

抽せんでございますので、5年後という話になるのかなど。1年、2年で終わられる方は、そのまま次の方にかわる格好になるものですから、そういう方ではないというふうに思いますが、いろんな諸条件を考えますと、抽せんというのが一番公平であるのかなどというのが言えると思います。

それで確かに自分が思いを入れて土づくりをしてきて、勝手知ったるではないですけど、そういった中の耕作土でございますので、そう願うというんですか、そういうふうと思われる方はあるかと思いますが、悪いところでやってみて、今度は5年たったら違うところへ変わるんだという方もいるかと思いますが、条件が悪いとかで。

そういったところの公平性を考えますと一長一短の部分もあるかと思いますが、希望をその中でとってということにもなりますので、現状でそれを今、じゃあそうしましょう、できませんというのは、私自身、考えを持っておりません。

○中島委員

抽せんでするわけですよ。当たった場合にはという条件ですからね、これは。当たった場合には、引き続きそこでもいいよという、そういう選択肢をできないかということ、今後の問題ですので、5年先、6年先の問題ですので、一度、担当がかわっちゃっているかもしれないですけど、検討してもらいたい。そのぐらい土に愛情を持って、愛着を持たないと、あの仕事は継続してやれない。それでなきゃ草ぼうぼうになっちゃうんですよ。そのぐらいかわいいと思ってやっている人を大事にしないといけないんじゃないかというふうに思います。

もう一つあります。市民農園をやっている方が、あそこを見にいらっしゃる農家の方がいる。こういうふうにも自分も土地を市民農園にしてもいいなと思うけど、どうしたらいいかなという話があったそうです。市民農園にしたいと、自分も。どこへ行ったらいいでしょうかという話がありましたということを耕作していらっしゃる方が聞いたと言って、私に話してくれたんです、これはね。

やはりそういうふうには貸したいという人がいれ

ば、今後、拡大していく考えがあるかどうか、お聞かせをいただきたいと思うんです。

○経済課長

この上重原の市民農園を始めるときもたしかそうだったかと思いますが、現状で市民農園の数が足りるか、そういったところもあります。抽せんで外れた方があるという現状でもございますので、その方の市民農園をやるとするのは御自身でやるのか、また市民農園として貸すのか、それともまた違う団体にやってもらうのかという、そういう内容にもよりますが、どういった内容でやりたいかというのをまず私のほうに相談いただければ、その辺のところは御案内をさせていただきます。

個人でやるということもできますし、またJA、あるいは団体さんがやられるという方法もございますので、そういった御案内はさせていただきますと思います。

それで、同じく市のほうが借り上げてやるというふうですと、場所であったり条件であったり、あといろんな要因がございますので、そういった中で、できる、できないは判断したいと思います。

○中島委員

市民農園の拡大という方向は、条件が合えば市としてもやってもいいというふうに私は受けとめたんですけども、その相手との関係じゃなく、いい条件に合う農地があれば、相手のこともありますが、市としても市民農園の拡大というものは、今後も検討するということがいいですか。

○経済課長

現状を申し上げますと、そういった中でございますので、私自身、そういった拡大ができればというふうには思っております。

○中島委員

3倍近い倍率で抽せんが行われたということがありますので、そういった方向があれば、さまざまな農地ができない方がやってもらえるなら、農地として残せるというふうに喜んでいただけるかもしれないし、やりたい方もたくさんいるということで、間に入っていただければ、私はぜひ進めてもらいたいなというふうに思います。

商工費1点。電灯料補助というものが今回、商工会のアーケードのところでは43基減っているんですけども、これは商店街の状況がどういうことでこうなったのかということですね。内容をお知らせください。

○経済課長

街路灯電灯利用補助ということでございます。街路灯481基、アーケード220平米ということの内容になってございます。

御指摘のように、昨年、街路灯は524基でございました。これはどこの商店街というのはあれですが、やはり使われなくなった部分での撤去、廃止、そういったものの基数が減でございます。

○中島委員

524が43基減ったということで、ガバッというふうにはないかもわからないけど、やっぱりじわじわと減ると。これは商店が自分のところも負担をして、少し出し、補助もあるという関係があるかと思うんですね。商店を閉鎖すれば、もうそれも廃止するという関係になるかなと思いますけども、そういった場合は、電灯そのものは撤去しちゃうんですか、具体的に言うと。

○経済課長

実際、撤去云々ということは確認しておりませんが、商店街のほうで使わなくなった街路灯につき、この電灯料というのは1基幾らの契約ですので、メーターが回っていて云々という話ではございませんので、そこの電気をやめれば、この対象からは外れるということですので、現物撤去されているものもあるだろうし、電気だけやめているものもあるのかなというように思います。

○中島委員

商店街がまだこのくらいなら、暗くなっちゃったということもないと思うんですけども、商店が閉鎖すると、その前の電気はなくなっていくと。だんだんしょぼしょぼしょぼとしていくということになってしまうんですね。

商店街としては、それは望ましい姿ではない。商店がそこになくなったかもしれないけど、せめて連担して電気がついているという状況を保持す

るべきではないかと。余計に寂れた感じになってしまいますもんね。そういうことも少しは考えたほうがいいんじゃないかなと思うんですけど、ぜひ、いかがですか。

○経済課長

これとは別に、電灯料設置の補助も実施しております。この部分においてはございませんが、そういった中で、当然、全額補助ということではございませんので、商店街が負担する、あるいは個人が負担する分もあるかと思えますけど、そういった部分の中で、やはり補助プラス分の負担ができないというようなこともあって、減っていくのかなという思いはございます。

○中島委員

だから、商店街がしょぼしょぼ暗くなっちゃいけないし、余計に活気がなくなってしまうということにもなる。

それから、商店街でいえば、住宅街には防犯灯がありますけど、それは全面的に補助してもらってやっていますけども、せっかく明るい商店街を暗くしちゃいけないなど。そういう意味では、電灯料の補助を特別枠でして、お店がもしなくなっちゃったとしても、広告はないかもわからないけど、電灯を保持するという必要ではないかということ、そう思われませんか。歯抜けにならないようにということです。

シャッターはおりちゃったけど、電気だけは一応ついておるということも、まちの活性化を少しでも支えるためには必要ではないかと思うんですが、いかがですか。

○経済課長

おっしゃられることは、まちの活性化で、明るくあるべきだなというふうに思います。それについての電灯を維持していくべきかと思いますが、商工会の発展会であったり、そういった部分もございまして、そういったところへの呼びかけ、発展会への呼びかけ等をさせていただきたいと思っております。

○中島委員

それも援助がなければ、発展会のほうも大変と

いうことにもなるので、そういった場合には、補助を余分に出すとか、商店がなくなった分の負担がないわけだから、その負担を市のほうで幾らかは援助するというのもなければ話にもならないだろうと思いますので、そういう商店街を少しでもという思いを提案させていただきました。

信用保証料の補助だとか、これは前年度の57.7%しか使われていないという数字が出ております。よしよと、もう少し頑張ろうと言って借金をするという、これも借金すらできないということかなというふうに思いますけれども、それと逆に、経済環境適用のほうは、これはうんとふえていますね。これはうんとふえているわけですが、この関係をちょっと御説明いただきたいなと思います。

○経済課長

信用保証料補助の関係でございしますが、ここに商工振興資金、それから経済環境適用資金、緊急補償ということで、3段でお示しをさせていただきました。

一番目立ってふえているのが、真ん中の経済環境適用資金ということで、合計でも昨年の倍以上の金額の利用がございまして。

この経済環境適用資金という部分が、緊急補償というのも、これは若干伸びておりますが、伸びているといっても4件ほど、27件が31件。商工業振興資金には38件が23件ということで、これは減っております。経済環境適用資金というのがやはり一番融資の条件と申しますか、借りる部分においてのセーフティネット、このことはよく経済関係のところではセーフティネットということで使われてまいりますけど、その部分の借りやすさと申しますか、そういったものの利用がふえているというところでございます。

○中島委員

ふえている、減っているは見ればわかるんだわね。それをどういうふうに分析していらっしゃるかということを知っているわけです。

○経済課長

保証料補助の部分におきましては、御存じのよ

うに、リーマンショック以降、かなり件数がふえてまいりました。昨年がやはりピークだと思っております。この中で経済環境、この部分がふえておるといことですが、やはり中小と申しますか、そういった中小企業的な部分での困窮された方が多く、この利用の部分がふえた、そういった部分に思っております。

○中島委員

どういう形でこれを生かしていかれたのかというところまではわからないですか、この資金というのは。

困窮した人が借りたんだらうというふうに言われて、それは回っていかないというときにこれを借りて、何とか急場をしのぐということをやっているという、こういうことですか。

そうやって今、倒産しないように頑張ってもらわなきゃいけないという、応援しなきゃいけないですよ。そういう内容ですか、これは。

○経済課長

これがどういった資金に回っているかというのは、これは設備資金と運転資金がございますので、そういった中でのということとしか私どもは把握しておりませんが、この資金で確かに経済環境が悪くなっている中ではございますので、当然、一時をしのぐものであれ、そういった運転資金のほうに回っていくものになっているというふうには感じております。

○中島委員

わかりました。285%ということの伸びですから、経済環境適用資金の3倍近いということで、これで生き延びられた人もたくさんいたとするならば、さらに投資的に使ったという方がいれば、さらにいいのかもわかりませんが、しかし、今の状況からいったら、大変な中で運転資金に回っているのかなという感じはします。保証料補助ということでやっていますので、これは支えになるだろうというふうに思います。

次に、保育園のことを少し聞かせていただきたいなというふうに思いますが、知立市の第3子保育料補助ということで、この年度21年度から少子

化対策が強化されたと。これら私どもも積極的にやっていたきたいというふうに言っていた分野でありますけれども、その実績についてお答えをいただきたい。

○子ども課長

21年4月から市単独事業で行ったもの、それからその前に19年7月から、県のほうで補助ということでやっているものがありますけれども、まず県のほうの話をさせていただきますと、県のほうの事業につきましては、第3子ですが、同一世帯18歳未満の児童を3人以上養育している場合の3人目以降で、3歳未満児について無料とするという制度ですね、これが21年度は88人でありました。

それから、市の単独事業、今、委員から御披露になりました21年4月1日から始まったものですが、これについては、現行の無料化の対象である3歳未満児から幼稚園を含めた就学前の児童まで無料化するというもので、実施児については、21年度の実績で延べ1,517人おりました。

それから、私的契約児のほうですが、これについては、対象児童数は延べ213人。それから、私立幼稚園のほうもやっております、こちらのほうの対象児のほうは68名になります。

以上です。

○中島委員

最初にまず、県とそれから私立幼稚園のほうは延べではなくて実数ですか。1,500とか213とか言ったのが延べですか。正確に言ってください。

○子ども課長

県の制度のほうは実数88人、それから実施の1,517人については延べです。それから、私的契約児の213人についても延べであります。それから、私立の幼稚園のほうですが、実数の68人ということをお願いします。

○中島委員

統一した報告の仕方が望ましいと思いますので、延べと実数と違うというね、もちろん途中入園があったり、いろいろありますけど、県のほうだってそうじゃないんですか。12カ月ばちっと同じ数かどうかわからない。延べでやれば比較がしやすい

いなと思いますけれども、県の3歳未満の無料化のほうはこちらと。それ以上が1,500という、こういうことでいいんですか。

○子ども課長

数字の出し方がまちまちで申しわけございませんでした。一応、3歳未満児、県のほうの対象のほうは88人で、1,517は3歳以上の子供になります。

○中島委員

補助全額で幾らですか。

○子ども課長

無料化ということになりますので、県のほうから順番に行きます。県のほうの年間影響額は1,991万7,800円、それから市の制度の実施児、これについては影響額が2,278万4,300円です。それから私的については減免ということになるんですが、これの影響額が225万2,000円になります。

私立の幼稚園のほうの年間影響額は780万7,200円ということになります。

○中島委員

わかりました。総トータルはさっとわからないですけれども、保育料の第3子の無料化及び幼稚園の支援ということで、こういう制度を始めていただいたということですね。

県のほうがもっと拡大をしていただけるというわけですが、そのところについては、何か県のほうは動きがありますか。

○子ども課長

今のところ、県のほうから県の動きについては何も聞いておりません。

○中島委員

県下の全体の状況ということもあると思いますけれども、県の一定の役割を果たすようにということで、やはり今後、お話を上げていただきたいなというふうに思います。

それから、保育所の整備計画で、基金についても、私もやるべきだなというふうに思っておりまして、21年度は基金、計画をしていた5,000万円を市長は査定の段階で外したという経緯がございました。もちろん年間の予算の中で、この保育料

の建設ぐらいなら基金がなくてもやっていけるんだという、こういう見通しで基金は要らないと太っ腹に来たということであるならば要らないんですけれども、その点、先ほども議論があって、やらんとは言わなかったわけですが、どんなふうに見ていらっしゃるのか。今後の計画の流れとの関係がありますよね。ですから、それはどのように考えていらっしゃるのか、基本的に、お願いします。

○福祉子ども部長

保育所の整備計画ですが、当然ながら、計画に基づいて実施をしていきたいなというふうに思います。

午前中でしたか、杉原委員からも基金というお話がございました。その中で、確かに基金を積んでいくという一つの目的を持って計画的なという考え方もある一方、起債をですね、借金をする上での基金というふうにした場合、なぜ起債を設けて基金を積むんだということもあるものですから、当然、基金を積んで一つの計画に基づいて計画的なリニューアル、建てかえをしていく面が、これも重要な基金の役割だと思うんですが、そのすべて基金と一般財源でいけばいいんですが、今の状況でいきますと、起債ということも一つには考えていかないといけないのかなというふうには私は思いますと、この基金と起債との関係の一つには考えていかないといけないのかなというふうには、私個人としてはちょっと今、思っている。

ただ、基金を積むということについては、財政状況が許せば、それは当然、基金を積んで計画的に行っていきたいというのは当然だというふうに思っています。

○中島委員

一般論という形になったんですけれども、この整備計画の中でも、26年から30年というこのスパンの中に、建てかえ、それからリニューアルというのが、中央の子育て支援も入れて6ということで、これは5年間ですけど、6カ所の建てかえやらリニューアルを行うという、こういうことになります。

その後は、そう立て続けという感じではございませんけれども、一番の山が30年までの5カ年というふうに見受けられます。

これは借金でやればいいのかという話なのか、これでも少しずつでも基金があればいいのかと。投資的経費ということで基金という形で、投資的経費のかわり基金という形で積んでおくということも一つのやり方ですけど、それぞれの構図の大きさを基金を積むまでもないんじゃないかというふうに思っているならいいわけですが、この年次計画では、この5年間で幾らお金がかかるということは何も表示されてないわけですね。おおよそどのぐらいというのがあるんですか。そうするとそれが要るとか要らないとかということがはっきりするんですよ。

この5年間、それからその次の10年間、この次の5年間が一番たくさん立て続けに手を入れなければならない時期と。5年間ですよ。これは全部で幾らかかるのかということをはっきりさせなければ、基金が要るか要らないかもはっきりしないんじゃないですか。これは幾らぐらいかかるんですか。

○子ども課長

正確にはお答えできないと思うんですが、新林のリニューアルが約1億円近くかかっておりますので、だから変更契約まで含めて、リニューアル工事だけで5,444万1,450円であります。ただ、備品等いろいろなものを含めると1億円近くかかってしまっているかなというふうに思います。

新しく建てる場合ですが、南保育園の建築工事が3億9,900万円、約4億円で考えております。

30年度までのリニューアルを、新林は終わっていますので、宝、上重原西、上重原、これのリニューアル工事を1億円としますと3億円、八橋も含めると4億円、高根保育園の建てかえ、これを4億円としますと8億円がかかるんじゃないかということです。

○中島委員

5年間で8億円ということですね。今の概算ですね。そうすると、それほどすごい、5年間で

れば、基金を積むまでもないという考えであるんでしょうか。それは基金を積むには、このぐらいの期間でこのぐらいかかるものに対して基金を積むんだと、こういう考え方の基本があるのかどうか、副市長どうですか、それは。このぐらいなら要らないと。

○清水副市長

この保育所の整備計画の基金のお話、午前中もちょっと申し上げましたが、他のいろんな義務教育施設も含めて、やはり計画的に事をきっちりやっていくという前提は、そういった財政計画が目に見えてこないとなかなか難しい。

その中には財源、例えば一般財源はもちろんですけども、それに起債ですとか、ほかにもいろんなその時々国の交付金なんかあれば、そういうものをしっかり見つけながら、それをお願いしていくということになりますけども、やはりそれでも一般財源というものは一定の平準化というのがされていかないと、いろんな事業をやるのにこれは支障が来るというふうにも考えておりますので、そういった意味では、何がしかのそういう基金を確保しながら計画を立てて、それを実施していくということが望ましいというふうに思っているわけです。

ただ、前にも申し上げましたけども、今、基金を積むほどの余裕がなかなか出てこないということもこれは大事であります。

それと、先ほど部長が、起債と基金の積み立ての話をしていただきましたけども、これは当該年度に、片や起債で借金をした上に、さらに将来に向けての積み立てをするというのは、どちらもどちらみたいなどころもあるのかなという部分でという発想で正直に申し上げたと思うんですけども、それはそれとして、各事業費は、やはり一般財源と起債と国の交付金なり、それからその他財源としての過去から積み上げた基金の一部を取り崩していくということが一番、各年度における一般財源の平準化にもつながることですし、安定的な財政運営という面でも、これは必要なことだということは私自身も思っていますし、そういう方向で考える

必要があるだろうというふうに思いますが、今のこの5年間で8億円というのは、その各年度のそういう財源を確保するというにまず第一義的ということですね。それ以後の基金の積み立てというところまで、現時点ではどうなのかなという思いもありますけれども、基金の積み立て、そういったものが必要だという認識は常に持っております。

○水野委員長

ここで10分間休憩します。

休憩 午後9時07分

再開 午後9時14分

○水野委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

○中島委員

基金の考え方を伺いまして、この保育園の整備計画も具体的に、概算的にいいですから、その数字というものが大きくは持って、ほかの小学校などの建てかえということもおいおいという話になってくると、膨大になってくるということですので、そういったものも含めた形の保育園整備基金というわけではなく、やる必要があるのかなというふうにも思いました。

ただ、今、副市長がおっしゃったように、今、その余裕があるかということもありますので、現年度の税金は今、必要なことに使わなきゃならないという原則も、単年度主義もありますので、一概に言えない面があると。それはよくわかりましたので、ただ概算の大きな計画を数字で保育整備計画についてもつかむ必要があるだろうということ、これは今後、具体的に大ざっぱなあれを出していただいておいたほうがいいかなというふうに思います。

連続立体交差事業も、平成36年という長いスパンで来ているわけですから、そういう意味では、これもそれにひっかけて普通建設の投資の計画ということで出しておく必要があるだろうというふうに思いますので、それはぜひやってください。計画的な運営という点ではやっていただきたいと

いうふうに思います。

中央保育園が本会議のほうでいろいろ問題になりました。今の段階から予告をするなどとはとてもできないという、ことしの入園申し込みの際に予告をするということは議会軽視になりますよということで、これについては1年延伸と、こういう方向になったというふうに思いますが、いろんな施策において住民の皆さんの声を聞いてやりなさいよといういろんな厳しい意見が相次いだ中で、これは当然、勝手に推進しちゃいけないし、議会の3分の2が同意しなければならないという歴然とした公の施設の廃止という問題がありますので、これは1年延伸と。廃止という計画が延伸する。25年度に廃止と、こういうことですね。今、計算ができない。ちょっとその辺を明らかにしてください。

○子ども課長

25年度いっぱいをもって一応、廃園という形に進めさせていただきたいと。

○中島委員

年度の確認をただけで、まだこれはあなたたちの計画ですから、同意したわけでもないし、少なくとも、あなたたちの計画が25年度の末ということになったということの案が、ここには1年になってくると。それで、子育て支援センターの新しい単独施設を給食センターの跡地でつくってはどうかという、こういう提案もしているわけですが、これはもし他のところでやるならば、おくらせる必要はないわけですね。中央保育園と廃止されることと合わせる必要もない。さきにつくっても構わないと、こういうことになるんですが、そもそもオープン計画はいつですか。

○子ども課長

やっていきたいという市のほうの話になってしまおうと思うんですけども、中央保育園の廃園が25年度いっぱい、26年度に解体をして設計をしてということになりますので、建築が27年度に間に合うようにできればというふうに思うわけですが、申しわけございません、今のところ詳しいことは申し上げられないんですけども。

○中島委員

26年に子育て支援センターの3カ所目を開設するというのがこの計画の中にのっております。26年度に開設をすると、こういうことになっているわけなんですけれども、これも今の計画の中では変更になるという計画ですか。計画の計画って変ですけども、計画変更ということなのか、私は、場所を変えればそのとおりできるのではないかと、こういうふうに思うんですけども、あなたたちの考えとしてはどういうことになるんですか。

○子ども課長

私どもの計画としては、中央保育園の廃園と一体で考えておりますので、中央保育園の廃園をした後に、そこに支援センターを建てていきたいということでもあります。

○中島委員

そうすると、27年に開設ということになるということですか。25年3月まで中央保育園があるわけでしょう。あなたたちの計画ですよ。それから壊して建ててということになるわけでしょう。そうすると27年ということになるんですか。

○子ども課長

現在の計画では、27年オープンということになります。

○中島委員

ことごとく計画が変わってってしまうということには、待望されるこれはもっと早くやってもらいたいなというふうに思うんですけども、給食センター土地ということの提案もさせていただいたわけですね。児童センターもやはりここの中で26年にオープン、七つ目の児童センターまでオープンしていくという、こういうことが書かれているわけですよ。そういうふうに計画がなっているんだけれども、これはどうやって実現するんですか。

○子ども課長

子どもプランのほうに確かに目標として挙げてあるわけなんですけれども、たしか3月の折にも同じような質問を受けました。そのときには目標として何もなしに、ただ漠然とした目標ではまずいと

いうことで目標として挙げさせていただいたという答弁をさせていただいたような記憶があります。

同じく、たしか答弁でお話をさせていただいたかと思うんですけども、先ほど基金の積み立ての話の中にも出てきたんですけども、いろんな施設がある中で、やれるをものから手をつけていくというようなこと、仕事をしていくというような話をさせていただいたような記憶がありますので、児童クラブについても引き続き努力をしていくということでもあります。

○中島委員

この計画書は、平成22年3月に発表された中身であります。これは直近ですよ。最初からこの数字は希望的観測なんだというふうにやってしまうというのはいかがなものかと。この段階で26年は無理だなと。これは28年だなとか、いろんな検討がされなかったのかと思うぐらい、私は、このとおりやったら素晴らしいと思うんですけども、数字がそんなことでいいのかという、計画、目標数値というものがそんなに簡単にないがしろにされるものでいいのかという、そういうものを残す計画ですよ、だとするならば、何のための数字なのという。

これからいろんな計画、計画って出てきますけども、一応、のせただけで、やれるだけはやっていこうという数字なんですということであれば、目標を立てた意味がないですよ。責任ある計画とは言えないわけですよ。

これはない袖は振れんという話になってしまうのかわからないですけど、この計画をつくったこういうことに対しては、市長さんも一番最初にごあいさつがありましたけども、ここにごあいさつが載っていますよ、立派に。こういうのをこの間、出してばかりだけでも、もう今からお手上げという、こういう話は幾らなんでも寂しい話だと思うんですね。計画書って一体何なのかと。いかがですか。

○市長

市役所は計画行政をしていかないかんとということで、これに限らず、都市計画マスタープランと

かいろいろつくっております。

今、おっしゃられたように、見通しが甘いんじゃないかという御指摘であります。それについては、余りにも厳しい財政状況の中で、直近の22年3月の数値が乗っかっているというのが、やはり若干でも甘かったのかなという思いがあるんですけど、ただ、今、担当が申しあげましたように、目標はそういった形で進んでおるわけであります。

そうした中で、税収が非常に落ち込んでいるということで、なかなか今はうまくいかないわけでありまして、その辺のあたりは私どもも非常に厳しいというか残念な思いではありますが、目標はそういった形で、年度はずれていくこともあるかもしれないんですけども、手順はそういうようなことを方針としてやっていくということですので、御理解いただきたいと思っております。

○中島委員

目標というもの、志を持つのと目標数値というふうに入れるのはおのずと違うので、この辺では期待を持たせてがっかりさせるという、こういう計画書はよくないので、今、リーマンショックの話も出たけども、これも22年3月に発行したわけですけども、1年も前からリーマンショックの話は出ているわけでしょう。もう1年以上過ぎたわけですよ。税収が今後落ちるなどという見込みだあって当然その段階であるんですよ、ことしの2月に発表しているのにね。だから、そんな言いわけは私は通らないと思っておりますよ、財政の問題からいったら。このとおりにできないんだという計画書だっていることはよくわかりました。

それではもう一つ、学童保育について伺いますが、延長保育等がふえていくという計画の中でも出ているわけですけども、学童保育の時間延長というものについては、具体的に進んでいくのかどうか。77保育ということが言われているけども、こちらは6時半と。こういうところでは、もう少し目を開くべきではないかということについて、どうお答えいただけますか。

○子ども課長

学童クラブですね、学童保育のほうですが、利

用時間延長についてのお話でありました。現在、平日、下校時から6時半まで、土曜日及び学校休業日は朝の7時半から夕方6時半まで、終了はすべて6時半となっております。この終了時間を30分延長して7時ということで、19時にしたらどうかというお話ですけども、近隣市の話になってしまうわけなんですけど、終了時間を18時半以降としているのは碧南市が19時まで、通常でも放課後からやっております。それ以外は、安城では18時45分、15分多い状況となっております。高浜は、5施設中1施設で19時ということになっております。高浜は公立だと思っておりますけども、東海、中央、吉浜、つばさ、高取の5クラブは下校時から午後6時までということになっております。私立のほうだと思っておりますけど、1施設で19時までやっております、高浜の場合ですね。

知立市としては、近隣市でまちまちの状況があるんですけども、引き続き6時半まででお願いしたいということでもあります。

○中島委員

その理由をお示してください。

○子ども課長

保育園のほうで長時間やっておりますけども、学童クラブの場合、やる必要性が出てくると、すべてのクラブですべてが7時までということになるかと思っております。

それから、学童クラブ、学童保育のほうで結果的にお母さんが遅くなるということで、ファミリーサポートですが、そちらのほうの利用実績を見ますと、21年度の実績は、毎日利用者が3世帯という状態でありまして、毎週同じ日に利用というのが2件ありました。結果、二つ合わせても5件ということですので、実績からいっても6時半でお願いできれば、今までと同じようにファミリーサポート等を利用していただくのがいいのかなということでもあります。

以上です。

○中島委員

ファミサポを利用している人だけが要望しているというふうには思っていないのかな。

○子ども課長

私どものほうに声として、正直、私自身が聞いておりません。今、お話したのは、実績からということで、6時半でお願いしたいなということをお願いしたわけでございます。

○中島委員

じゃ逆に延長保育で6時半以降の保育園の利用している実数ですね、それも変わってくるわけですが、それも一緒に調べてありますか。

○子ども課長

ファミリーサポートを利用する保育園のお迎えですね、これについては、毎日利用は、昨年度の実績についてはありませんでした。毎日、同じ曜日に利用するというのが2世帯になりますかね、2件あります。不定期だけれども、月5から7回利用したというのが2件あるというのが実績であります。

○中島委員

延長保育を利用している人を聞いているんですよ。

また数字を教えてくださいな。

行政がやってくれないからファミサポでやって、1時間700円ぐらいですかね、あれ。1時間ファミサポ、これを毎日使わなきゃいけない人たちの苦労はどんなかなと思っちゃいますよね。これだけでも2万円かかっちゃうじゃない、毎日だったら。そうでしょう。30日までは利用しないかもわかりませんが、しかも1時間ですもの。2時間使うかもしれないですよ、それは。

細かい話はいいいけれども、大変苦労して、そうやってお金も使って、それでも働いていらっしゃる方がいるということに対しては、やはり他市でも碧南と、高浜は民間で1カ所ということではありますけれども、安城が45分までと、こうやってじわじわと努力しているわけでしょう、どこの市も。ですから、うちはやりませんなんて言い切って、ファミサポどうぞと。ファミサポは1時間700円ですよって、毎日使ったら幾らになります。大変なことですよ、これは。だから、そう軽々しくファミサポというふうには。

ファミサポはあくまでも臨時的に病気になっちゃったとか、そういうときはいいかもしれないですけど、毎日ファミサポを使わなきゃならないなんていったら大変な負担ですよ。それを前提にしてあるから、必要ないなんてことはとんでもないと私は思います。

延長保育というものをやっている保育園が今、4カ所ですかね。私立と合わせると5カ所ですか。5カ所で延長保育をやっていると。これからも延長保育はふやしていこうということを考えてみますよね。南も延長保育をやろうとしているんじゃないですか。違いますか。南も。7時まで延長保育、必要な方はちゃんとフォローしますと言ってやるわけですよ。それなのに学童保育はファミサポどうぞというのは、ちょっとつらいんじゃないですかと問題提起しておきます。もっと研究を前向きにやってもらわなきゃいけないですよ、これは。

子育て支援というのは余り言葉が好きじゃなくなっちゃったね、私も。ぜひ前向きな検討をお願いしておきます。

今、延長保育のことが、私、ちょっと聞いたんで、ついでに逆に病後児保育ですね。病児病後児保育というのがやられておりますけれども、ちょっと実績を聞いておきたいと思いますが、この中には載ってないんですね、それだけ。

○子ども課長

まず、先ほどの延長保育のほうの利用実績ですけども、21年度の延べですけども、これは人になりますので、子供さんの延べということで、有料無料合わせて1,224人になります。

今、御質問のありました病児病後児保育の実績でありますけれども、これについては、大変申しわけございませんでした。21年度の実績、主要成果に同じように載せるべきだと思います。来年しっかり載せるようにさせていただきます。

それで、実績の数字としては、21年度のこれもやはり延べでありますけれども、165人です。

以上です。

○中島委員

この病後児保育も大変なお金をかけてやっているわけですね。それにしても少ないなという感じがいたします。

決算数値をちょっと示してください。病後児保育の委託料です。

○子ども課長

21年度決算としては848万円です。

○中島委員

848万円ということで委託をしてやっていると、病児病後児保育。延べ165人ということです。これは固定的な金額になるということですね。固定金額、病院ですね。栄クリニックに固定的に、子供たちがいてもいなくてもこれだけを支払うという固定費ですか。

○子ども課長

一応、1年間の契約という形で、固定費という形でやっておりますので、委員の言われるように、あるなしにかかわらず、それだけ出るという形になるということです。

○中島委員

これは初年度、投資的なものがあるからということも含めてなっているのか、これからもずっとこういうことなのか、これもお聞かせください。

○子ども課長

固定費として、これからも同じ金額がかかっていくということでもあります。

○中島委員

ちょっとこれは過剰な予算だという気がするんですね。過剰ですよ。延べ165人ということではあるんですけども、848万円という委託料、これは厳密に仕分け対象になるんじゃないかという金額だなという感じがいたします。これは何人預けても、ふえても同じ、うんと減っても同じ、こういう契約になるということなのか、その辺を明らかにしていただいて、契約方法についても見直したほうがいいんじゃないかと思いますが、いかがですか。

○子ども課長

契約書の内容は今、手元に持っておりませんが、一応、固

定費という形で800万円余ということの契約ということにさせていただいているかと思います。

ただ、800万円のうちの3分の2、県の補助がありますので、800万円丸々市費を持ち出しということではありません。

よろしくをお願いします。

○中島委員

よろしくをお願いしますと言われても、しかし、そういう金額だなというふうには思わないですか。そういう延長保育、休日保育も委託をしてやっているわけですけど、一時延長は各保育園でやって、パートの先生たちが雇われてやっているというやり方ですけども、病児保育だけは病院に委託するんで、相当高いなという感じがしております。一度、検討課題にさせていただきたいというふうに思います。

子育て支援、大変、時間がなくなっているんで、このぐらいにしておきますけども、計画書が計画書でないような実態というのは、ちょっと残念だなという感じがいたします。

しかしながら、目標としては児童センターを各小学校区に一つ、これは長年の目標でありますので、これはきちっとやってもらわなければならないし、花山児童センターの増設もきちっとやってもらわなきゃいけないと、こういうことを強く要望しておきますので、よろしくお願いたします。

○水野委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○水野委員長

これで質疑を終わります。

次に、討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○水野委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。認定第1号について、挙手により採決します。認定第1号は、原案のとおり認定することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○水野委員長

挙手多数です。したがって、認定第1号 平成21年度知立市一般会計歳入歳出決算認定についての件は、原案のとおり認定すべきものと決定しました。

認定第2号 平成21年度知立市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についての件を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

○中島委員

済みません、先ほどちょっと予告してしまいましたのでね。

国保の会計は単年度では赤字、繰越金等があつて、実質収支は黒字という、数字は述べませんが、出ております。このままいったら来年はどうなるんだろうかということも言われております。来年度といっても22年度が来年度ですけども、今後の見通しという点で、まず大きくその動きについての評価をお聞きしておきたい。どう打開するかという、こういうことになるわけですけども、その点、部長さん、お願いします。

○保険健康部長

国保の評価ということですけども、一般質問でもお答えをしたわけですけども、今年度、形の上で黒字という繰越しが出たわけですけども、内実は単年度で計算しますと赤字ということなんです、通常ですと、この繰越金を基金に積み上げて、この基金を取り崩しながら経営をしていくというのが一般的な経営の仕方ですけども、今年度は昨年度の所得が落ちたということもありまして、国保税の収入が非常に減りました。この分が今年度繰越しが出た額とほぼ同じぐらいの額ということになりますので、今年度の経営は今までよりも非常に苦しくなつて、基金の3,700万円と、それと今、国保特会の中にありますやりくりをしても単年度の収支がくくれるか、年度末になつて医療費の支払いができるかどうかという、そういったようなことが危惧されるわけですけども、それで、今年度はそういったことで国保の基盤が非常に危ういという中ですので、医療費の支払いがで

きない場合につきましては、何とか一般会計のお助けをお願いできんかどうかと、そういったことになるか、あるいは23年度の税を繰上充用するかのどちらかになるだろうというふうに思っております。

もちろん医療費の見込みは下がつて、なおかつ収納率が好転すれば、この辺の心配は多少なりとも減ると思いますけれども、医療費の支払いがまだ数カ月分しか来ておりませんので、その辺は今のところでは現状の推移を見守るという状態にとどまっております。それが22年度の現状の所感であります。

それから、23年度の予算のことですが、22年度がそういった厳しい状況ですので、その繰り越しを翌年度に回すということは恐らく考えられないだろうというふうに思いますので、今年度、これから医療費の見込みをしつつ、それから国・県、その他の特定財源がどれぐらい入るかという、そういう計算をしながら、国保税として被保険者の皆さん方をお願いすべき額はどれぐらいになるかということ計算して、その額が今の国保税の率と比べましてどれぐらいの負担になるかという、そこら辺の検証をしつつ、またこれも財政のほうと国保の窮状をお話しして、その段階で23年度の予算編成をどうするかということになるわけですけども、この辺の一連の予定につきましては、時間があるようでないような、運協にもかけなきやいかん、あるいは財政との協議をしなければいかんということになりますので、今から早急にこの辺の見込みを立てていきたいなというふうに思っております。

○中島委員

数字のやりくりだけでいうと、本当にこういう状況で大変だという思いは共有できるなというふうに思いますけど、何しろ収入が減っちゃった人が多くて、所得割も減るし、収納率も減るし、ダブルパンチ、トリプルパンチで減ってくると、こういうことであります。

しかし、医療のほうはちゃんと保障されるかという、短期保険証だとかいうふうになつた方、そ

れからここではわからないのかな。差し押さえ件数というのはわかるんですか。ここはいつもわからないとおっしゃるね。

滞納分は税のほうへ行っちゃうと、総務文教のほうへ行っちゃうと。ここで聞いてもいつも返事がないということなんですけど、先ほど言いましたけど、差し押さえの方が現にいたわけですよ。国保で差し押さえになった人が何件ぐらいいるのか、わかりますかね、加藤さん。

○国保医療課長

申しわけありません。国民健康保険税だけの滞納者の方の差し押さえ件数については、申しわけありませんが、把握しておりません。

○中島委員

だけということはないだろうと思うんだけど、合わせて大体見込みになっているということだと思うんですが、向こうに行けばわかるんですよ。税務のほうに聞けばわかるんですよ。そういう数字も一度つかんでください。

市も大変だけど、差し押さえられちゃっている人もいて、その人たちの苦勞もあるんで、それも共有してもらいたい。その苦しみも共有してもらいたいということで、ぜひまたこれは後から教えてください、件数はね。差し押さえ件数。

資格証明書、短期保険証になってしまった方たちの数も教えてください。

○国保医療課長

資格証明書につきましては、8月末現在で2世帯、被保険者の数としましては2名の方でございます。

○中島委員

一応、21年度の決算だから、21年の話と分けてやってくださるとうれしいんですが。

○国保医療課長

申しわけありません。4世帯4名でございます。短期599世帯でございます。

○中島委員

知立市の場合の短期は6カ月短期でやっているというふうでいいですか。

○国保医療課長

6カ月でやらせていただいております。

○中島委員

これだけの方たちが、税が払えないからこういうふうな対応をされているということ、資格証明書でいうと、窓口100%、本人が支払ってきて、後から返してもらおうとかね、返してもらっても税をそこから出してくださいということになるんですけど、そういうことで、短期のほうも相当ふえているなという感じがいたします。

知立市も大変だ、本人たちも大変だ、こういうことで言うならば、保険税は下げてほしい、財政的には繰り入れをたくさんしてもらいたい、こういうことじゃないとやっていけないということになってしまうわけですね。

短期保険証で子供さんがいるという世帯が入っているかどうかもわかりますか。

○国保医療課長

短期保険証の交付の世帯の中には、子供さんのいる世帯も含まれておるといふふうに思っております。

○中島委員

何人ぐらい。

○国保医療課長

申しわけありません。子供さんの数については、申しわけありません、把握しておりません。

○中島委員

今、子供の貧困というふうに言われて、親の貧困が子供の貧困に本当に暗い陰を落としているということが言われております。ですから、この数字もはっきり明らかにしないと、その痛みがわかっていないということになりますよね。

短期ですから、窓口はもちろん3割負担でいいという点ではいいんですけども、やはり子供さんのあるところについては配慮してもらいたいなという、そんな気がいたします。ぜひ、そういう対応を考えていただきたい。

一宮市の例が出ておりましたけども、18歳未満、子供さんについては均等割を3割軽減するという措置をとられました。子供さんがいる方については、その分を収入のない家族ということで、3割

軽減をしようという策がとられました。

保険税を引き下げるといふ北名古屋市でしたかね、ありますし、そういう措置が今、大変な中だと思うんですね、どこの自治体も。しかし、保険料の軽減をしようという、こういう動きが出てきております。

ぜひ、その検討をお願いしたいと思うわけですが、今後、運協を開いて、この財政をどうするのかということ、保険料の値上げ、どうしようという、こういう議論が始まりそうという感じなんですけれども、その中でも、子供の貧困についてはきちんと対応していこうということであるならば、子供さんの保険税については均等割を軽減すると、こういうことも議論の中身に含めてほしいというふうに思います。すぐ運協を開くかどうかそれはわかりませんが、そういった視点を大事にしてもらいたいなということについてはいかがですか。

○国保医療課長

子供さんの均等割の減免ということでございますが、一般質問で部長も答弁させていただきましたように、国保税は被保険者の方に負担をしていただく部分と特定財源等を差し引いた部分を合わせた部分で医療費を払っておるわけでございます。均等割の減額ということで、減額した分の不足分というのが、一般質問でもありましたように、一般会計からの繰入れでどうかということもありました。

○中島委員

それは課長さんじゃあ無理だと思いますよ。

○保険健康部長

国保税で負担する分の総額というのは、委員、御存じのように、医療費から一定の部分、特定財源を引いた残りの分を国保税で賄っていくという、これが原則でありまして、均等割の減額分、これがいわゆる従来の減額分に相当する分でしたら、一般会計からの繰入金で賄われるわけですが、そうでない分については、国保税の中で賄わなければいけませんというような原則がございますので、この分につきましては、従来どおりの負担を

お願いしたいというふうに思っております。

○中島委員

政策的な話を私はしているんですね。それはわかるんですよ、数的な話はそういうことなんですけど、子供の貧困ということが今、問題になっているんですよ。子供の貧困。子供たちをどうやって救うのかということもかかわってくる、そういうところで減免ということが今、注目をされているということなんです。

ですから、これは政策的に子育て支援というか、そういった政策よりも、もっと貧困という部分なんです。子供たちを救っていくということがちゃんとできるか。短期保険証なんかでも、子供のいる世帯にも短期保険証という肩身の狭い思いをさせる、それが当たり前と、こういうふうになっているそこがいいのかということについては私はいいたいわけです。

市長、その点は、おわかりいただけるでしょうか。そういった事態が今のこういう大変な中ではありますけれども、子供にもそういったものが、しわ寄せが行っているんだという、そこに痛みを感じるという、行政がね、できるかどうかという、こういうことは私は大事だと思うんです。いかがでしょうか。

○林市長

子供の貧困、子供に対する支援というのはいろいろな形があるというふうに思っております。やはり国保会計を安定化させるということも保険者としての使命であります。そのバランスと申しますか、そういうことを考えながら、どういうふうにやっていくかというのは、運営協議会など、皆様方に御指導、御相談させていただきながら考えていくということが必要じゃないかなというふうに思っております。

○水野委員長

ここで10分間休憩します。

休憩 午後10時06分

再開 午後10時14分

○水野委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

○子ども課長

済みません、再度訂正をお願いします。

認定第1号の折に病児病後児保育の21年度の実績ですが、延べ165人と答弁させていただいたんですが、これは有料の子供さんのみの数字になりまして、いわゆる無料の子供さんまで含めた数字は、正しくは、延べ226人であります。訂正させていただくと同時におわび申し上げます。

よろしくをお願いします。

○中島委員

今回の国保については八方ふさがりだなという感じもいたします。これ以上、びびりたいたいで収納率が上がるのかどうか分からないという状況ね。短期保険証はどんどんふえていると。それでも払えないというような中で、繰り入れという問題もいつも課題になると。繰り入れの現状について、県下での水準も含めてお知らせをいただきたいと思います。

○国保医療課長

繰入金の県下での状況はということでございますが、21年度決算額で法定分も含めると3億5,462万6,673円を繰り入れております。法定外の部分でその他繰入金としては、福祉医療の波及分、特定健診等の繰入金、その他の繰入金ということで、合わせて1億5,003万1,295円を繰り入れております。

これは県下の状況で見ますと、被保険者1人当たりの状況で申し上げますと、年間被保険者平均で割った数字でございますが、1人当たり、その他繰入金ということで9,747円。これは県下の状況では、37市のうちの18番目に位置するものでございます。

以上です。

○中島委員

かつてはもっと下のほうだったかなと思います。ちょうど中間点まで来たという、こういうことですね。22年度などでは、最後、単年度収支がくくれるかどうか危惧されるという、この中で、選択肢で繰入金を一つ当たるのか、繰上充用で次の保

険料を使っちゃうかと、こういう選択のギリギリまで来ているということです。繰上充用となると、多分、その先の会計も大変厳しい中で先食いをしてしまうというのは、さらにその先、大変だということですので、ですから、ここのギリギリの部分については、さらに私は、繰り入れについても、これは22年度ということになるわけですが、必要であれば、ぜひやらないきゃならないんじゃないかというふうに思います。

運協などが開かれて、どうするのかという議論が当然、始まっていくだろうと思いますけれども、その前の段階では、ぜひそういった救済措置というものをとらなきゃいかんというふうに思います。

最後まで収納率を上げるということは課題だというふうに思いますけれども、熱心な相談ということでやっていただきたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

市長、繰り入れの点では、市長から伺ったほうがいいかなと思います。

○林市長

22年度の会計の話ですが、部長が申し上げましたように、繰り上げ充用か繰り入れかの二つかなと。過去には、昭和50年代後半に1回、繰上充用を国保会計でやっておる記憶があります。そのときどういうふうになっていったかなということも検証する必要があるんですけども、いずれにしましても運協のほうにも相談をしながら、また過去の例とか、あといろんな他市の事例等を見ながら、また23年度の傾向を見ながら、いろんな視点で考えていくことが必要かなというふうに思っております。

○中島委員

今、日本共産党として県にも補助金をアップしてくれと、県の支出金をもっと引き上げてくれという申し入れも行っております。

私が行ったわけではございませんが、行ったということで、共産党の県議会のメンバーとそれから県議予定候補という、こういう形で県のほうに足を運んで、大変な今、状況にあるので、県の支出金もふやしてくれというお願いに行きました。

当然本会議では、国の費用も過去ずっと減らされてきたというそういう経過についてもいろいろあったわけでありまして、本当に大変な状況だということについては、その辺、県が余りにも少ないということも含めて、声を出していただきたいたいということをぜひお願いをしておきたい。

答弁は結構です。よろしく願いいたします。

○水野委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○水野委員長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。次に、討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○水野委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

認定第2号について、挙手により採決します。

認定第2号は、原案のとおり認定することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○水野委員長

挙手多数です。したがって、認定第2号 平成21年度知立市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてについての件は、原案のとおり認定すべきものと決定しました。

認定第5号 平成21年度知立市老人保健特別会計歳入歳出決算認定についての件を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○水野委員長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。次に、討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○水野委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

認定第5号について、挙手により採決します。

認定第5号は、原案のとおり認定することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○水野委員長

挙手全員です。したがって、認定第5号 平成21年度知立市老人保健特別会計歳入歳出決算認定についてについての件は、原案のとおり認定すべきものと決定しました。

認定第6号 平成21年度知立市介護保険特別会計歳入歳出決算認定についての件を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

○中島委員

済みません。介護保険については、21年度は第4期ということで始まった初年度。しかもいろんな制度が問題視されて、介護従事者等の処遇改善に関する法律、こういうものもスタートして、介護報酬3%引き上げで、月2万円の賃金増になるのではないかというふれ込みが行われたわけですが、ここのところが今日的には、介護従事者が不足するだとかいろんな背景の中には、処遇が悪過ぎるといことが大きな課題になっているわけです。21年度決算として、この介護従事者の待遇改善が図られたのかどうか。ほかにもありますけども、この点についてお願いします。

○長寿介護課長

今、中島委員が言われるように、平成21年度から第4期の介護保険計画がスタートしました。その中で、介護報酬3%引き上げられたわけですが、これで介護職員の方々の処遇にすべて改善されたかという、そうでもないようなことであります。

そんな中で、国のほうとしましては、いわゆる介護職員処遇改善交付金を創設しまして、その中にいわゆる賃金体系等々を含めたもの、キャリアパスを仕組みの中に確立をして、各事業所に指導をしていくというようなことで、こういった制度が変わってきております。ですので、この処遇改善につきましては、今、申しましたような形で改善されていくのではないかと考えております。

以上でございます。

○中島委員

そういう答弁だとまた手を挙げちゃうじゃない

ですか。

市内の事業所という点では、処遇改善がどのぐらい図られたかのと具体的に聞いているんです。

○長寿介護課長

ヴィラトピアの施設長さんとお話をしたことがあるんですけども、そのときには、介護職員の方の出入りで処遇改善がなされてないというようなことも含めまして、職員の方の出入りが激しかったというようなことがあった時代があるそうです。今現在においては、ヴィラトピアの施設長さんの話によりますと、徐々に安定してきている。雇用形態も、介護職員の方についてはそういうような話を聞いております。

○中島委員

実際の答えにはなっていないなということです。すべての事業所がこれによって処遇が改善されたということになってないということを実際に聞いております。全然だめだった。対象にもならないところもあるということで、3%引き上げだけでも、処遇の改善にはつながっていないという、現実はいね、そこに一番あるんだということを見なければならぬというふうに思います。

ただし、この第4期という船出についても、さまざま認定の問題やホームヘルプの短時間化ということで、かえって賃金が低くなってしまったという、こういうこともあります。本当に安心して、介護保険がこれから安定して進むかどうかということがまだまだ全然見えてこない。しかし、国民の中には、この介護保険制度というものが、ある意味、定着をしてきているということでは、改善に向かって努力していかねばならないというふうに思うわけです。なくしてしまうと今さらできない。そういう中で何とか改善しなきゃいけない。だけどまだ突破口が見えてこないなという、そんな感じがいたします。

民間にお任せなので、なかなかという話も午前中ありましたけども、本当にそういうことでは公的な責任がしっかりと果たせていないという感じが大変強いです。

討論ではないので、余りしゃべっても何で

すからあれですけども、今後、もっともっと働く人たちの改善を求めておきます。

○水野委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○水野委員長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○水野委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

認定第6号について、挙手により採決します。

認定第6号は、原案のとおり認定することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○水野委員長

挙手多数です。したがって、認定第6号 平成21年度知立市介護保険特別会計歳入歳出決算認定についての件は、原案のとおり認定すべきものと可決しました。

認定第7号 平成21年度知立市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についての件を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○水野委員長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○水野委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

認定第7号について、挙手により採決します。

認定第7号は、原案のとおり認定することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○水野委員長

挙手多数です。したがって、認定第7号 平成21年度知立市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決

算認定についてについての件は、原案のとおり認定すべきものと決定しました。

ここでしばらく休憩します。

休憩 午後10時30分

---

再開 午後10時32分

○水野委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

陳情第10号 「子ども手当」見直しを要望する陳情の件を議題とします。

御意見がありましたら発言をお願いします。

○杉原委員

それでは、陳情第10号、「子ども手当」見直しを要望する陳情について、市政会を代表いたしまして、賛成の立場で意見を述べさせていただきます。

政府は、ことし6月から子ども手当を財源の見通しが立たない中、支給を開始いたしました。高額所得世帯や外国人の海外に居住する子供たちには支給される一方、支給されるべき児童養護施設へ入所している子供や海外にいる日本人の子供たちには支給されないなど、多くの問題を抱えている制度であります。これから始まる配偶者控除の廃止も所得税の増額をもたらしかねない状況であります。

また、当初、全額国庫負担金となっていたことし限りの暫定措置を地方自治への負担を継続することも発表されています。各地方自治体は財源が厳しい中、子ども手当はばらまき政策、いわゆる将来の子供たちにツケを回す政策であり、真に子育て支援になる政策として全面的に見直すべきだと考えます。

以上、陳情第15号について、賛成の立場で意見を述べさせていただきました。

○三浦委員

杉原委員と同じく、見直しすべきと思ひまして、採択をお願いいたします。

○水野委員長

ほかに意見はありませんか。

○高木委員

私もやはり当初はすごくいいことなのかしらと思っていたんですけども、やはり他国と比べても日本は、確かに子ども手当を考えなければならぬということはあるんですけども、しかし、今の現状では、やはり扶養控除とか配偶者控除とか、いろんな面でお金の財源ということがまず全くなっていないような気がします。私も見直しに賛成します。

○杉山委員

公明党としても、当初からこれに関しては、今年度の予算の中で子ども手当の件は賛成いたしましたけれども、来年度からは特に、本当に地方自治に対してのこういった部分に対しての負担が大きくなっていった現状でありまして、子ども手当に関しましては見直しを要望するというので、賛成いたします。

○中島委員

私は、この陳情第10号については、反対の立場から発言をいたします。

子ども手当の見直しは、今、実質的には必要になっているかなというふうに思います。今、国のほうは、マニフェストとおりにやれなくて、半分だけ支給するというのでスタートをいたしました。この半分ということについて、それでまたこれを全額というふうになる場合にも、これは相当の議論がなければならない。法的な措置もとらなければそう簡単にはできない。当然のことながら、その段階で財源の問題、これからもうどういう手当を支給していくのかという議論、それがもう行われるということには私はなっているというふうに思います。もうそのまま行けないんだということが民主党の中でもはっきりしているんだと私は思うんです。

あえてこれに反対するというについて言うならば、やはり第1番目に書かれてあります自助の考えが欠如しているんだと決めつける、私はこういう趣旨では到底賛成できないなというふうに思うわけです。

児童福祉法そのものは、すべて国民は児童が心身ともに健やかに生まれ、かつ育成されるように

努めなければならない。すべての児童がひとしくその生活を保障され、愛護されなければならないと、こういう精神が第1条に書かれているわけですし、国や地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う、この原理はすべての児童に関する法令の底辺にきちっと抑えておかなければならない、尊重されなければならないものなんだと、こういうふうには児童福祉法1条、2条、3条と続くわけです。

世界でという話でいいますと、日本が今、こういうことですが、イギリスでは1万7,000円まで16歳未満、ドイツでは2万3,000円18歳未満、スウェーデンでは1万7,000円を16歳未満、こういう形で、全部ではありませんが、例があるわけでありまして、子供へのこういった現金支給というものがあるものが全面的に頭から否定されるものではないという立場、そういう意味でいうと、この第1項で、大体自分がやるべきであって、自助、共助、公助の順番であって、必ず第一義的に家庭なんだという、これを強調されるということについて私は、大変、異議を唱えるものであります。

子ども手当そのものの見直しについては、しなければならぬという立場、当然、全額支給ということでは日本共産党も推進という立場ではありません。保育所の整備とか、さまざまな子どもの施策そのものの充実、そういったこと、貧富の格差という問題、これも含めて見直しという、こういう立場は当然持っているわけでありましてけれども、この陳情について、特に意見書をもし上げるとしたら、ここの1番は絶対に認められないと。見直しということだけでなく、最初からそういったものを否定する考え方が述べられている、ここのところについては十分注意しなければならないと思うわけでありまして。

反対ということでありましてけれども、もし意見書を出すようなことになったとしても、この1番の項目については外していただきたいなということをお願いいたします。

○水野委員長

それでは、これより採決します。

陳情第10号について、採択することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○水野委員長

挙手多数です。したがって、陳情第10号「子ども手当」見直しを要望する陳情の件は、採択すべきものと決定しました。

ただいま陳情が採択されたのに伴い、意見書の案文について御協議願います。

○川合委員

文案につきましては、提出者及び賛成委員に御一任いただければと思います。

よろしく願います。

○中島委員

一任というか、今の私の意見も取り入れていただけたらというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○高木委員

私も同様で、この内容がすべていいというわけではありません。やはりもっと深いところで考えなければならぬということをお願いしました。

やっぱり自助という言葉に対してはなかなか難しいところがあると思うものですから、ちょっとこの言葉は、私は適切ではないような気がいたします。

○杉山委員

私もこの点については、1項目目とかは問題点だと思っておりますので、外していただきたいと思っております。

○石川委員

原案のとおりで結構でございます。

○中島委員

こういう意見があったということで、正・副委員長がそれを多少加味していただけるかどうかということは、裁量の問題としてぜひやっていただきたいというふうに思います。

○川合委員

いろいろな意見をいただきましてありがとうございます。ただいまいただきましたような御意見

をもとに、正・副委員長で、また賛成委員の皆様のお考えもまた加味しながら文案をつくっていきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○石川委員

委員長にお任せしてもいいんですが、今のところは大変重要なポイントでありますので、その自助を省くか省かないかということは、ここで一遍採決してください。

○水野委員長

しばらく休憩します。

休憩 午後10時43分

---

再開 午後10時47分

○水野委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

では、今の話し合いの結果、陳情第10号につきましては、正・副委員長一任で御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○水野委員長

意見書の議案については、提出者は副委員長、賛成者は委員長を除く賛成委員として、最終日に議員提出議案として上程します。

以上で、本委員会に付託された案件の審査は終了しました。

なお、本会議における委員長報告の文案につきましては、正・副委員長に御一任願いたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○水野委員長

異議なしと認め、そのように決定しました。

以上で、市民福祉委員会を閉会します。

午後10時48分閉会

---

ここに経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

平成 年 月 日

知立市議会市民福祉委員会

委員長